平成31年3月天栄村議会定例会会議録目次

第	1	号	(3月5日)	
>14	_	•	(0), 01.7	

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会議録署名議員の指名
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
諸般の報告並びに例月出納検査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
陳情の付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
村長行政報告
一般質問
服 部 晃 君
熊 田 喜 八 君
北 畠 正 君3 :
後 藤 修 君4(
散会の宣告····································
第 2 号 (3月6日)
議事日程
本日の会議に付した事件······5 7
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名5
職務のため出席した者の職氏名
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程の報告
議室第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

学学体のロの「イロ ===		 1∧1	松油	~ -					
			采决(
			采决····································						
			采决						
			采决(
			采决(
議案第7号の上程、説	.明、質疑、	討論、技	采決	7 3					
			采決						
議案第9号の上程、説	明、質疑、	討論、打	采決	7 8					
議案第10号の上程、	説明、質疑			7 9					
延会の宣告				3 1					
第 3 号	(3月7日)							
議事日程				3 3					
本日の会議に付した事	件			3					
出席議員				3 3					
欠席議員				3 3					
地方自治法第121条	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名								
職務のため出席した者の職氏名·······8									
開議の宣告				3 5					
議事日程の報告				3 5					
議案第10号の質疑、	討論、採決			3 5					
議案第11号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決	3 7					
議案第12号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決	3 9					
議案第13号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1() 1					
議案第14号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1() 4					
議案第15号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1(5 (
議案第16号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1() 6					
議案第17号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1(7					
議案第18号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1(9					
議案第19号の上程、	説明、質疑	、討論、	、採決1 1	1 0					
			、採決1 1						
			、採決1 1						
			、採決1 1						

議案第23号の上程、説明1	1 9)
延会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5	5
第 4 号 (3月8日)		
議事日程	4 7	7
本日の会議に付した事件	4 7	7
出席議員	4 7	7
欠席議員····································	4 7	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	4 8	3
職務のため出席した者の職氏名 1	4 8	3
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4 9)
議事日程の報告	4 9)
議案第23号の質疑、討論、採決	4 9)
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・1	8 8	3
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・1	9 4	1
議案第 2 6号の上程、説明、質疑、討論、採決 1	9 5	5
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・ 1	9 6	3
延会の宣告····································	9 8	3
第 5 号 (3月11日)		
議事日程	9 9)
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9 9)
出席議員	9 9)
欠席議員	0 ()
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 $\cdots \cdots 2$	0 ()
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 ()
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 1	L
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0 1	L
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・2	0 1	L
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決2	0 2	2
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決2	0 4	1
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決2	0 6	3
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決2	0 7	7

議案第33号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 () 9
議案第34号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 1	L O
議案第35号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 1	L 8
議案第36号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 1	L 9
議案第37号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 2	2 1
陳情審查報告					2 2	2 7
閉会中継続審査申出…					2 3	3 0
表彰状伝達					2 3	3 2
日程の追加					2 3	3 2
議案第38号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 3	3
発議案第1号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	2 3	3 5
閉会の宣告					2 3	3 6

3 月 定 例 村 議 会

(第1号)

平成31年3月天栄村議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年3月5日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

例月出納検査の結果

日程第 4 陳情の付託

日程第 5 村長行政報告

日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大多	頁賀	渓	仁	君	4番	服	部		晃	君
5番	小	山	克	彦	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	後	藤		修	君	10番	廣	瀬	和	吉	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	添	田	勝	幸	君	副村長	森			茂	君
教育	長	久	保	直	紀	君	参 事 兼 総務課長	清	浄	精	司	君
企画 課	汝策 長	北	畠	さっ	き	君	税務課長	黒	澤	伸	_	君
住民福課	畐祉 長	熊	田	典	子	君	参 事 兼 産業課長	揚	妻	浩	之	君

会 管 理 者 建設課長 君 君 内 山 晴 路 森 廣 志 湯本 天 栄 保育所長 君 弘 幸 君 星 裕 治 兼 子 支 所 長 生涯学習 学校教育 櫻井 幸 治 君 小 Щ 富美夫君 課 長 課長

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 伊 藤 栄 一 事務局長

書 記 星 千 尋

書 記 大須賀 久 美

◎開会の宣告

○議長(廣瀬和吉君) おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成31年3月天栄村議会定例会にご参集いただき、 誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成31年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより平成31年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(廣瀬和吉君) 本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(廣瀬和吉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 円 谷 要 君

3番 大須賀 渓 仁 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(廣瀬和吉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長(小山克彦君) おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月26日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成31年3月天栄村議会定

例会の会期について審議をいたしました結果、今定例会の会期は、本日3月5日より13日までの9日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りをお願いします。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長(廣瀬和吉君) お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より3月13日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本定例議会の会期は、本日3月5日から13日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長(廣瀬和吉君) 日程第3、諸般の報告並びに例月出納検査の結果については、皆さん のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長(廣瀬和吉君) 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理し所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付した陳情文書表のとおりでありますので、報告いたします。

◎村長行政報告

○議長(廣瀬和吉君) 日程第5、村長行政報告。

村長より、平成31年3月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) おはようございます。

本日ここに、平成31年天栄村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案37件をご審議いただくわけでありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況並びに平成31年度における施策の概要を申し上げます。

まず、2月8日にうつくしまふくしま未来支援センター特任教授、天野和彦氏を講師に迎 え、職員防災研修会を開催し、職員の防災意識の向上と地域防災の重要性について学んだと ころであります。

また、2月23日、24日、村駐在員会の視察研修で、東京臨海広域防災公園、そなエリア東京を見学し、災害発生時において、まずは自分の身を守る自助、地域においてお互いに助け合う共助について研修を受け、自主防災組織のリーダーとして意識を新たにしたところであります。

次に、地方創生、移住・定住の推進につきましては、都内での移住フェアにて相談ブースを設け、声かけなどのPR活動を行っております。村ホームページの空き家バンク情報を見て来場されたり、来場されなくても空き家情報の閲覧から来村され、その後、住宅購入まで話が進んでいるケースも出てきております。また、今年度から配置した移住コーディネーターが主となり、村外からの空き家、移住関係相談を行っており、所管である企画政策課と情報を共有し、対応に当たっているところであります。今後も、居住可能な空き家の登録を推進し、空き家バンクを活用しながら、積極的なPRを行い、移住促進に努めてまいります。

次に、関係人口創出事業のモデル事業につきましては、まず、空き家利活用に必要な費用を集めるため、クラウドファンディングによる支援を10月より3カ月間呼びかけたところ、150万円の目標額に対し197万円の寄附を集めることができました。これらは空き家改修事業に活用させていただくこととしております。

また、村に来ていただき、かかわりを深めてもらえる機会を提供する仕組みとして、天栄ファンクラブを2月に創設いたしました。このクラブの特典としましては、イベント情報の提供や体験プログラム及び村内施設等での優待、さらには村内体験ツアーへの招待などを予定しております。

これらと併せ、昨年12月に行った関係人口セミナー・ツアーなどの内容も含め、総務省への成果報告を2月19日に行ってまいりました。

全国のモデル地区における実施状況から見ましても、この関係人口への取り組みは地域の活性化に有効な手段であることから、本村におきましても、これまで築いた関係性を継続させつつ、地域の方々が地元のよさを再認識し、課題の解決に向けて積極的に取り組んでいける事業を今後も展開してまいりたいと考えております。

次に、こおりやま広域圏の形成につきましては、1月23日に連携協約締結式が行われ、郡 山市と近隣14市町村が協約を締結いたしましたので、ここにご報告させていただきます。

次に、こども未来応援事業につきましては、昨年12月末に、サッカー選手になりたい夢を持つ生徒を応援するため、日本サッカー名蹴会の金田喜稔会長や山田隆裕様をお迎えし、サッカークリニックを開催しました。天栄中学校サッカー部とサッカースポーツ少年団などの子どもたち40名が参加し、一流選手の指導を受けたことで、子どもたち一人一人がさらに上の目標を持つことができたよい体験となりました。

また、声優、歌手になりたい夢を持つお子さんへの応援では、いわき市在住の歌手や相馬 市在住の声優の方に、郡山市内のスタジオにおいて実際に発声の仕方やイントネーション、 朗読、アフレコなどの指導をしていただきました。この体験を通じて、プロの技術と姿勢を じかに感じることができ、夢の実現に向けて大きな力となった様子でありました。

これで今年度選考した6件のチャレンジは全て終了しましたが、今後も子どもたちの夢や 目標が現実となる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税事業につきましては、国の指針により、全国的なふるさと納税ブームの沈静化を受け、本村においても寄附額の減少が顕著であります。1月末までの寄附件数は675件、金額では1,601万6,000円で、昨年の同時期の比較で3割程度となっております。本村としましては、引き続き国の方針に従いながらも、寄附金の使い道を明確にし、さらに応援していただけるようPRを行い、寄附額の増加に努めてまいります。

次に、福祉関係につきましては、12月15日に、映画「ケアニン」無料上映会を文化の森てんえいで開催しました。これは、鏡石町と共同設置しております認知症初期集中支援チームが企画したもので、村内外の多くの方が鑑賞し、認知症への理解を深めたところであります。また、3月9日には認知症セミナーも予定しており、医師による講演会やグループワークを通して認知症に関する普及啓発をさらに図ってまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、今年度より地域自主サロンの立ち上げを進めており、 現在6地区が介護予防体操や茶話会などに定期的に取り組んでいるところであります。来年 度以降も実施地区の拡大を図るとともに、既存地区の支援をしながら、高齢者が元気で生き 生きと生活できるような地域づくりを目指してまいります。

次に、児童福祉につきましては、第2期天栄村子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、教育、保育、子育て支援の充実を図るためのサービスの利用状況や、今後の利用量見込みなどを把握するためのニーズ調査を実施しているところであり、来年度はこの調査結果を踏まえ、平成32年度から5年間の計画を策定することとなっております。

次に、健康づくり事業につきましては、医療機関で受診する特定健診、各種がん検診等の施設検診が1月末で終了いたしました。検診の受診勧奨に努めた結果、施設検診の受診者総数は延べ775人で、疾病の予防、早期発見、早期治療に大きな効果を上げたところであります。

また、特定健診で保健指導の対象となった方々には、保健師の訪問や栄養士の面談等で、 6カ月間継続的に運動、食事面の生活改善を支援してまいりましたが、2月8日に血液検査 等での最終評価を実施し、支援の効果を確認しているところであります。さらに、今年度は 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを須賀川医師会の協力を得て策定し、3月に開催される 須賀川医師会理事会で承認を受ける予定であります。このプログラムをもとに、今後は糖尿 病が重症化して人工透析に至ることのないよう、地域の医療機関と連携しながら効果的な保 健指導を進めてまいります。

来年度につきましても、引き続き心と体の健康づくり事業を推進し、村民の継続的な健康 管理に努めてまいります。

次に、税務関係につきましては、2月8日より平成30年分の所得に係る納税相談として、確定申告並びに住民税、国民健康保険税の申告の受け付けを行っており、3月15日まで実施しているところであります。今回の申告相談より、国税とのデータ連携システムを取り入れたことにより、従来よりも円滑な税還付や一部添付書類の省略などが可能になるなどのサービス向上が図られております。

また、年末から1月にかけて、村内小中学校の児童生徒を対象に租税教室を開催し、税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及、啓蒙に努めました。

収税業務につきましては、昨年10月から年末にかけて、全職員体制による村税等特別滞納 整理対策本部を設置し、滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、村税等の徴収強化を図 ったところであります。

また、2月には年金支給に合わせた関東地方における固定資産税の一斉徴収や、金融機関の調査及び財産の差し押さえ等の滞納処分を実施し、税の公平性を確保し、収納率の向上を図っているところであります。

次に、国土調査につきましては、広戸第25地区沖内地区の本閲覧を2月に実施し、今後の 認証に向けて作業を進めているところであります。

次に、農林業につきましては、先般、県から平成31年産米の生産数量の目安が示され、本村の主食用米は、本年の作付実績と比べ9~クタール減の764~クタールが作付面積の目安とされたところであります。

村地域農業再生協議会では、これまで同様、この数量と水田面積をもとに、生産者ごとに 生産数量の目安を設定することにより、引き続き需要に応じた米生産を推進し、米価及び農 家所得の維持向上を図ることとしております。

また、放射性物質の吸収抑制対策として実施している塩化カリウムの散布につきましては、30年産米の全量全袋検査及び旧村単位に設定した試験圃場の米の分析結果において放射性物質が検出されなかったことから、本村の散布は30年産をもって休止することが決定されました。

なお、31年以降、全量全袋検査で放射性物質が検出された場合は、その翌年から散布が再開されることとなります。

道の駅季の里天栄の周辺を整備するふるさと公園整備計画につきましては、土地収用法の 規定による事業認定の手続が終了し、昨日、全ての土地所有者と土地売買等の仮契約を締結 いたしました。なお、この契約に係る議案は、本定例会に追加上程し、ご審議いただくこととしております。

ふくしま森林再生事業につきましては、下松本地内の17へクタール及び大里地内の21へクタールの森林整備が完了し、現在、上松本地内の12へクタールにおいて整備を進めております。

次に、観光関係につきましては、引き続き県や関係団体等と連携しながら、首都圏での旅 行商談会や催事において観光PRを行い、県外からの誘客促進に努めております。

また、観光協会の合宿誘致事業につきましては、98団体、延べ宿泊者数3,813人となっているところであります。

次に、企業誘致につきましては、企業の立地計画等を把握するため実施したアンケート調査をもとに、企業を抽出、訪問し、大山工業団地の概要や立地に対する支援制度などを説明しているところであります。いずれの企業も具体的な立地計画は有しておらず、直ちに本村へ誘致することは困難でありますが、今後も定期的な訪問や情報提供を継続し、誘致につなげてまいります。

次に、仮置場に保管している除染土壌等につきましては、順次中間貯蔵施設への搬出を行っており、現在、下松本仮置場の搬出が完了し、太多郎地区及び南沢地区の搬出輸送を実施しているところであります。これにより、村内の仮置場のうち約半数以上の仮置場の搬出が終了することとなり、これらの仮置場につきましては、今後原形復旧に向けて協議を進めるとともに、未搬出の仮置場においても早期に搬出されるよう、環境省や関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、主な道路整備事業につきましては、前谷地西原線の改良及び舗装工事が1月に完成 し、道路の付け替えが完了したところであります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、村道戸ノ内丸山線改良舗装工事及 び塩平柏山線改良舗装工事を12月に発注し、年度内完成に向けて取り組んでいるところであ ります。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、天房四十檀線舗装補修工事及び第二牧本橋橋梁補修工事が1月に完成し、弁天橋及び大徳坊2号橋は計画どおり工事を進めているところでありますが、胡桃沢橋補修工事につきましては、積雪などの影響により年度内完了が困難と見込まれることから、繰り越しを視野に入れ、早期完成に努めていきたいと考えております。

農業土木事業では、児渡地区の農道整備工事が1月に完成し、大里北部の柏山地区水路設置工事につきましては、年度内完成に向け工事を進めているところであります。

また、住宅関係につきましては、民間賃貸住宅建設補助事業によるアパート建設も、1棟

4戸の新たな住居が完成間近となっており、現在入居者を募集している状況であります。

次に、水道事業では、飯豊地区の石綿管更新事業の配水管布設替工事を実施しており、年 度内完成に向けて工事を進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、本村の中学生に、村の施策や村づくりに関心を深めるとともに、村政に対する質問や答弁を通して、議会や政治の仕組みを体験的に学び、生徒の意見や提言を今後の村政に生かしていくことを目的として、12月26日に天栄村中学生による模擬議会を開催いたしました。当日は傍聴席がいっぱいとなる中、天栄、湯本両中学校から選出された模擬議員たちが、中学生ならではの視点から質問を行うとともに、村の施策や取り組みについて理解を深め、大変有意義な体験をすることができた模擬議会となりました。

2月7日には、第60回湯本地区学校スキー大会がスキーリゾート天栄で開催され、村内小中学校の児童生徒が、日ごろの練習の成果を存分に発揮するとともに、学校間の交流も図ることができ、有意義な大会となりました。

2月8日には、村内幼稚園、小中学校のPTA並びに教職員の教育への意識の高揚を図る 教育講演会を開催し、創価大学教職大学院准教授を講師に迎え、主体的で深い学びを支える 学級づくりと題し、今後の教育のあり方や学級経営への参考となる意義ある講演をいただく ことができました。

また、引き続き村内の教職員が、日々の教育実践の中から問題点を捉え、1年間の研究や 実践を通して教育活動の改善、充実を図る教職員研究物表彰式を開催し、出品点数70点の作 品の中から代表者による実践発表を行うとともに、これらの研究物の作品を1月29日から2 月8日まで生涯学習センターにおいて展示し、研究の成果が広く披露されました。

子どもたちの活躍につきましては、湯本小学校6年生が第63回福島県書きぞめ展において準大賞を受賞するとともに、団体の部では湯本小学校・天栄中学校が奨励学校賞を受賞、1月26日に東京都で開催された創造アイディアロボットコンテスト全国中学生大会の活用部門には、天栄中学校より2チームが出場、また、2月23日には天栄中学校女子バスケットボール部が大東中学校との混合チームで福島県ジュニア選手権大会に出場し、練習の成果を存分に発揮してきたほか、湯本中学校が、福島県教育委員会主催の「ふくしまを十七字で奏でよう絆ふれあい支援事業」で学校賞を受賞するなど、ほかにも地区のコンクール等ですばらしい成績をおさめております。

次に、生涯学習につきましては、まず12月22日に、今年度2回目となる早稲田大学国際教養学部に在籍する学生団体セカクルとの共同事業、つなぐ英語教育推進事業を天栄中において開催しました。当日は、学生13名が東京から来村し、天栄中の生徒と英語を使ったディスカッションやゲームなどを行い、交流を図ったところです。生徒たちは、学生たちから他の国の習慣や外国人から見た意外な日本の習慣などを英語で紹介され、英会話だけでなく、多

様な文化を許容する心も学んでおり、このような機会を今後も与えていきたいと考えております。

また、冬休み期間にはてんえい子ども教室を山村開発センターにおいて開催いたしました。 牧本小学校や大里小学校から34名の児童が参加し、英語音声によるDVD鑑賞や図書室においての読書活動を行い、子どもたちへの学習の機会の提供に努めたところであります。また、 今は余り見られない、凧を自分たちで制作し、冬の空に揚げる授業も行い、子どもたちにつくる楽しさを学んでいただいたところであります。

社会体育につきましては、冬のスポーツ教室として、1月19日に郡山市の磐梯熱海アイス アリーナを会場としてスケート教室を、1月26日にはスキーリゾート天栄を会場として、ス キー・スノーボード教室を開催しました。いずれも村内の小学生が参加し、それぞれのイン ストラクターの指導のもと、各個人に合わせた技術の向上に努めました。

湯本公民館におきましては、湯本しぜん塾で、12月9日に湯本のゆぜん様でのライトアップ、1月14日には昔ながらのだんごさし、つちんぼの踊り、どんど焼きを体験し、参加した子どもたちは改めてふるさとを見詰め直す機会となりました。

次に、平成31年度の施策の概要について申し上げます。

平成31年度の一般会計当初予算は、第5次総合計画の将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現のため、5つの基本目標を中心に各課が連携して積極的に取り組むための予算編成としたところであります。

1つ目の「みんなで安全・安心な環境づくり」では、潤いある住環境を確保するため、豊かな自然環境の保全と防災体制の強化、道路の維持、整備を進めてまいります。また、消防車両の更新や防犯カメラの整備、集会施設の修繕費用の助成を実施し、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。さらには、人口減少対策として、若い世代の定住の受け入れや2地域居住など、村へ移住したい方々への生活の支援を実施し、魅力ある村づくりを推進してまいります。

2つ目の「みんなで支え合い築く健康づくり」では、がん予防や生活習慣病の改善のため、 食生活や運動の大切さなどの普及啓発を図る取り組みを進めてまいります。また、全ての世 代が住みなれた地域でお互いに助け合い、生き生きと暮らせるきめ細やかな福祉サービスを 提供してまいります。さらには、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制 の充実を図ってまいります。また、わんぱく広場や預かり保育、放課後児童クラブ、放課後 子ども教室など、安心して子育てができる環境づくりにも努めてまいります。

3つ目の「みんなで地域を活かした産業づくり」では、村の基幹産業である農業と観光を 振興するため、これまで進めてきたさまざまな事業に加え、今年9月に羽鳥湖周辺で開催さ れるオートキャンプ世界大会実行委員会への助成など、交流人口の増加を進めてまいります。 また、鳥獣被害対策を図り、農作物の被害を防止してまいります。

4つ目の「心豊かな人づくり」では、学校、家庭、地域が一体となった取り組みや英語教育など特色ある教育を展開するなど、次代を担う人材の育成に努めてまいります。また、村学校給食センターの改築につきましては、本体工事に着手し、完成に向けて進めてまいります。また、引き続き、こども未来応援事業や一人暮らし高校生生活支援金などを通じて、本村の人材育成につなげてまいります。

5つ目の「未来につなぐ村づくり」では、村民を主役とした村民のための地域づくりの実現を目指し、村民と行政が協働する村づくりを進めてまいります。

これらの施策を積極的に推し進めるため、一般会計の予算総額は46億4,600万円としたところであります。

平成31年度においては、少子高齢化や人口減少という現状をいかに解決していくのかが大きな課題となります。この難局を乗り越えるためにも、議会議員の皆様を初めとする村民の皆様の御協力が必要でありますので、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、労働基準法の改正を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 災害 形態金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害 形態金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の改正に伴い、関連する専門職の要件が追加されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地 方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の出動手当の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 須賀川市と天栄村との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議につきましては、本年6月から福島県より権限移譲される一般旅券の申請受理及び交付等の事務について、須賀川市に事務委託するための必要な協議を行うものであります。

議案第9号 工事請負契約の一部変更につきましては、道路の幅員拡幅による安全確保の ための児渡滝田線道路改良工事の工事請負契約について、当該契約の一部を変更するに当た り、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の 議決を求めるものであります。

議案第10号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について、議案第11号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定についてでありますが、これらの2施設におきましては、平成28年度から3年間の期間で指定管理者制度により施設の管理を委託してきたところでありますが、この3月で期間が満了となることから、新たに指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 平成30年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,412万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ47億5,313万8,000円とするものであります。

議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,107万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億9,732万5,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,672万1,000円とするものであります。

議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ106万5,000円とするものであります。

議案第15号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、 歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第16号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,487万円とするものであります。

議案第17号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ13万円を減額し、歳入歳出それぞれ241万2,000円とするも のであります。

議案第18号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ55万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,372万5,000円とする ものであります。

議案第19号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億8,063万9,000円とするものであります。

議案第20号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ2,372万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,914万3,000 円とするものであります。

議案第21号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳 出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,917万4,000 円とするものであります。

議案第22号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入、支出それぞれ72万5,000円を減額し、資本的収入及び支出において、収入を1,150万8,000円、支出を1,886万円、それぞれ減額補正するものであります。

議案第23号 平成31年度天栄村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.6%増の46億4,600万円で、主な要因は、学校給食センターの建築等の増によるものであります。

議案第24号 平成31年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定の歳 入歳出予算の総額は、対前年度比0.7%増の6億7,533万円であります。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の4, 730万8, 000円であります。

議案第25号 平成31年度牧本財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、 対前年度比37.2%増の66万7,000円であります。

議案第26号 平成31年度大里財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、 前年度とほぼ同額の28万5,000円であります。

議案第27号 平成31年度湯本財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は 前年度と同額の179万4,000円であります。

議案第28号 平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.3%増の3,437万8,000円であります。

議案第29号 平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につきましては、 歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.3%増の1,221万5,000円であります。

議案第30号 平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出 予算の総額は、対前年度比1.6%増の2億959万2,000円であります。

議案第31号 平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の272万2,000円であります。

議案第32号 平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比134.8%増の3,345万5,000円で、主な要因は、野仲橋のかけかえ工事に伴う仮設橋への配水管布設工事の増によるものであります。

議案第33号 平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算につきましては、歳入歳出

予算の総額は、前年度とほぼ同額の183万8,000円であります。

議案第34号 平成31年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.1%増の6億5,446万4,000円であります。

議案第35号 平成31年度天栄村風力発電事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比23.6%減の7,324万3,000円であります。

議案第36号 平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.7%減の4,988万円であります。

議案第37号 平成31年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は、 対前年度比で3.0%増の1億4,883万8,000円、資本的収入は、対前年度比25.6%減の8,500万 3,000円、資本的支出は、対前年度比19.2%減の1億3,354万4,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税 資本的収支調整額で補塡することとしております。

以上、行政報告及び平成31年度の施策の概要並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。 平成31年3月5日、天栄村長、添田勝幸。

○議長(廣瀬和吉君) これで、村長の行政報告を終わります。

暫時休議いたします。

10分間休みます。

(午前10時45分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時55分)

◎一般質問

○議長(廣瀬和吉君) 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次 発言を許します。

発言の順序は、最初に4番、服部晃君、次に8番、熊田喜八君、次に1番、北畠正君、最後に9番、後藤修君の順によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は事前に一般質問の通告が 出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 服 部 晃 君

○議長(廣瀬和吉君) 初めに、4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。 4番、服部晃君。

〔4番 服部 晃君質問席登壇〕

- ○4番(服部 晃君) 通告により一般質問を3点ほど行います。
 - 1、添田村政の村づくりについて。

添田村長におかれましては、2期目の任期も残すところ6カ月余りとなりました。その間、 少子高齢化対策や震災からの復興など、村民のためにさまざまな取り組みをされてきました。 しかしながら、これからの村づくりを考えた場合、季の里天栄や給食センターの整備など、 まだまだ多くの課題が残っていると思います。

最近の新聞に再々出馬されるとの記事が掲載されましたが、多くの村民の方々もこの記事を見て、添田村長の本心を知りたいと思っています。今まで村長として取り組んできた基本的な姿勢と、今後の村づくりについてどのように思っているのか、村長のお考えをお伺いします。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えします。

村長として村政運営に当たっての基本的な姿勢としては、村民が主役であり、感動と共感を呼ぶ夢のある村づくり、みんなが自信を持って暮らしていける村づくり、そして、子どもたちが夢を持って、若者が希望を持ち、高齢者が生きがいを持てる村づくりの実現のため、東日本大震災からの復興・再生、子育て支援や教育などの充実を通しての少子化対策、高齢者が健康に生活できるような高齢化対策、移住・定住などの人口減少対策、安全な地域づくりとしての防災対策などを実施してまいりました。

しかしながら、道半ばの課題もあることから、村民の皆様からの負託をいただけるならば、 私は情熱を持って全力でそれらの課題にしっかりと向き合い、村民の皆様、議会の皆様と相 携え、将来にわたって持続可能で夢と希望と生きがいが持てる村づくり、そして、天栄村に 住んでいることに誇りや愛着、幸せを実感していただけるよう、「みんなでつくる、未来へ 続くふるさと天栄村」の実現に向け、3期目に挑んでまいりたいと存じます。議員各位のご 指導、ご協力並びに村民の皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) ただいま村長選挙に出馬の意向を表明されましたが、添田村長は一番 大変な時期に村長に就任され、1期目はほとんどが復旧事業で終わり、2期目は復興事業、 風評被害払拭に取り組んできたと思います。

天栄村でも数多くの問題が山積しております。季の里天栄の拡充問題、保育所の移転問題、

小学校統合問題、住宅団地造成問題と、これからの4年間は天栄村にとって将来を左右する 大変重要な時期だと思います。自主財源も限りがあることから、国、県の補助金をいかに獲 得するか、天栄村の発展に大きく寄与するものがあります。村長も職員とともに頑張ってい ってもらいたいと思いますが、村長のこれからの抱負はどうですか。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

これについては、少子化、高齢化、人口減少に起因するさまざまなものが、自主財源の確保が年々厳しくなっているのが現状でございます。そういったものを見据えながら、今ほど議員がおっしゃったように、国、県の補助を有効に活用するとともに、今は人口減少対策として移住・定住を進めておりますが、なかなか人口増に向かうというのは厳しい状況がございます。緩やかな減少を迎えながら、持続可能な村づくりになるような施策をしっかりと取り組みながら、村民の皆様の幸せのためにしっかりと頑張ってまいりたいと考えております。時には村民の皆様から嫌われる、そういった決断もしなければならないと思っておりますので、その覚悟を持ちながら、職員とともにしっかりとしたこの10年先、20年、50年先を見据えた村づくり、そして、今は道路や橋、橋梁の長寿命化というような取り組みもしております。今後、村内にある公共施設等々、こちらについてもある程度建築年数がたっているものございます。これらのものの耐用年数、そういったものを見据えて、中長期的な財政の施策を取り組みながら、将来の子どもたちに負の遺産を残さないような取り組みをして、発展をさせてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 今、村長が言ったように、本当に天栄村にとってこの4年間は本当に 大切だと思うんですよこれ。また幼稚園も老朽化して、また新築しなくちゃいけないという 話も聞いていますよね。これ本当に村長が就任当時は水道管みたいに細かったパイプが、今 はヒューム管のように太くなっていっていますよね、国、県でも。やっぱりそういうのを利 用して、村長は庁舎内にいるんじゃなくて、県とか国に常に要望活動をしているような、何 回も顔を見れば役人さんも、ああ天栄の村長さん、また何に来たのかなというふうに、名前、 あの人どこだっけかななんて言われてはもう意味がないと思うんですよ。だから何回も足を 運んで、ああ、あの人は熱心だなという、やっぱり相手も人間ですから、やっぱりそういう のが一番大事だと思うんですよ。だから村長は今までそれ、陳情とか結構行ってるみたいな んですけれども、やっぱりそれ以上にですね、これ大きな問題を天栄村では抱えているもの ですから、ぜひ自主財源では本当に限りがあると思いますから、ぜひ補助金獲得に一生懸命 歩いていってもらいたいと思います。

それでは、そこで、31年度、大きな事業の一つであります、来年度の着工予定の給食センターについて質問いたします。工事の着工は何月で完成はいつごろなんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

給食センターの工事の着工でございますが、国の交付金を活用するため、交付決定が6月 ごろの見込みと聞いております。交付決定を受けての着工、年度内の完成を予定しておりま す。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 6月というのは、7月着工ですよね。7月前になるのですか。それではその予算、建物の建設費とあと設備、あとまた供給食数、マックスで何人だか、答えてください。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

初めに、建設費と設備費でございますが、概算でございますが、建設費のほうは電気、給排水設備などを含んで約3億6,500万円、設備のほうは約8,900万円、合計いたしますと4億5,400万円を見込んでおります。

2つ目の供給食数でございますが、560食、560人分を見込んでおります。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ4億5,400万というんですけれども、これ供給食数が560人なら、こういうの、設備しなくちゃいけないんですか。4億5,400万かかるということは、これ500人で割ったら大変な金額ですよね。これ何十年、耐用年数は何年で見込んでるんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

耐用年数の件でございますが、財務省のほうの減価償却等の耐用年数等に係る省令で申し上げますと、鉄骨造の場合、加工場といたしましては31年となっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これは保健所さんとか何か相談して、最低この辺の設備しなくちゃいけないということで、この積算してこんなになっちゃうんですか。数はもう1,000食だろうが何だろうが関係ないんですかこれ。560人だから面積が小さくて大丈夫だということはないんですかこれ。最低限のあれなんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

560食ということは、現在の供給食数、児童生徒数、あと幼稚園児と、あとそれに伴う先生方の数ということで、マックスでこのような数が出てきたということで、設計のほうを加味しまして行ったところ、この金額が必要だろうということでなりました。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 一番大事なのは国の補助金何ぼあるかですよね。これ自主財源で4億 5,000万もかけたら大変なことになりますよね、これ、補助率は何%なんですかこれ。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

国の交付金の補助率でございますが、補助率は3分の1ですが、給食を提供する児童生徒数によりまして基準面積と基準の額が定められております。当センターにおいては、提供する児童生徒数が、児童生徒数だけでカウントしますと370名程度ということでありますので、補助金の算定が500名以下の要件となってしまいます。それで試算いたしますと約4,140万円の見込みでございまして、工事費の約1割程度というようなことになってしまいます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 国の考え方もちょっとおかしいですよね、これね。1,000人も供給食数も出せばいいんですけれども、こんなに少なくなっているのに補助率は1割になっちゃうんですかこれ。どうにもならないですかこれ。建物を余りお金をかからなくするとか、そういう方法ってなかったんですかね。これ国で、うちでやりますからといってこれだけの建物を建てろといって、人数少ないからといって補助率下げるというのもおかしいと思うんですけれども、その辺の交渉はしたんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

どうしても国の基準のほうが、供給する子どもたちのものでカウントしておりますので、 このような制度となっているところでございます。しかしながら、給食については、学校の 先生とかそういった部分も含まれるために、食数が増えているということもあり、必要最低 限の設計でこのような金額が出てきたということでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 私もその、いろいろ、もう決まったことはしようがないんですけれど

も、学校給食って年間365日の180日しか稼働しないですよね、休みとかなんだとかで。だから、これ180日、もう決まっちゃったことはしようがないんですけれども、やっぱりそれだけ、180日しかないなら、丁寧に扱ってもらって、余り劣化しないように扱ってもらいたいと思います。

まだもう一つ、最後のこの給食に関して質問なんですけれども、この今現在の給食センターの解体工事ありますよねこれ。この完成したらば今度解体に入ると思うんですけれども、これ解体費用ってどのぐらい見積もっているんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

解体費用でございますが、解体につきましては、4番議員のおっしゃるとおり、新給食センターが完成後の2020年に予定しております。現在は建設に係る事務を進めているところでありますので、解体に係る費用については来年度、詳細な見積もり等をとる予定でございますので、現時点ではご提示のほうは差し控えさせていただきます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 解体工事のあれっていつごろ。全然それもまだ決めていないということですか。わかりました。

では、私は最後になりますけれども、私の村長にお願いといいますか、私からのちょっとお願いですね、これ3期目に向けてのお願いなんですけれども、あの東日本震災からはや8年、復旧事業とともに、東京電力の原発事故の放射能による除染や風評被害による地域経済のダメージは余りにも大きいものでした。あの大混乱の中、村長に就任され、7年半これらの対策に果敢に取り組み、天栄村をここまで回復の道へ尽力されましたことに対し、心から敬意を表したいと思います。風評被害はまだ完全に回復しておりません。このことから、地域経済の足かせとなっております。また、東日本大震災を風化させない、今後はこれからの対策はもとより、添田村長の村政の確立とともに、村民の生活向上と天栄村のさらなる発展にその手腕を発揮していただきたいと思います。ぜひ頑張ってください。

以上で1つ目の質問は終わります。

2、住宅用火災警報器について。

平成30年度も間もなく終了となりますが、今年度は住宅火災が多発し、県内においては火災による焼死者として大変多くの人が犠牲になられました。住宅用火災警報器を設置していれば多くの人が助かったと思います。

福島県では住宅用火災警報器の設置率が全国でワースト5位という結果が出ています。天 栄村でも先月、住宅用火災警報器のアンケート調査が行われましたが、何%の世帯が設置し ているのか、また、どのような方法で100%に持っていくのかを、村長の考えを伺いたい。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) 2点目の住宅用火災警報器についてお答えいたします。

本村の住宅用火災警報器の設置率ですが、先月のアンケート調査につきましては、現在集計中であり、結果がわかり次第お知らせしたいと考えております。

なお、平成30年実施の須賀川地方広域消防本部の抽出調査での本村の設置率は62.5%であり、100%にはかなりの乖離があることから、平成31年度当初予算に火災警報器設置補助金として計上させていただいており、今後、アンケートの結果を踏まえ、全世帯への設置を目指し、対応してまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) この住宅火災警報器は、平成23年6月に義務化になりましたが、罰則 規定はございません。県内の設置率は74%で、須賀川広域消防組合の管内では71%です。

県内では、昨年30年度、県内全域で42名の犠牲者が出ています。須賀川広域消防組合管内でも3名が犠牲者となっております。命を守る意味でも、住宅火災警報器を設置することがいかに大事かなと思います。犠牲になられた方は新建材による煙にまかれて一酸化中毒で意識のなくなった人が焼死することがほとんどでございます。火災警報器が設置していれば命を落とすことはありませんでした。火災警報器は命を守る大事な、大変大事なものでありますから、村民の皆様に周知を徹底お願いいたします。そして、どういう、住民に知らせるか、設置率を上げていくんだか、具体的な方法をお願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

まず、先ほどアンケート調査ということで、各行政区長さんにアンケート調査をお願いしております。これにつきましては、広域消防組合のほうで抽出調査ということで、天栄村の設置率を調査していただいているところでございますが、実際どのぐらい、あくまでも抽出でございますので、実数としてどれぐらいの世帯に設置されているか、まずその現状を把握しなければならないと考えております。

この結果をとりまとめまして、先ほど村長の答弁にもありましたように、住宅用火災警報 器の設置に対する補助ということで、今回新年度で予算化をさせていただいております。

あと、住民の皆様への周知ということで、昨年、この冬ですね、火災が多発して亡くなられている方が多いということで、一度チラシ、12月末に、住宅用火災警報器の設置が大事ですということで、一度チラシをまかせていただきました。その上でアンケート調査を今行っ

ております。そして、アンケート調査の結果を踏まえながら、まだ設置されていないご家庭 に設置していただけるように、補助もありますよということで呼びかけを行いながら、設置 率を高めてまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ総務課長、設置しているか何だか、個別訪問しないとこれわからないんじゃないですか。自分でアンケート調査来た、いいか、丸にしてしまえって簡単に考える人もいるんですけれども、私が思うのには、火災があって新建材で煙が階段から上って、それでみんな一酸化炭素で動けなくて亡くなるんですよ。だから、一回設置していない家庭を個別訪問、消防団でも何でもこの役場職員でも、みんなが見て、命の大切、この火災警報器は大事なんだということを言わないとだめだと思うんですけれども、どういう方法で、個別訪問はしないんですか。そのアンケートをやったら意味がないと思うんですけれども、その個別訪問したり何だり、消防団へも頼みながらやらないとこれだめだと思うんですけれども、どうですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

このアンケートの結果をもとに、個別訪問、消防団の協力をお願いするとか、個別訪問についても考えております。そのようにして100%に向けて設置率を高めてまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ総務課長、いつやる予定にしているんですか。これも当初予算であれしたらばすぐ4月から始まるんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

アンケートの調査は3月中には集計を出したいと考えております。そしてそれを受けまして、新年度、火災警報器の補助のほうにつきましても、新年度になりましたらチラシ等をつくりまして、各世帯のほうにお知らせしていきたいと思います。また、消防団員のほうにも、本部役員会の席上、その辺の話をさせていただいて、早い時期に一軒一軒回っていただくようなことで話をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) この補助するというんですけれども、その何%補助するんですか。そ して、値段は幾らだか大体把握しているんですか。消火器を含めて、その火災警報器一つに

対して幾らなんだか。その1世帯でどのぐらいになって、そのトータルで補助するんだか、 一つ一つに補助するんだか。消火器はどうするんですか。消火器も補助部分に入るんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

今回補助で見ている部分につきましては、住宅用火災警報器でございます。消火器につきましては、これまで消防団のほうでも歩いていただいたりしております。その中で、これまで補助というものは出していなかったものですから、こちらについての補助は今考えておりません。

また、住宅用火災警報器の値段ということでございますが、定価ですと5,000円とかというふうな形で今出ておりますが、実際の価格が3,000円程度、1戸当たり、単独式というものですが、3,000円程度になりますので、あと、これからアンケートの結果を集計しながらという部分もございますが、現在は補助率としては2割程度の補助を今考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ設置率が62.5%ってさっき村長言ったんですけれども、これ2割補助して予算何ぼとって、予算以上に出たらばそれで打ちどめなんですか。これどういう計算で当初予算で補助率をとったんですか。それを、まさか終わりではないですよね、全部、足りないから終わりですなんていう話はないですよね。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

予算のほうは30万円ということで、今回当初予算に含めさせていただく予定でおります。 あとこの後、その中で足りなくなった場合については補正予算での対応ということで、議会 のほうにもお諮りしてその辺を進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ、総務課長、本当に命にかかわる問題ですから、これは本当にぜひ、私も消防団長やっていたんですけれども、それが一番危惧してたんですよね、小野町でも6人死傷者出たんですよね。あとこの間は柳津町で、インドネシア人なんですけれども、あれも住宅火災警報器があれば助かったんですよみんな。だからその、命の大切さを、もう住宅火災警報器が大切なんだということを、みんな村民に訴えてくださいよこれ。そうすると設置率が上がると思うんで。もうこのやつ、新建材の煙にまかれてもう動けなくなって焼死しちゃうんですから。これは間違いなく、これ村民の皆様にその訴えかけ方が、もう、命にかかわる問題だよということを、まだ天栄村でまだ犠牲者いないから、人ごとのように思

っていますけれども、村民は、まだそれが一番その意識を、モチベーション上げてやるのが、ああ、かなり、火災警報器あれば助かるんだなって、大体就寝中にもう寝てる間に煙にまかれて動けなくなっちゃうんですから。そして焼死しちゃうんですから。火災で焼け死ぬということはあり得ないですよね。一酸化炭素中毒で新建材の煙にまかれて、それで意識もうろうしている間に焼死しちゃうんですよね。だからこれが、もう火災警報器が一番大事だと物凄い強調して、村民に100%になるように、総務課長もしっかりした、みんな全戸訪問してやってもらいたいと思います。まだ犠牲者が出ないからこう、いろいろ問題にならないんですけれども、これ犠牲者になれば、本当に消防団やっててわかりますけれども、こういうすごい犠牲があるんですよ。本当に住宅火災警報器が、去年なんか42人も県内で亡くなったんですけれども、火災警報器あれば亡くならない人がいっぱいいたんですよ、みんな2階建て、2階に住んでいる人がみんな亡くなっちゃったんですから。だからそれを本当に、この火災警報器って大事なんだということをうんと強調しながら、ぜひ100%に持ってってもらいたいと思います。

2番目の質問はこれで終わります。

3番目、民生委員の待遇について。

民生児童委員の皆様は、1年間、入学式、運動会、敬老会、卒業式と数多くの行事に参加 しております。大変な仕事だと思います。

女性民生委員の方から、被服代の出費が大変ですねという話を聞きました。でも私らはボランティアだからしようがないねと言っていましたが、民生委員の皆様の報酬は少ないと聞いています。自治体のほうで民生委員の皆様のご労苦に感謝して行事用のブレザーをそろえたらいいと思いますが、村長の考えを伺いたい。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

現在、天栄村には24人の民生児童委員が厚生労働大臣より委嘱されております。

民生児童委員の職務は、社会福祉増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助活動等であり、地域住民の生活が多様化、深刻化する中で、住民の最も身近な支援者として、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために日々活動していただいております。地域と密接に関係していることから、入学式や卒業式などへ、各学校よりご招待もいただいております。また、敬老会においては中心的に行動していただき、参加された高齢者の皆様をサポートしているところであります。

村では、民生児童委員の活動支援としましては、地域での民生児童委員の存在を理解していただきたく、今年度、要望によりポロシャツとジャンパーをそろえたところであります。

ご質問のブレザーでございますが、民生児童委員の皆さんの意見を伺い、また、11月には 現在の委員の方々の改選の時期ともなっておりますので、新たな体制になった後にも再度意 見を伺い、検討してまいりたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 今の現在定例会時なんか、オレンジのジャンパー着ていますよね。あれどういう経過でつくるようになったんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

そろえたジャンパーにつきましては、委員の皆様方からの意見をまとめて、とりあえず活動するのにおそろいのジャンパーが欲しいということで、そろえることにしました。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) ブレザー欲しいなんていう人はいなかったんですか。みんなジャンパーでいいと言って、Tシャツとジャンパーでいいっていう話で決まったんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

ジャンパーをそろえる際には意見を伺っていましたが、ブレザーの件については、ちょっと意見が出ていたということを私のほうで認識しておりませんでしたので、今後の定例会のほうで再度、また委員の方々にご意見を伺いながら、また、先ほど村長が答弁したとおり、11月には改選もありますので、新しい委員の方々にも意見を伺いながら検討していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これは女性の民生委員から私、余り数は多くないですけれども、聞いた話なんですけれども、結局入学式とか卒業式もありますけれども、敬老会もありますね。その普通のこの上下そろえるのに大変だというんですよね。ブラウスだけでは行けないし、結局ブレザー着たり何だりするようになるから、男性の人はスーツがあるからいいでしょうけれども、女性の方ですよ、問題は。中にブラウスだけ変えれば、ブラウスとスカートさえ変えれば、ブレザーさえ用意してもらえば、お金が余り出費しないということですよね。やっぱりそういう、民生委員に本当にこれなってくれる方がいるかどうかですよ、もうそうやって出費しながら、費用出しながら、自分でボランティアだからといってそろえながらやれば、報酬も、報酬は幾らなんですか今、私把握していないですけれども、報酬はどのぐらいなんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

村のほうからは、会長で年間 6 万円、副会長で 5 万7,000円、委員の方々が 5 万4,000円、そのほか県のほうから会長が 7 万920円、それから、副会長、委員は同額で 5 万9,000円の報酬となっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) すると国からは6万円で県からは7万ちょっとですよね。あれ、会長は。ちょっともう一回、はっきり、聞き取れなかったからもう一回お願いします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。大きい声で言ってください。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

村のほうからの報償費で、会長が6万円、副会長が5万7,000円、委員の方々が5万4,000円。 県からで、会長が7万920円、副会長と委員の方々は同額で5万9,000円でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 村から6万円と言ったんですけれども、国からですよね。結局国の、 厚生労働省のほうから来るお金でしょう。村じゃないでしょ。どうなんですかこれ、はっき りしてくださいよ。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

- ○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。 村のほうからのは、国から経由ではなく、村単独で出している報償費でございます。
- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) すると国からは全然出ていないってことですか。国からのあれは補助はないんですか、補助金というか。消防団もありますよね、交付金と一緒に来るって、消防団の団員の報酬とか、団長の報酬だ、全部一緒にひっくるめられて来るんですけれども、民生委員は全然出ないってことですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

委嘱は国からされていますが、国から経由で県からのお金で、先ほど県からということで お答えいたしました。

○議長(廣瀬和吉君) わかりやすく。

[「トータルで幾らなの、そうするとトータルで幾らもらってるの」の 声あり]

- ○住民福祉課長(熊田典子君) トータルで申しますと、会長さんが13万920円、副会長さんが11万6,000円、委員の方々が11万3,000円です。
- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 国から来て、県に来て、村に落ちるんですか。それ、厚生労働省から 直接来るわけじゃないんですか。県を通して来るんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

国から直接村のほうに入ってくるのではなくて、国から一旦県のほうに行きまして、県から村に補助金として送られてくるのを委員の方々に支給するという形になっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 普通の会長でも副会長でもない人は11万3,000円ですよね、これね。 これ本当に、これ考えてみれば、被服費で終わっちゃうんじゃないですか。大げさに言えば、 半分使ったとしてもあれなんだから。村でこれ出しているんですけど、5万9,000円ですか、 村ですよね。村が5万4,000円でしたか。5万4,000円ですよね。

だからもう一度、その3年間やる仕事は大変だと思うんですよ、民生委員にとって。だからその、ぜひブレザーも1人3万円ならば63万ですよね。だからそのぐらい、3年間のそのご苦労に対して、やっぱり1つぐらいはつくって、来年でなくて、村のあれもつけなくて、村章もつけなくて、バッジだけつけるんでしょう、そして終わった後、今度自分で個人的に着れるように、そういうふうにぜひしてもらいたいと思うんですけど、さっきの答弁では、11月に改選になってからつくる話してますけど、これ男性の民生委員はいいんですよこれ、余り要らないべというような感じになると思うんですよね。女性委員からして言いづらい面もあるんですよこれ、私にそのブレザーあったほういいと思うんですけどって、手挙げられないから、その意向を、そのアンケート調査でも何でも構わないですから、女性主体にやったらいいんじゃないですか。そして今でも、Tシャツジャンパーだけでいいなんて人はいないと思うんですよ。研修にも着て行かれるし、それだけ被服費が大体、出費が減るわけですから、3年間やってもらうのには、これ3万ぐらいのブレザーはしようがないと思うんですけど、その辺は、村長のほういいですよねこれね。村長が決めるんですから。村長お願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

民生児童委員の皆さんは、議員おっしゃるように、本当に年間、本当に子どもから高齢者 までの福祉の向上に大変なご尽力をいただいています。

民生児童委員の皆様がそういったそのブレザーを、皆さんがですね、必要だというんであれば、村もそこは協力したいとは思いますが、いろいろやっぱり聞きますと、前もその話が出て、女性の方々も、入学式や卒業式に行くのに、なかなか出かける機会も少ない中で、おめかしをしたいと言っている方もいました。いろんな意見をいただきながら、その方向性は調整をしながら、より皆さんが活躍しやすいような環境づくりには努めてまいりたいと思っております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 私は村長の話聞いて安心しました。11月の改選時期にはぜひ、もうどこに行っても、入学式でも卒業式でも、ああ、あの民生委員さんだなという、すぐわかるようなブレザーをつくってもらってですね、もうどこに行っても恥ずかしくないような、そろいのブレザーを着れば、これは大変天栄村の民生委員はすばらしいなって、ほかに先駆けてやってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(廣瀬和吉君) ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前11時45分)

○議長(廣瀬和吉君) 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇熊田喜八君

○議長(廣瀬和吉君) 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。 8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番(熊田喜八君) では、一般質問通告どおり2点ほど質問させていただきます。 定住促進住宅の家賃滞納について。

12月の定例会の一般質問において、私は同じくこの質問について質問いたしました。その中で村長の答弁としましては、「4名の方が完納となりましたが、現在、過年度分として滞納がある方は4名で、滞納額の合計は約100万である」と答弁されました。

この答弁について、村民の多くの方々から、村の対応が甘過ぎるとの声が聞かれます。村

長はこのことについてはどのような考えをお持ちなのか、また現在の滞納の状況はどのよう になっているのかお伺いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

家賃滞納に対する村の対応についてでありますが、これまでも滞納が発生した場合には、 滞納の原因や生活状況などについて滞納者からの聞き取りなどを行い、滞納解消に努めてき たところでありますが、このたびの家賃滞納額が大幅に増えてしまったことにつきましては、 深く反省しているところであります。

これまで滞納者に対して厳しさに欠けていたことも一つの要因であり、今後は滞納が増える前の初期の段階で納入相談等を適切に行い、厳しい対応も視野に入れて徴収をしてまいりたいと考えております。

次に、現時点での滞納の状況につきましては、過年度分の滞納者が3名、滞納額が75万2,000円となっております。現在は計画的な納入により滞納額も減少してきており、解消の 兆しも見えてきている状況でありますので、完納までしっかりと徴収に努めてまいります。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 滞納額が減っているのは事実でありますけれども、例えば大山団地の 場合ですよね、住宅団地買うのには何百万なりの頭金を入れて、そして20年、30年のローン で支払いしていますよね。ここの場合は頭金も何もないわけですよね。それで、家賃を4万 ずつ20年間払うと、90万の残額を払うと譲渡すると、そういう約束で契約という問題なんで すけれども、これに対して、今の村長さんには酷かもしれませんけれども、私の言いたいの は、結局は、今まで頭金を払って家賃を払わなかった場合には、頭金も全部ちゃらになって、 競売にかけられるということが何件もあるんです、大山団地の場合は。そうして、結局、月 賦式でもいいですから引き取ってくれないですかという方が私のうちに何名か来ましたけれ ども、家なんてそんなに買えるもんでもありませんし、何名か世話したことがありますけれ ども。そこの方々は、頭金も何も払っていないんですから。最低でも、幾ら生活費に困って るとか何かでもそんな理由になりません。私の言いたいのは、頭金も何も払ってないんです よ。それで家賃を払わないで滞納するなんていうのはあり得ないことなんです。村の考えが 本当に甘いと言われても、村民からの声は納得いかないというのは、これは本当に、村民の 方からいえば本当に腹の立つことだと思うんですけれども、本当にこのままの状態で、どの ような考えで、滞納者に対しては例えば競売にかけるわけにはいかないので、家賃ですから、 結局撤去するとか出ていってもらうとか、そういう方法は考えないんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

滞納者に対しての厳しい対応をしないのかというようなご質問でございますが、まず、現時点で滞納者に関しましては、退去を視野に入れた形で交渉を行っているところでございます。その中で、分割納入というふうな形で、今現在納めていただいているような状況でございます。これらがなされなかった場合には、おっしゃいますように退去、そういったものを含めて対処していきたいというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) それでは今、課長の答弁もありましたように、もう滞納が続いた場合 には退去ということも考えるということでよろしいんですか、村長。
- ○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

現時点では、約束を守って、その未納額について支払っております。今後、それが履行されないような場合には、またそういった話し合いをしながら、退去も視野に入れた形で対応をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 余り今日は、村長の3期目のそういう嬉しい返事を聞きまして、余り質問したくないので優しく質問しますけれども、本当に退去ということまで考えてやらないと、大山団地の方々は納得いかないと思いますので、その辺は、もうこれ以上滞納した場合には退去ということも考えるということで村長の答弁ありましたので、もう今度私のうちにそういうふうなの来た場合には、退去するまで執行部のほうも考えている、そのようにお答えしてよろしいということでよろしいんですね。
- ○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- ○村長(添田勝幸君) 今後、定住促進住宅に住んでいる方の生活状況、対応等見ながら、そ こは方向性は決めてまいりたいと思います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 答弁が違うんじゃないですか、さっきのと。私の言いたいのは、結局は、大山団地の場合は20年間もローン払ってて、あと400万か500万しか残ってなくても、結局生活ができなくてローンが払えなかったからといって、差し押さえして競売かけていたこともあるんですよ。あと500万か600万の金なんですよ。その金も払えなくて、今まで2,000万近くのローンを払ってて、あと500万の貸し付けしかないからということでも、それでも

結局競売にかける、そういう厳しいんです、一般社会では。それを生活能力とかそんなこと は理由にならないと思いますけれども、もう少し強い発言をお聞きしたいんですけれども。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、滞納している方、約束を守って、今少しずつ家賃等については入れておりますので、履行されなかった場合、退去も視野に入れた形で、方向性は決めていきたいというふうに思っているところです。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) とにかく、今後、何年も滞納しているような方があった場合には、退去ということをするということを、ここで村長、はっきり答弁をもらうまでは下がりませんので。
- ○議長(廣瀬和吉君) 暫時休議します。

(午後 1時40分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時44分)

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

滞納している方が約束したものを履行した中で退去をさせてしまうと、そのままこれまでの未納金が残ってしまう、払う意識もだんだん薄れてしまうものがありますので、住んでいただきながら、少しずつその解消に向けた取り組みをするのが、村にとってもそこに住んでいる方にとってもよい方法だと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 今、暫時休議の間に副村長のお話では、そこまでやってもだめな場合には警告して、聞かなかった場合には退去させますという、そういうふうな、副村長の話ではそういう話だったけれども、今の村長の話では違うんですけれどもどうなんですか、副村長。
- ○議長(廣瀬和吉君) 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長(森 茂君) お答え申し上げます。

村長が答弁したとおりでありますけれども、まずは滞納を解消するということがまず第一義だと思っております。まずその金を回収した段階で、さらにまたこの滞納が進むようであれば、これはもう退去というような部分では、厳しく対応すべきだろうというふうに考えております。とにかく厳しく対応してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) とにかく、村民の皆さんからまた苦情のないようによろしくお願いします。

では2点目に入ります。

こども議会の開催について。

去る12月26日に天栄村中学校による模擬議会が初めて開催されましたが、中学生らしく若 さにあふれた質問で、傍聴していた方々も感心していました。

そこで提案しますが、このようなすばらしい結果が出た以上、対象者を中学生のみならず、 小学生による議会を開催してみてはどうかと思うが、村長の考えを伺いたい。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

昨年12月26日に開催した中学生による模擬議会は、2つの目的を持って実施いたしました。 1つ目が、本村の施策や村づくりに関心を深めてもらうとともに、生徒の意見や提言を今後 の村政運営の参考とする。2つ目が、本村の中学校の生徒に、村政一般に対する質問、答弁 を通じて、議会や政治の仕組みについて体験的に学習し、主権者教育の一助とすることであ ります。

模擬議会では、中学生の視点から日ごろ考えている質問が出され、白熱した議論が行われたところであります。また、参加した中学生からは、自分たちの住む天栄村について理解を深めることができ、大変有意義な時間でしたとの感想がありました。

小学生によるこども議会を開催してみてはどうかとのご質問でありますが、学校での授業 内容とのかかわり等も踏まえ、今後、議会、教育委員会などと協議しながら検討してまいり たいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 同じ質問を教育長にいたします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

今年度から本教育委員会では、子どもたちに、自分たちが生まれ育った天栄村を誇りに思

ってほしいというふうな願いから、各校でのふるさと教育の充実を図っております。また、 小学校6年生の社会科では、地方自治の仕組み、具体的には村役場、あるいは村長、村議会 の働きなどについて学びます。そのような意味で、小学生の子どもたちが議会を模擬体験す ることで、議会や村の仕組みを学び、村について考え、愛村心を育むことができるため、議 員のご指摘のように、小学生による模擬議会の参加については、大変意義があることだと考 えております。

ただ、現在、小学校は既に来年度の教育計画ができ上がっているということと、こども議会への小学生の参加については、中学生と違って授業以外での指導時間が多くなることが考えられ、小学校の理解や協力も必要であることから、今後、議会や各学校と協議しながら、無理なく実施できる方向、いわゆる小中の合同での、小学校単独ではなくて、小中合同でのこども議会等を前向きに検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そのときですけれども、この前は10名でありましたけれども、小中学 校一緒にやるということになれば、ここに16の議席がありますので、小学生が、例えば中学 生が10名なら小学生4名とか、そういう考えとか、どのような考えの進め方を考えているの だかお聞きします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

- ○教育長(久保直紀君) まだ構想の段階でありますけれども、全部で小中合わせて6校あります。小学校4校で、せいぜい各学校、小学校は1人で中学校が6人、その中の天栄中が4人の、議長も含めますので、4人の、湯本中が2人というふうなことを、今のところ考えております。だから、小学校は各学校1人を代表としてやれるんじゃないかというふうなことは、今のところ構想として練ってはおりますが、まだこれは議会にも学校にも相談しておらず、教育委員会の中での、これくらいだったらできるかなというふうな考えであります。
- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 村長さんも教育長さんも前向きにそのように考えているということで、 私のほうは納得いたしましたので、私の質問はこれで終わります。
- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

◇ 北 畠 正 君

○議長(廣瀬和吉君) 次に、1番、北畠正君の一般質問の発言を許します。 1番、北畠正君。

[1番 北畠 正君質問席登壇]

○1番(北畠 正君) 天栄村議会会議規則に基づき、通告書のとおり2点ほど一般質問を行います。

1番、震災復興事業の進捗状況について。

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故に伴う除染廃棄物が村内の仮置場に多数保管されています。それらの搬出がいつまでかかるのか伺いたい。

また、ため池底質除去処理委託は、今までにどのような事業を行い、どのような効果があ り、今後どのような事業計画があるのか伺いたい。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

仮置場に保管されている除染土壌等の輸送につきましては、現在も搬出中であり、今年度までに14カ所あった仮置場のうち9カ所の搬出が終了予定であります。残り5カ所の仮置場に保管されている約3万5,000袋の除染土壌等につきましては、平成32年度までに搬出を予定しているところであります。

次に、ため池底質除去処理委託事業につきましては、原発事故により放出された放射性物質が農業用ため池に蓄積したことにより、事故前まで行ってきた土砂上げができなくなるなど、ため池の維持管理に支障を来していることから、ため池に蓄積した8,000ベクレル以上の土砂等を除去し、営農環境の回復を図るものであります。

本村では、平成26年、27年度に調査を実施した結果、基準値の8,000ベクレルを超えるため池は12カ所でありました。このうち、1カ所は受益地で稲作が行われないこと、また、3カ所は自然減衰により数年のうちに8,000ベクレルを下回る見込みであることから、これらを除く8カ所について、28年度から順次底質除去を実施しており、本年度末に全て完了する予定であります。これにより、これらのため池につきましては、原発事故前と同様、通常の維持管理ができることとなります。

今後の計画でありますが、本年度、地区から追加で調査要望のあった3カ所のため池の詳細調査を実施しており、この調査結果で、底質除去が必要となるため池につきましては、31年度での事業実施を国に申請することとしております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、今、仮置場の現状をちょっとこの間見て歩いたんですが、大里中部とか沢邸はきれいになっていますね。そのほかについても今、随時片づけているようなんですが、普通災害復旧事業というと、現況復旧というのが原則だと思うんですけれども、その前の現況よりも何かうんとよくなっている部分があるんで、そこら辺の国の補助基準というんですかね、そこら辺かなっているのかどうか、ちょっと担当に伺いたいと思

うんですけれども、どうでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

仮置場の原状回復というふうな御質問かと思いますので、仮置場の施工、供用により造成 しました仮置場につきましては、まず従前の状態に復旧することを基本としております。ま た、その原状回復に当たりましては、従前の地形、地目及び利用形態、こういったものを十 分に勘案しながら復旧に当たるというふうな形になっております。

これらの仮置場の原状回復に当たりましては、調査、測量、設計、こういったものを環境省のガイドラインに基づきまして実施しまして、原状回復の手続を踏むこととなっております。このため、まず工作物等の撤去、あとは、農地であれば田面、あとは山林であれば山林、その周辺の測量、こういったものを実施します。原状回復するために土壌の硬度調査、かたさですね、こういった調査も行います。また、農地等に関しましては耕土深、こういったものの調査も行います。さらに土壌分析をして、当時の形状に戻すというふうな形になっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、環境省の基準に沿ってやっているから大丈夫だという ことで、理解してよろしいんですね。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- ○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。 そのように理解していただいて結構でございます。
- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、平成32年度までには全部搬出が終わるというふうなことなんですけれども、大丈夫なんですね、その点については。じゃ、そういうことで理解します。

それであと、私も現役のときに思ったんですけれども、0.23マイクロシーベルト毎時、そ ういう基準でやっていると思うんですが、定期的に、天栄村の何カ所、今現在も図っている んでしょうか。どうなんでしょうか、そこは。

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

天栄村の村内、ちょっと手元に資料がないものですから、約300点ほど、こちらのほうを

年に1回ほど計測しまして、ホームページのほうにも掲載しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、300点あるんですが、大体基準値内におさまっている んでしょうか。まだそれ以上に超えているから除染をしなくちゃならないという場所はある んでしょうか。そこらどうなんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

ただいま計測しているその地点につきましては、基準値を上回る箇所は今のところございません。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) では安心していきたいと思います。

ため池のほうに移りたいんですが、ため池、多分ため池台帳は100カ所近くあるんですね、その中で、湯本のほうはそう汚染がなかったからというものの、こっちのやっぱり広域農道沿いのため池が非常に汚染されていたと思うんですけれども、そこらのため池の復旧事業はどうなっているのか。須賀川市の岩瀬あたりは非常に今一生懸命やっているようですけれども、こっちのほうでやっている姿が見えないので、そこらどうなのかなと思ったので。十何カ所とはいうんですけれども、そこらどうなってるんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

対策を実施しているのは12カ所でございます。それの前に調査を実施しておりまして、村と県で調査を実施したため池数が、39のため池で調査をしております。そのうちの、今のところ12カ所で8,000ベクレルを超える放射性物質が検出されたことから、対策を実施しているということでございます。

また、今後につきましては、先ほど村長からの答弁があったとおり、今回調査をしておりますので、その結果によっては31年度での実施を予定しているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、この31年度でほぼ除染事業については終わるという考え方でよろしいんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

ため池の底質除去に関しましては、31年度での完了を予定しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、あとは森林再生事業は除染とは違うんですけれども、 森林再生事業でどこまでやっていくかということが残っているだけですね。そういうことで 理解してよろしいんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

放射性物質対策という観点から考えますと、今進めているふくしま森林再生事業が残っているという状況で、議員おっしゃるとおりでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) では、あと放射能関係では、年1回測定しているというようなことで、 ずっと続けていただきたいと思います。

では、次に2番目の質問に移りたいと思います。

東京オリンピックと村としての関連について。

2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、それに対して村としてどう取り組むのか伺いたい。また、村の観光振興のために、ほかの市町村のようにホスト国になるとか、外国から多くの方がお見えになるので交流事業などを企画するなど、村を売り出すのには絶好の機会だと思われますので、どう考えているのか伺いたい。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

東京オリンピックと村としての関係についてでありますが、具体的な内容でお答えしますと、現在、ホストタウンの登録は全国で267件となっておりますが、この登録にはこれまでの相手国とのつながりや交流関係が必要であり、今後のスポーツ振興や教育文化の向上などの取り組み内容に対しての協約も必要になります。また、登録自治体を見ますと、村単独で登録している自治体は数件ほどであり、交流状況や予算、マンパワー規模からも、本村では手を挙げることが難しい状況であります。

次に、外国の方々との交流事業につきましては、来村される日程の把握が困難であり、事業設定ができないことから、村内の観光施設等々での日々のおもてなしなど、交流をお願いしたいと考えております。

さらなる誘客に関しましては、外国の方々が本村に足を運びたくなるような、美しい風景 や興味を引くイベント、写真などのSNS等での発信や、これまでに本村とつながりのある 外国の方々への情報提供など、関係機関と連携しながら進めてまいります。

今後の取り組みにつきましては、議員がおっしゃるように、東京オリンピック・パラリンピックはまたとない機会でありますので、未来を担う人材育成を見据え、風評払拭や復興のPRも含め、国・県の事業も活用、連携しながら、村で取り組める事業を企画・検討し、さらに民間でも取り組める事業を広報するなど、地域全体で機運を盛り上げていきたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 最近ですと、県内で11市町村がホストタウンになっています。そうすると、考えてみますと、天栄村にはブリティッシュヒルズがあったりノーザンファームがあったりして、多分そこにカナダ人とかオーストラリア人の方がいると思うんですよ。その方々、今現在村内に外国人登録されていると思うんですけれども、今現在何人いるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

外国人で現在住民登録されている方は、31年2月1日現在で79名の方がいらっしゃいます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、外国人79名もいて、多分国籍見るとカナダとオーストラリアとニュージーランドかな、その方々が多いと思うんですが、そういう方々と大使館とかに働きかけたり、ましてや今年オートキャンプ世界大会があるわけですから、そこら辺に向けてそういう部分での、大使館に働きかけたりなんかするというのは県とタイアップしてやったらどうなんでしょうかね。急にはできないですか、それは。
- ○議長(廣瀬和吉君) 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長(小山富美夫君) お答えいたします。

先ほど議員さんおっしゃった村内の方々、カナダ人とか、そういう方々いらっしゃるということは私ども承知しておりまして、大使館とかそういったことは今、大きなところは私ども、なかなか今の中ではちょっと難しいと考えておりますが、小さなところで、私どもの所管をしております国際交流協会の中で、ブリティッシュヒルズさんにいらっしゃる方々と村内の方々の交流を少しでもやらさせていただきながら、村民の方々と外国人との交流を結んでいけるかというふうに考えているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、今、国際交流協会という話が出たんですが、これ今、

休眠状態ですよね。動いていますか。

○議長(廣瀬和吉君) 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長(小山富美夫君) お答えをいたします。

今、議員おっしゃったように、天栄村国際交流協会の件でございますが、国際交流協会、一時期休止という形をとったということは承知しておりますが、平成29年6月に有志の方々で再びこの国際交流協会を設立を申し上げて、今2年目で活動をしているというところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、国際交流協会が再度動いてきたということで、その中に、特にブリティッシュヒルズの理事長さんなんか、やっぱり結構イギリスとかカナダとか明るいと思うんですね。そういうつてから入っていくという手は考えられないのかなと思うんですけれども、やっぱりそういうところから入っていかないと、最近見たので、青森県が今すごくインバウンドというか、外国人の方が多いんですね。これは中国人ですけれども、そういうふうなPRする手もあるんでないかと。そういうような部分で、幾らでもいいから観光客を誘致する手が考えられるんでないかと思うんです。どうなんですかそういう点は。何か考えありますか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

観光誘客という点から具体的なものがあるかとお尋ねでございますが、今までお答えを申し上げているとおり、なかなか村単独で誘客に結びつけていくのは大変であるというのが正直なところでございまして、まだ詳細は明らかにはなっていないんですが、31年度、県の予算で東京オリパラ観光誘客促進事業というものが予算化をされるというような情報もいただいておりますので、こういった県を中心とした、あるいは村でも多くの広域観光団体に加盟しておりますので、そういった広域的な取り組みなどによりまして、幾らかでも誘客に結びつけていければいいかということで、今後そういった面で検討を進めてまいりたいというふうに思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、観光ばかりに絞るわけでもないんですけれども、今日、村長の挨拶にもありますけれども、人口をいかに減らさないかということもありますが、今言われているのは、短期移民って言って、観光客ですか、をいかにふやすかということで提言いろいろとされていると思うんです。

その本の中で言われているのは、観光に4つあるというんですね。気候と自然と文化と食事というんです。天栄村これ考えてみると、4つみんなあるんですよ。今すごく成功しているのが、北海道と比較すると変ですけれども、北海道のニセコあたりなんかはすごくて、冬のスキーばかりでなくて夏のセーリングとか、いろいろそっちのほうなんかもやっていて、オーストラリア人ばかりでなくて中国人とか韓国人なんかも多く呼んでいるということなんで、やっぱりもっと、村単独で大変だと思うんですけれども、白河広域圏でも郡山広域圏とかって今やっていますが、そういうふうな部分と手組んで、外国人いかに呼ぶかということで、やっぱりこの際だから、東京オリンピックなりうまく利活用してやっていったらと思うんですが、そういうあたりどうなのかと思うんですが、そういうあれはどうなんでしょうかね。やっぱり県頼りということで待っているしかないんですかね。そこらちょっと伺いたいんですが。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

県の事業頼みということばかりではなくて、県のそういった事業も活用しつつ、また議員 おっしゃるとおり、広域的な観光団体、これらについても連携をして取り組みを進めていき たいというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) ではそういうふうな部分あるんで、これから積極的にインターネット を使ってほかにPRするやつを一生懸命やっていって、村を売り出していっていただきたい と思います。

それ1点と、先ほど言った国際交流協会もあるんで、やっぱりそれがとまっていたというのは、一つには姉妹都市とかそういうふうな部分を組んでいなかったという部分があるんでないかと思うんで、姉妹都市をやっぱりこれから考えていくべきではないかと思うんですが、そこらをあわせて伺って私の質問を終わりたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、外国とも姉妹都市なりというような、結ばなければというようなお話をいただきました。まだ首都圏とのそういった姉妹都市なり、友好都市もまだ結んでいない中で、もっと身近なところから結んで、徐々にそれを広げてまいりたいと考えております。

また、外国人の誘客、インバウンドにつきましては、これまでも広域間のインバウンドと

して台湾、私も実際台湾に行ってエージェント回りをしてきました。今年も3つのツアーで この冬期間、スキー場を貸し切りにして雪遊びをして、二岐、湯本の温泉旅館、あるいは羽 鳥湖の宿泊施設等々に泊まって、大変皆さんいろいろと楽しめるところだと、それがあって、 昨年はゴルフ場も2カ所あるというようなことで、ゴルフにもいらしていただきました。

今後は、村のさまざまなこの景観等々、情報もしっかりと発信をしながら、そして今年の9月28日から行われるオートキャンプ世界大会、ここにも多くの外国人の方々が来ますので、この方々にも天栄村の魅力をPRしながら、来年開催される東京オリンピックでは、さらに多くの外国人の方々が天栄村にお越しいただけるような取り組みを進めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) わかりました。じゃ、積極的に天栄村の売り出しをお願いしたいと思って、私の質問を終わります。
- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君の一般質問は以上で終了します。

ここで暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

(午後 2時21分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 後 藤 修 君

○議長(廣瀬和吉君) 次に、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。9番、後藤修君。

[9番 後藤 修君質問席登壇]

○9番(後藤 修君) 議会会議規則第61条に基づきまして、一般質問を2つほど通告しておりますので、順次質問をいたします。

1つ目、人口減少と少子高齢化対策は。

我が村の人口も年々減少しており、その抑制政策は喫緊の重要な課題であると思います。 村が発展、活性化していく上で、人が少なくなっていくのは非常に心配されます。執行部と してもいろいろと方策を実施していると思いますが、今後の人口対策をどのように進めてい くのか、その考えを伺いたいと思います。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

「人口減少と少子高齢化対策は」についてでありますが、人口減少、少子高齢化に関しましては、本村のみならず全国的に大きな課題であり、国が平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置した後、本村においても平成28年3月に総合戦略を策定し、人口減少時代に対応し、将来にわたって活力あるまちを維持するため、各種事業を展開してまいりました。これらの施策により、約60名の転入が見られ、現在も移住に向けた相談が数件寄せられており、所管課にて対応に当たっているところであります。

今後の対策といたしましては、これまで実施してまいりました移住・定住策としての空き家利活用や、住宅取得等の住まい確保への支援のほか、首都圏への認知度向上に向けた各種PR、今年度モデル事業として実施した関係人口の創出を引き続き実施するほか、結婚、出産から子育てにおける充実した各種支援策と、本村の魅力である豊かな自然と農林産物などの地域資源を広く周知し、村へのかかわりを持つ方をふやし、行ってみたい、住んでみたいと思っていただけるよう情報発信を強化してまいります。

また、総合戦略につきましては、平成31年度までを計画期間としているため、これまで実施してきた各種事業の効果を評価、検証し、人口減少及び少子高齢化の進行に少しでも歯どめをかけるために有効な事業を検討しながら、各課連携して取り組んでまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) この人口減少問題については、午前中の村長の挨拶の中にも組み込まれておりました。いかにやはり重要な問題で、また、これといった抜本的施策がなかなか打ち出せない、なかなか歯どめがかからない、非常に難しい課題であると思います。国はもちろん、各他市町村においても、この人口問題については相当やはり悩みの種であるかと思います。

そこで、我が村でもいろいろと政策を打ち出しておるわけでございますが、村の現状を見ますと、とにかく人口減少に結びつくような問題としては、働く場が少ない。それから、あっても勤めとして給料が安く安定していない。それから、結婚しない人の数が多い。それから、子育てには金がかかり、教育にももちろん金が多くかかる。それから、出生率が少ない。それから、先ほども村長の今答弁にありましたけれども、定住・移住のこともその後聞きますけれども、村外からの移住者が少ない。もろもろのいろいろ原因があると思いますが、そのうちで一つ一つ聞いていきたいと思いますが。

この移住・定住政策、いろいろ取り組みをやっているのでございますが、コーディネーターまで配置して、積極的にやっておるわけでございますけれども、どのような今までに効果がございましたでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。

どのような成果が見られておりますかというご質問かと思いますが、さまざまな施策によりまして、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、この施策での移住としては60名を 今カウントしているところでございます。

また、移住コーディネーターのほうで毎日活動はしておりますが、現在も数件ほど、住宅の取得と転入に関しての問い合わせで対応しているところでございますので、今後も今のところ、間違いなく数字としてお話しできるのは、12名ほどは来年度は、この関連では転入が見られるのではないかというふうに認識をしております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) この政策は少しずつ効果があらわれていると思いますけれども、村内から出ていった方でUターン、あるいは村外から来る、今の I ターンだと思いますが、Uターンした方というのはおるんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。

Uターンの数なんですけれども、現在お家を購入検討していらっしゃる方、来年度なんですが、こちらはUターンの方が2組おりまして、8名ほど、以前の、すみません、情報的にはちょっとないところでございますので、現時点でお話しできるのは次年度に向けての数字とさせていただきます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 結婚、なかなかできない男性の方、女性の方、多く天栄村にはおりますけれども、今まで村としてもかなり経費を出して婚活事業、結婚してもらうために婚活事業を進めておりましたけれども、今までに婚活のこの事業は合計何回実施されましたでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

今年度を含めまして過去5年間の回数をお答えしたいと思います。

今年度は3回、昨年29年度も3回でございます。28年度が4回、27年度が3回、26年度が 2回。

[「合計で」の声あり]

- ○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 合計で15回でございます。
- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 今までこれだけ実行してきて、それなりの効果が出ていたのかなというような疑問視もされますけれども、そこで、何組、その15回で何組カップルができましたか。そして、カップルができただけでなく、結婚まで至った方が何人いましたでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

15回のイベントでカップルの成立数は合計で54組成立をいたしております。

その後、結婚まで至ったかということでございますが、個人情報ですとか、そんなことも ありまして、なかなかこちらから追跡をするというのが不可能でございまして、ご本人のほ うから申告のあった方が2組ということで承知をしているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) せっかくカップルが54組もできて、結婚までなかなか行きつかないのは、それぞれ本人たちの事情もろもろあると思いますが、その結婚まで結びつくまで、担当課、担当部局で支援をしてやる、面倒見てやる、口をきいてやるというようなことは、やはりできないものでしょうか。それは個人のいろんな事情によって、そこまで入り込むことは難しいのかなと思いますが、できることまで指導してやったら、これ結婚まで結びつくんじゃないか、せっかくカップルができて結婚までいかないのは本当にもったいないと思うんですよこれ。結婚しないと、全て少子化対策、人口減少はなかなかいかないと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか、その先まで口をきいてやるような方法はできないものか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

行政でできることは、やはり出会いの場の創出というところまでであろうというふうに思っております。そこで成立したカップルをその後も結婚まで行政が介入をして、なかなか結びつけていくのは困難なのかなというふうに思っております。

そういったこともありまして、なるべく婚活パーティーの後も面倒見ていただけるように、 地元のNPO法人、須賀川なんですけれども、そういったところございますので、そういっ た方にパーティー自体を企画運営をしていただいて、そこでセッティングするからその後の アフターフォローもしていただくというような取り組みも始めておりますので、行政ではな く、そういった民間の力を活用しながら、結婚に結びつけていければというふうな思いで取 り組みを進めているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) これはなかなか、入り込むのは難しいと思いますが、今後も婚活事業を続けていくとすれば、やはり結婚まで結びつけるような、行政が中に入りなさいというようなことはなかなかできないと思いますから、それは何かほかの人を頼んでできるような範囲でやるというような方向性でやっていただければ、結婚にもう少し結びつくようになるんじゃないかと思いますので、ぜひその点はお願いしておきたいと思います。

それで、若い世代に対して、結婚、それから出産、子育て等々の政策は村でもやっておりますが、今現在やっている政策、どのようなものがあるか、具体的に、お聞かせください。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

現在当村で行っている子育て支援事業につきましては、まず、生まれてからの子育ての相談機関としまして、子育て包括支援センターのほうを設置したところでございます。子育て期間中、子育てに関した相談とか、あと学校に行ってからの養育の相談とか、一切をそこで受け付けているところでございます。

それから、出産に関しましては、子宝祝い金等の経済的支援、それから、子ども医療費等で18歳までの医療費のほうを無料にしているとか、さまざまな施策を今現在やっている状況でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 先ほど、子どもさんできるといろいろ金もかかる、教育費もかかるというようなこと、私申しましたけれども、こういう今、課長が申しましたような政策をもっとやっぱり充実して拡充してやるのが、これから子どもさんを産む人たちに一人でも余計に産むというような、気持ちになるのかなというような思いもありますので、今述べましたようなことをもう少し拡充していただけるようにご配慮を願いたいと思います。

それから、村の現在、広報で見た限りですが、村の人口が今5,300人台ということが発表されております。この人口の、統計のやり方はいろいろあるかと思いますが、どのようにしてこの5,300人台というのを出しているんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

今、議員がおっしゃった5,300人台というのは、現住人口の数字でございまして、こちらの数字につきましては、5年に1回見直される国勢調査、前回ですと27年10月1日を基準日としまして、そのときに住所がある方で住んでいるか住んでいないかというような調査がご

ざいます。住んでいないという方につきましては、住民基本台帳の人口から減額をして減ら している、実際に住んでいる数をまず出します。そこから、その後の4年間につきましては、 毎月の住民課で把握しております転入、転出、死亡、出生、そちらを差し引きしていった数 字が、先ほど議員がおっしゃった現住人口の5,300でございます。

ちなみに、住民基本台帳の人口で申しますと、5,679人が2月1日現在の数字となっています。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) そういたしますと、今の人口の計算は、現在5,300人台というのは、 現在ここに住んでいる方で住所があっても、そういう方は含めない。含めるんですか、それ。 住所があってというのは、住所があって村外にいろいろな事情で行っている方とか、学生さ んで行っているとか、そういう方は含める。含めないんですか。どういう計算でこれはやる んですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

先ほどの現住人口5,300人台の数につきましては、住所があっても実際に住んでいない方は含めないという数字になります。先ほどおっしゃったように、主に学生とか、あとは単身赴任で行かれている方とか、家族がこちらに住んでいるけれども自分だけは単身赴任で行って住所を置いておくというような方の数字になりますが、ただ、27年10月1日のときには住所は置いていて住んでいないと報告をした方でも、翌年とかその次の年とかに住み始めても、この数字には拾えない数字となっておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) なかなかこの人口の統計のやり方というのは、のみ込むのになかなかわかりにくいような気もしますけれども、とにかく村の人口が年々減って、5,000人台にいよいよなりました。それで、5,000人、今現在住んでいる方が5,000人、それから、基本台帳であれが五千六百何人といいましたけれども、この5,000人を間もなく割るんじゃないかというような気がするんですが、そのシミュレーションはしていますか。5,000人を何年ころにまで、あと5年とか3年とかたったらば5,000人を割るんじゃないかというようなシミュレーション、とっていましたらばお聞かせください。
- ○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。

人口の戦略を策定しました28年3月のときに、人口ビジョンというのがございまして、推

計はこちらで行っております。ただ、こちらの数字につきまして、現住人口と住民基本台帳と、あと集計の方法によりまして、今の数字とマッチしているわけではございませんが、この推移から見ますと、今現在も毎年100名ぐらいずつは人口が落ちている現状を踏まえますと、現住人口でいいますと、5,300人だとしますとあと3、4年後くらいには、現住人口でいいますと5,000人を切るのかなというふうには予想されます。ただ、これも先ほど住民福祉課長が申しましたとおり、国勢調査が32年、再来年度に行いますので、そこでまた数字が動くという可能性もございますので、現時点でははっきりした数字ではございませんが、捉え方としましてはあと数年後であるというふうに認識しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) ここまで減ってくると非常に、年々生まれた子どもの数、あるいは亡くなった数、どうしても知りたくなるんですが、平成30年度はまだ3月分まであるんですが、1月時点でもいいですけれども、何人子どもさん生まれて何人の方が亡くなっていますか、1年間で。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

30年度につきましては、今現在動いている状況ですので、1月末で集計したもので申しますと、出生が25名、死亡が89名となっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 30年度だけ聞いただけでも非常にびっくりするような数字ですけれど も、ちなみに、現在の村の子どもさんの出生率、出生率は何%ですか。それから、高齢化率 もわかればお聞かせください。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

申し訳ございません、出生率についてはちょっと複雑な計算なものですから、今すぐ数字 が出ないというところでご理解いただきたいと思います。

高齢化率につきましては、2月1日現在で33.3%でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 出生率はなかなかこれは、今、課長は計算が難しいようなことを言いますけれども、出生率を上げるのにはなかなか大変だと思いますよ。とにかく今の若い人の考えだと、子どもさんを多く産まない。多くても2人、せいぜい2人でなかなか、3人産みますと、1人は夫婦でやるんですから、2人ではそのまま差し引きゼロなんですよね、増え

ていかない。ですから3人本当は産んでもらうような方向であれば、少しずつは人口も増えていくような方向に行くと思うんですが、なかなか今の若い人たちは多く子どもさんを産まないというような傾向でございまして、非常に出生率も上がらないかと思います。

人口をふやす、少子化対策をするというのには、何と言ってもやはり結婚をして子どもさんを産んでもらう。もうこれしかないです。だからその政策を進めていく。どういうふうに進めたらいいかというのを、やはりこれから重要な課題として考えていかなくちゃならないと思います。人口が減っていけば、村の消防団員の確保とか、それから各公共施設の事業所の人員確保とか、もろもろにやはり影響すると思うんですよ、これから。ですから、やはり人口をいかに、減っていくのはやむを得ないけれども、いかに減る流れを少なくしていくかというような政策が非常に大事だと思いますので、これからその点についてはじっくりと考えて、そしていい取り組みをしていくようにぜひお願いしておきたいと思います。そうしないと、高齢化率はここまで上がって、高齢者の方が今は健康長寿健康長寿ということで政策をしてきて、長生きはするようになったですから、それはどうしても65歳以上の方が多く人口の割合を占めるのはやむを得ない時代になってきちゃったんですが、もう3分の1が65歳以上ですね、これ見ますと。ですから、高齢者の方が多くなって子どもさんが少ない、偏りなおかしない人口構成になってしまいますので、ぜひこれは、ずっと続いていくこの課題だと思いますので、これからぎっちりとやはり考えてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

道の駅季の里天栄周辺整備の進捗状況は。

道の駅季の里の周辺整備に係る計画発表がなされてから数カ月になりますが、その後の進 捗状況はどうなっているのか、具体的な内容について伺いたいと思います。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

道の駅季の里天栄周辺整備計画につきましては、事業用地の取得が遅れており、皆様にも ご心配をおかけしたところでありますが、先月22日付で土地収用法の事業認定を受けたこと から、昨日、土地所有者と土地売買及び立木補償に係る仮契約を締結いたしました。この契 約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定 により、本定例会においてご審議をお願いすることとしておりますので、何とぞよろしくお 願いいたします。

今後の計画につきましては、平成31年度に敷地の造成に着手し、平成32年度までに造成工事を完了、建物の整備は、補助金等の財源確保の見通しを踏まえながら、33年度以降に実施

してまいりたいと考えております。

また、ふるさと文化伝承館との間の森林につきましては、ふくしま森林再生事業による整備を計画しており、31年度に年度別実施計画の策定と同意取得を行い、32年度に森林整備を実施することとしております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) いよいよ道の駅の場所の地権者との契約がなされたというような答弁 でございました。今までにここまでくるのに、地権者とは何回くらい話し合いを持ったでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

土地所有者の皆様に対する話し合い、説明会につきましては、これまで合計5回実施しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 9月議会の議案審議の際に私が質問したときに、土地の代金について、 まだ契約以前であるから発表できないというような答弁がございましたが、今度仮契約であ っても契約がされたということであれば、地目別の値段は発表できるんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

地目別の平米単価でございます。田んぼが1,650円です。それから山林ですが、これ2通りありまして、道路に接している部分とそれ以外の部分ということで分かれておりまして、道路に接している山林につきましては平米650円、それ以外の森林は平米610円であります。それから、1筆、原野という地目がございまして、そこは平米900円の単価で契約を締結したものであります。

[「畑は」の声あり]

- ○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 畑はございません。
- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 今、地目別の単価が出ましたけれども、これ土地代、山林であれば山 林の材木も賠償に入っているんですか。それも含めて聞きたいと思います。総額、土地代は 幾らで、山林の材木代も補償の対象になっているとすれば、材木費は幾らか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

まず、土地代金の合計でございますが、5,277万4,630円であります。それから、立木の補償ですが、これ別でございまして、合計で510万6,026円。合計で5,788万656円というものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) この土地代の算定方法といいますか、算出方法、どういうことに基づいてこの値段を出したんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

土地の単価につきましては、不動産鑑定を実施いたしまして、それに基づいて算出をして おります。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) わかりました。

不動産鑑定士の指導に基づいてこの値段を出したということですが、今までに例えばこの 村で、この近くに買収した土地、それからホームの拡張に関することで買収した土地とか、 そういう土地と比較しても整合性はとれている値段なんですか、この値段というのは。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

今回の事業に関する単価につきましても、それから、天栄ホームの事業に伴う買収単価につきましても、それぞれ不動産鑑定を実施した上で設定をしているということでございますので、単価を比べれば多少違いはあるのかもしれませんが、適正な値段で単価は設定されているものと承知しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 公共に使う土地ですから、高いのはわかりますけれども、単純に農業委員会で田畑の売買の話を聞きますと、普通、上田であっても、この役場の前あたりから白子前当たりであっても、60万、70万しかしないんですよね。ですから、今のこの季の里の整備に関して、田んぼ、かなりいい値段であります。公共用ですから、それぞれの比較はできないと思うんですが、やはり農家の方においては、田んぼを持っている方で、あのような値段で買ってもらえるならば、俺らも売りたいなんていう人もいるくらいだと思うんですよ。本当に今まで、土地の売買についてはいろいろあったけれども、今は相当下がっていますから、土地は。ですから、結構いい値段だと思いますが、これもやむを得ないかと思いますが。

それで、今度あの造成費用に5,000万円予算で計上しておりますね。これは基金から取り崩して出費するようでございますけれども、その5,000万円の造成費用以外のこれからの工事、ずっとかかる、建築までかかって6億数千万、たしかかかると思うんですが、その金はどういうふうにして何から捻出するんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

用地費ですとか、それから造成工事に関しましては、すぱっと当てはまるような補助事業がなくて、基本的には村の一般財源等で考えていくということでございますが、もう少し県などと相談をしまして、例えばあそこを避難場所に指定して、じゃ、防災に関する何か手だてがないかですとか、そういったことも財源の確保を検討しながら進めていきたいと思っております。

それから、建物につきましては、今の時点では農林水産省の2分の1の補助金というのが メーンにあるわけでございますが、これにつきましても、今後新たな補助が出てくる可能性 もございますので、そうした見通しを踏まえながら着手をしてまいりたいというふうに考え ております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 5,000万円で、今度造成費用に計上されておる金であっても、基金から取り崩しているわけですから、村の出費ですよ。ですから、今後これ以上の金をどのようにするのか捻出するのか、やはり一番我々議会としても心配するところであって、午前中の服部議員の質問で、大分給食センターが、4億も出費するような予想がされますので、村で今度、またこの道の駅に対して補助金を今模索中で、どういうことが出るか全然検討できないといいますと、数億円また村の一般財源から捻出するようになるんじゃないですか。補助金の見通しは、今当たっていると思うんですがないんですか。これ大変ですよ、やはり一般財源からばかり出したら。その辺はどのように考えているかお聞き、村長から聞きたいと思うんですが。どうしますこれ。
- ○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

この整備に関しましては、今ほど担当課長が申し上げましたように、防災施設というようなものであれば、そこに当てはめるものがあるというようなことも、一つの案でございまして、また、私も何度か東北防衛局にご挨拶に伺いながらも、防衛の予算というようなことで話をしている段階でございます。まだいろいろと皆様方にお示しをして、こうだということ

までできませんが、今そちらのほうにも話をつないでいるところで、それが見えてきた段階でまたご説明を申し上げたいと。そういったもろもろの予算を使いながら整備は進めていきたいと考えておりますし、財政的に圧迫するような負担をかけるような、そういう村政運営には向けていかないような、今方法を探って、各所に出向いていろいろと予算の確保に向けて進めているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) なかなか先立つものがなくては計画も順調に進まないと思いますので、 補助金等も含めて、これからきちっと計画を立てて、村の負担に余りならないような方向で やっていってほしいなと思います。

それから、前に議会にこの図面の計画書、配付になったんですが、この図面は、これが最終的にこの図面どおりに計画整備、それから完成まで進めていくつもりなんですか。見直すというような余地もあるんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

この図面においては、土地収用法、まずこれの認定をいただくというようなことで、公園の整備というような名目で進めてまいりました。今後はこのさまざまなニーズに応えるような形で、そこの整備は進めていきたいし、あとは先立つ、今ほど申し上げましたように予算も見ながら、さまざまな補助をどういう形でそこに組み入れるか、それによってはいろいろと変わる可能性も出てきますので、国交省であるとか、農林水産省であるとか、防衛というような部分あれば、そういったものを活用できるようなものとして、最終的には整備をしていきたいと考えておりますので、大まかな整備は今図面に載っているものでございます。あとは建物等々につきましては、補助によるもので進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) それで、まだまだこれが最終的な実施ではないということでありますが、一つ私の提案でございますけれども、どうしても他町村であったり、ほかのイベント等々の開催を見ていますと、花のあるところには人が集まると言われるんですよね。花があるところ。ですから、この計画書はまだ最終的なものではないと思いますが、あの山林を、当然伐採してきれいにすると思うんですが、災害に遭わないくらいには、木はどういうふうにやるかわかりませんけれども、上に伝承館ありますね。今回も当初予算で190万の管理運営費が計上されておりまして、昨年もやはりそういうふうに上がっております。それだけの経費を使ってまだ運営している伝承館を、この際、やはりこの計画書の中に、向こうの伝承館とリンクしたように活用するというような方向は、ぜひこの際はやはり考えてみるべきで

はないかと思います。そうしないと、伝承館が村のお荷物だお荷物だってばかり言われていたのでは何ともしようがない、できたものは簡単にやめるわけにはいかないと思いますので、ぜひ伝承館をこの構想の中に組み込むようにして、やっぱり考えていく。それと、やはり桜の木ばかり植えれば、それはそれでいいかと思いますが、それでなくても花を植えて、やはり村民、それから村外の方においても、癒しの場にして、桜祭りでもいいし、何々花祭りでもということがあって人を呼び込めば、今度拡充された季の里に人も来る、それから伝承館のほうにも足を延ばして来られる可能性もあると思うんですよ。やはり人が来なくては何もならないと思いますので、その点を考えて、やはり花を重点的に、どういうふうな計画でやってもよろしいと思いますが、何々の花祭りとか桜祭りとかというようなPRをしていけば人が集まるのではないかと思います。そのような計画も含めて考えていってほしいと思いますが、その点の考えはどうでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

最終的な目標は、この伝承館を活かすというようなことで考えておりまして、あの山林については、村の負担をなく、森林再生事業を充ててその遊歩道なり、間伐をしながらそこを整備をして、伝承館まで歩いて行けるような取り組み、それと、季の里というぐらい、四季折々に花が咲くようなことというような中で、山の中にはヤマザクラ以外にも、その花木等々をある程度計画は持ちながら植えて、人を呼べるような、そういう思いで、当初からここは、花は人を呼びますよと、議員からもそういう提案はいただきながら進めてきた経緯もあるものですから、当然、花見山のようにはなかなか厳しいですが、村内にも花木をやっている方々もいらっしゃいますので、そこをうまく活用していただけるような取り組みをしながら、整備を進めてまいれればと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 我々としては、この計画書の中にどうしてもナラとかクリとか松なん て書かれているものですから、そういうふうな植樹をして山にまたやっていくのかなという ような思いがあったものですから、心配しておったわけですが、今の話を聞いて安心はいた しました。

それで、一つ最後に聞きたいんですが、鳳坂峠の土砂といいますか、残土といいますか、 あの場所に盛り土するというような話になっていますが、どのようなシステムというか、ど のようにしてこれから残土をもらうようにしていくんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

31年度の5,000万円の予算の中で、まず残土を持ってきて入れるための条件を整備するということで、田んぼですとか、あそこの表土をまず一時的に剝ぐ工事をやり、それから、開発にとって一番重要な調整池の工事を進めながらといったことで、その残土を入れるような、まず工事をやった上で、トンネルのほうで入れるにふさわしい良質の土砂が出始まったらば、向こうからこちらに運んできていただくというような計画で進めることにしております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 面積も広大なものでありますから、どのくらいの量が、10トンダンプで何十台というんだか、何百台というんだか、そこら辺の計算はわかりませんが、どのくらいの量が入る予定で、いつころから土が搬入始まる予定ですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

予定している数量につきましては、すみません、ちょっと今、お時間いただきます。

それから、時期につきましてはトンネルの進み具合にもよりますので、昨年、県中建設事務所と打ち合わせた段階では、今年の夏ごろぐらいには良質な土砂が出るのではないかというようなお話でございましたが、これは掘ってみないと、進んでみないとわかりませんので、時期については今のところ、正確な時期はお答えできないということでございます。

それから、数量につきましては、ちょっとお待ち願います。

○議長(廣瀬和吉君) 暫時休議します。

(午後 3時28分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時29分)

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

表土を剝ぐ厚みによって入れる量が変わってきますので、今の時点では何とも、1メーターを剝げば2万立米になる、50センチ剝げば1万立米になるということで、その現地の施工状況によってボリュームは変わってきますが、今のところ、1万から2万立米ぐらいの間で見込んでいることでございます。

○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。

- ○9番(後藤 修君) 今の立米数ですと、かなり今までにもこれ計画立てているんでしょうから、どの辺までどのように土盛りをするというような計画ですか。1万から2万立米だとしても、どの辺をどのようにどこまで。上流はかなりこっちからするとかなり高いです。ですから、そこまでは盛る必要はあるんだかないんだか、手前のほうだけでどのくらいというんだか、どの辺のことまで考えていますか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

現在考えていますのは、駐車場と、国道側から入って駐車場まで、それから、その上の芝生広場、2カ所ありますが、その芝生広場については現状のままということで、表土を剝いで盛るのは国道からの駐車場の一帯までというような計画でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) この季の里については、今ある季の里が駐車場が狭い、建物も手狭であるということで拡張計画を立てたわけで、これから進めていくわけでございますけれども、なかなか経費もかかるし、このように造成、それから盛り土等々についても、順調に行くまでは大分時間かかりそうな気もいたしますけれども、とにかく計画を進めてきましたんですから、順調に行くように、村民の方もあの場所が、農地が荒れているような状態を大分見ておりますので、どういうふうになるんでしょうかとか、あの場所にトンネルの土を盛るっていう話もあるんだけれどもいつ盛るんだいとか、いつ道の駅が新しく大きくなるんだいというようなことも言われますけれども、なかなか私らも説明がしようがなかったんです。計画がなかなかはっきりしなくて。今日は大分聞かせてもらいましたので、今度説明できると思いますが、これから村としてもこれを順調に進めていくように、早くそして完成するように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了します。 以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(廣瀬和吉君) お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。 どうもご苦労さまでした。

(午後 3時34分)

3 月 定 例 村 議 会

(第2号)

平成 3 1 年 3 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第2号)

平成31年3月6日(水曜日)午前10時開議

日程第	1	議案第	1号	天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	2	議案第	2号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制
				定について
日程第	3	議案第	3号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
				ついて
日程第	4	議案第	4号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
				める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第	5号	天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する
				条例の制定について
日程第	6	議案第	6号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第	7号	天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
				ついて
日程第	8	議案第	8号	須賀川市と天栄村との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事
				務の委託に関する規約の締結に関する協議について
日程第	9	議案第	9号	工事請負契約の一部変更について
日程第1	0	議案第1	0号	天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について
日程第1	1	議案第1	1号	天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大 須	質	渓	仁	君	4番	服	部		晃	君
5番	小	Щ	克	彦	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	9番	後	藤		修	君
10番	廣	瀬	和	吉	君						

欠席議員(1名)

8番 熊 田 喜 八 君

村	長	添	田	勝	幸	君	副村	長	森			茂	君
教 育	長	久	保	直	紀	君	参 事 総務部	兼 果長	清	浄	精	司	君
企画政 課	(策 長	北	畠	さっ	き	君	税務部	果長	黒	澤	伸	_	君
住民福 課	i 祉 長	熊	田	典	子	君	参 事 産業調	兼 果長	揚	妻	浩	之	君
建設課	長	内	山	晴	路	君	会 管 理	計 者	森		廣	志	君
湯 支 所	本 長	星		裕	治	君	天 保育原	栄 斤長	兼	子	弘	幸	君
学校教 課	(育 長	櫻	井	幸	治	君	生涯	学習 長	小	山	富美	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 伊 藤 栄 一 書 記 星 千 尋 事務局長

書 記 大須賀 久 美

◎開議の宣告

○議長(廣瀬和吉君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

8番、熊田喜八議員より、親族の葬儀のため欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(廣瀬和吉君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第1、議案第1号 天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) おはようございます。

1ページをお開き願います。

議案第1号 天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例。

天栄村個人情報保護条例(平成28年天栄村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」を「、次のいずれかに該当するものをいう。」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ る記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法 を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第1号の次に次の1号を加える。

第1号の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第3項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を「電磁的記録」に改め、同条第4項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第8条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第13条第2号中「含む。)」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。 第14条第2項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております議案説明資料の1ページをお開き願います。

新旧対照表の下の段が現行、上が改正案です。

個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、第2条第1号において個人情報の定義を明確化したこと及び第1号の2に おいて要配慮個人情報の定義を定めたことであります。

これらは、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、見直しを行うものであります。

第6条第3項以下につきましては、文言の整理を行うものであります。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第2、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年天栄村条例第25号)の一部を次のように 改正する。

第8条に次の1項を加える。

第3項 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における 勤務に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料4ページをお願いいたします。

第8条に第3項を追加するわけでございますが、これにつきましては、働き方改革と勤務環境の整備として長時間労働の是正のための措置を講ずるため、正規の勤務時間以外の勤務について必要事項を規則で定めるとする文言の整理を行うものであります。

今後、規則によりまして、職員の超過勤務命令の上限時間を1カ月当たり及び1年間当たりということで定めてまいります。そのための条例の改正でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 働き方改革、これもうちょっと詳しく説明してもらえますか、前はこういうのが、これに改正されましたという。うちでもそうなんですけれども、働き方改革の、今まではこうだったんですけれども、こういうふうになりますというのを詳しく説明してください。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

働き方改革、その変わる内容ということでございますが、これまで職員の超過勤務命令の時間につきましては、一つの目安が決められておりました。今後、規則の中で、今、国から来ているものでございますが、一般の職員につきましては、1カ月当たり45時間を上限とする、超過勤務命令の時間を45時間を上限とする、1年間では360時間を上限とする、国のほうではこのような動きで31年4月から適用すべく、今、条例の改正が行われております。村につきましても、それに倣いまして、超過勤務を命令する時間を規則の中でこれから定めていくものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ1カ月45時間、そして年間で360時間、例えば税務課あたり、1月、2月、3月が忙しかったから、あとは時間が、3月で終わりだからあれなんですか、これ。年間で360時間以上は働くなということですか。

そして、もう一つ聞きたいのは、結局、休日が増えていくでしょう、5月なんか10連休あるんだから。仕事の内容は間違いなく、それで時間、超過勤務をやらなくても大丈夫なようになっているんですか。民間企業では時間が足りなければ、結局、普通の民間企業だと超過勤務が多くなるでしょう。そして、今度、休みが増えれば増えるで、うちの会社なんですけれども、会社は余計、日曜出勤とか祝日出勤を出さなくちゃいけないんですよ。だから、そういうふうになって、役場自体は仕事に差し支えはないんですか。国で勝手にそういういろんなことを決めてきますけれども、仕事には影響ないんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

先ほど一般的な職員についてはということで申し上げて、ちょっと言葉足らずだった部分もあるんですが、もう一つ、他律的業務の比重の高い職員、いわゆる自分だけの都合で勤務時間を決めることができない職員というふうなことなんですが、今、税務課というふうなことでお話もございましたけれども、申告時期は申告の仕事をして、あと通常は日中、申告の業務を行えば、あと夜間、通常、自分の業務をやらなくちゃならないというようなこともございます。そういった場合、他律的業務、自分の都合だけで勤務時間を決めることができない職員につきましては、その比重の高い職員につきましては、1カ月で100時間、あと、かつ1年間で700時間というふうなもう一つの上限時間の設定がございます。

ですから、この他律的業務の比重の高い職員につきましては、今申し上げた時間、それ以外の職員につきましては、最初に申し上げた1カ月45時間かつ1年360時間というふうなものが適用されます。

あと、この上限を超えた場合については、その仕事の内容が真にやむを得なかったのかどうか、その辺の事後検証を実施していくような形になります。実際、村の職員なんかの場合でも、土日に勤務した場合は、休む時間の確保ということで、その後、平日休みなさいということでやってはおるんですが、そのようなことで超過勤務についても上限を設けて、その中で管理を行っていくことになるものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 特別なもの、特別な人、1カ月100時間でも大丈夫だということですか。これは村長が規則を定めること、村長の許可を得ないと働けないということですか。この文言からするとそのような感じなんですけれども、だから村長がそれを許可すれば、その人は1カ月100時間働いて、年間700時間も働いていいということですか。

これ、特別その人だけ残業手当が増えますよね。残業手当というのは、副課長までが残業つかないんですか、課長、副課長まで。それ以上は、課長、副課長だけが超過勤務つけないで、あとその下は大丈夫だということですか。課長もこういう多い勤務時間もあるんですけれども、民間でいえば、取締役は何時間働いても構わないですけれども、従業員は時間決められていますよ。役場職員だって一緒でしょう。課長、副課長は管理職になるから、それ別に労働基準監督署から何も言われないんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

まず、最初の他律的業務が多い職員に誰が該当するかというところでございますが、これ については個人的に誰というふうなことではなくて、その業務によって分ける、分けていく ようになります。業務によって他律的業務の比重の高い部署なのか、それ以外の部署なのか、 それはその業務によってまず分けていくようになります。そして、その中で超過勤務命令を 命ずるのは各課の課長でございますので、課長が命じて超過勤務を行うというような形にな ります。

あと、今ご質問がありました課長、副課長につきましては、管理職ということで、その超 過勤務手当の対象とはなっておりません。あと、課長が課員の勤務時間等を見ながら、あと 本人も時間外勤務する場合もございますが、できるだけその辺は長くならないようなことで、 それぞれ今注意をしているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これは公務員のあれで決まっているんですか。課長、副課長は残業つけちゃならないということ、決まっているんですか。これ何か民間会社から見ると、おかしいような気がするんですけれども、民間会社では取締役は何時間働いても構いませんよと。あと、従業員は正規雇用された方は、これまで何時間って決められているんですけれども、これは公務員だって同じだと思うんですよね。課長職だからといって残業つかないからといったって、何時間も働いている人もいるでしょう。これどういう、労働基準監督署から言わせるとおかしいと思うんですけれども、それはもう完全にこの法律で決められているやつなんですか。課長、副課長は残業代を出してだめだということですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

課長、副課長につきましては、今お話しのように、超過勤務手当の対象とはなっておりません。管理職につきましては、別に管理職手当というものが一定の率で出ておりまして、その中で仕事はしておりますが、そのような形で管理職手当が出ているために超過勤務の対象とはなっておりません。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 了解しました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第3、議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について。

災害用慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年天栄村条例第25号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の上に「保証人及び」を加え、同条第1項を次のように改める。 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の2項を加える。

第2項 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセント とする。

第3項 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する ものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2項 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

国の災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことにより、災害援護資金の貸付利率を改正するものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

改正案の欄をご覧いただきたいと思います。

第14条第2項及び第3項、保証人及び利率ですが、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は1.5%に改正するものでございます。

第15条第1項ですが、こちらは償還方法に月賦償還を追加するものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第4、議案第4号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第4号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年天栄村条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の下に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例の基準であります厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の6ページをお願いいたします。

第10条第3項第5号の職員の要件ですが、平成31年4月1日より、学校教育法の改正により専門職大学の制度が設けられることから、放課後児童支援員の専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものであります。

改正内容につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第5、議案第5号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第5号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年天栄村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表ひとり親家庭の項中7号の次に次の1号を加える。

第8号 父又は母が母又は父の申立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けた児童

第3条第3項第2号中「第6条の3に規定する」を「第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は」に改め、同項第4号中「7月1日」を「10月1日」に、「第5項」を「第8項」に改め、同項に次の1号を加える。

第5号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定に基づく被支 援者

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例の基準であります児童扶養手当法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の7ページをご覧ください。

ひとり親家庭の定義としまして、第8号に、父または母の申し立てによりDV保護命令を 受けた児童を看護する家庭を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

第3条第3項第2号につきましては、医療費の助成対象外としまして、児童福祉法第27条 第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者を追加するものでございます。 同条同項第4号は、支給制限の適用期間の改正でございます。

主な改正内容は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第6、議案第6号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔稅務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長(黒澤伸一君) 議案第6号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例(昭和38年天栄村条例第12号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に 改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、国保税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充が盛り込まれた見直しが行われたことに伴う条例の改正を行うものでございます。

改正点について、お手元の資料9ページ、新旧対照表をご覧ください。

天栄村国民健康保険税条例第2条第2項においては、基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものです。

第23条第2号から第3号までは、一定の所得額以下の世帯の均等割額の減額の軽減判定が 書いてございます。

国保税は、被保険者等の所得により算定される応能割と、加入人数や加入世帯に均等に課せられる応益割がございますが、国保税の負担能力が特に不足している世帯を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合については、応益割の世帯均等割額と加入者平等割額が所得に応じて原則7割、5割、2割の軽減措置が講じられております。今回の改正においては、5割、2割の軽減基準の軽減判定所得について、5割軽減世帯が27万5,000円から28万円へ、2割軽減世帯が50万円から51万円に拡充されたものでございます。

具体的に申し上げれば、課税限度額の引き上げにより、高額所得者については課税額が増える一方で、均等割額の減額の判定額が拡充されたことにより、低所得者においては国保税の税負担が減ることとなります。

国保の被保険者の世帯のうち、昨年度限度額まで納税をいただいている世帯は10世帯であり、この世帯については、昨年が同様の所得であれば、全ての家庭が3万円の増額になる見込みでございます。

一方で、均等割額5割軽減世帯が105世帯、2割軽減世帯が101世帯ございましたが、今回の制度拡充により、それぞれ軽減を受けられる世帯は増える見込みと思われます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) ちょっとお尋ねしますが、最高限度についてでありますが、これは応 能割と応益割によって決まるわけなんですが、応能割、応益割、幾ら以上になると最高限度 の税を納めなきゃならないのか、それを教えていただきたいと思います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 暫時休議します。

(午前10時38分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時40分)

○議長(廣瀬和吉君) 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長(黒澤伸一君) お答えいたします。お時間をとらせていただいて申し訳ございませんでした。

議員の質問でございますが、応益、応能、そういった部分に応じて限度額までいく所得は 幾らかというようなご質問だったかと思うんですが、一概に応益、応能によってその限度額 というのは決まるものではない。といいますのは、ひとり世帯であっても、所得が多い方も、 1,000万の方もいらっしゃれば、また、いっぱい、10人の世帯でいらっしゃっても所得が少 ない方もいらっしゃるというようなことで、この場で一概にちょっと言えるものではないと いうようなことでご了承いただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 確かに人数等も入るからちょっと出ないかもしれないですが、できればおおよそで、所得何ぼ、固定資産何ぼで、50・50だから、金額、標準家庭で結構ですが、わかればで結構です。ただ、わからなきゃいいですが、これ上がるの3万くらいだと思って、そんなに自分たちに関係ないとみんな思っていると思うんですが、限度額いっている方は天

栄村でどのぐらいおりますか、所帯数、何割くらいいますか。

○議長(廣瀬和吉君) 税務課長、黒澤伸一君。

〔稅務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

天栄村の国保世帯につきましては約600世帯ということで、そのうちの10世帯が昨年度は 限度額いっぱい支払っていただいている対象者でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 10世帯くらいですか、限度額って。もっとおるような気がしたんですが、間違いないですか。間違いない。

それで、今年、この前なんですが、新聞に国保税の引き上げが載っておりました。天栄村の不足というか引き上げ率が何か、よくあの新聞ではわからないんですけれども、かなり高い数字が上っておったんですが、この引き上げで今度の31年度はこれで間に合うということなんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 税務課長、黒澤伸一君。

〔稅務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

今おっしゃられているのは、いわゆる県で算定されている市町村の保険料の負担金というようなことかと思います。今のところ、県のほうから仮算定額として金額が来ておりますが、これが昨年度よりもちょっと増えているというようなことがございまして、税率の検討等においては、今、確定申告をやってございまして、その結果のこともありますし、また、国保運協に諮らせていただいて改めて審議させていただきますので、今どうなるというような話はちょっとお控えさせていただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) ということは、今の段階では最高限度の引き上げだけで、税率の引き 上げについてはこれからということですね。わかりました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第7、議案第7号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) 議案第7号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村消防団設置等に関する条例(昭和44年天栄村条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を削る。

別表第4中「1,400円」を「1,800円」に改める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の天栄村消防団設置等に関する条例第 17条の規定は、施行日以後に出動した出動手当から適用し、同日前に出動した出動手当については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料11ページをお開き願います。

まず、第1条の改正は、文言の整理によるものでございます。

別表第4の消防団員の出動手当、火災、風水害の場合、警戒の場合、訓練の場合、現行それ1回1,400円を1回1,800円に改定するものであります。

改定の理由といたしましては、近年、災害が増加及び大規模化する傾向の中で、地域防災

の中核を担う消防団員の処遇改善を行うものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第8、議案第8号 須賀川市と天栄村との一般旅券の申請受理及 び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) 議案第8号 須賀川市と天栄村との一般旅券の申請受理及 び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり須賀 川市と天栄村との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に 関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページが別紙でございます。

須賀川市と天栄村との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約。

(委託事務の範囲)

第1条 天栄村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づ

き、福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例(平成28年福島県条例第92号)により 福島県から権限の移譲を受けた旅券法(昭和26年法律第267号)に基づく事務(以下「委託 事務」という。)の管理及び執行を須賀川市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、須賀川市の条例、規則その他規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、天栄村が負担するものとする。

第2項 委託事務の管理及び執行に要する天栄村の経費の負担額は、天栄村が福島県から 交付を受ける当該年度の旅券事務に係る権限移譲交付金(以下「県交付金」という。)の額 と同額とし、須賀川市の請求により毎年10月末日までに支払うものとする。ただし、須賀川 市が県交付金のみでは経費が不足すると認めるときは、別途天栄村と協議して負担額を定め ることができるものとする。

(予算の計上)

第4条 須賀川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、須賀川市の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(委託事務の実績報告)

第5条 須賀川市長は、毎年度終了後、速やかに天栄村の委託事務の取扱件数の実績を天栄村長に報告するものとする。

(決算公表時の措置)

第6条 須賀川市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を天栄村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 須賀川市長及び天栄村長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第8条 須賀川市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される須賀川市の条例等の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ天栄村長に通知しなければならない。

第2項 須賀川市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される須賀川市の条例等の制定又は改廃をしたときは、直ちに当該条例等を天栄村長に通知しなければならない。

第3項 天栄村長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(協議)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、須賀川市長と天栄村長が別途協議して定める。

附則。

第1項 この規約は、平成31年6月1日から施行する。

第2項 天栄村長は、この規約の告示の際、併せて委託事務の管理及び執行に関する須賀 川市の条例等が天栄村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料12ページをお開き願います。

まず、概要でございますが、天栄村が福島県のオーダーメイド権限移譲を受けた上で、旅 券の窓口業務を須賀川市に委託するものであります。

今まで須賀川市役所での旅券申請・交付は、須賀川市在住もしくは通勤・通学者に限られておりましたが、6月より利用できる対象者を岩瀬郡・石川郡両郡の7市町村の在住者(通勤・通学者を含む)にも拡大し、福島空港活性化と岩瀬・石川地方住民の利便性向上を図るものでございます。

事務の委託に係る今後の流れでございますが、旅券法の権限移譲については、福島県旅券 法に係る事務処理の特例に関する条例の改正が福島県議会12月定例会で可決成立しておりま す。そして、平成30年12月25日付で公布されました。この条例の施行日は、県及び各市町村 で十分な周知期間を設けるために6月1日となっております。

今後、権限移譲を受ける町村は、3月定例会で議会の議決を経た後、須賀川市と協議、県への届け出を行い、4月から住民へ周知して、6月から須賀川市でのパスポート窓口申請対象エリアを拡大するものでございます。前に全員協議会で説明させていただいたときには4月1日ということで申し上げましたが、その後、協議の中で、周知期間等も必要ということで、6月1日からとなったものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 経費の負担について伺います。

毎年10月末までにこの経費分を須賀川市の請求により支払うこととなるとありますが、これは1年間に窓口業務でかかった経費を関連の市町村で割るんですか。例えば天栄村が10人 今年申請しましたからといって、10人分の何かそういう支払い方法にするのか、どういうことなのか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

経費の負担についてでございますが、この一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務は本来は福島県の仕事ということで、これまでは県の合同庁舎なり県庁なりに行って天栄村の住民の方は行っていたところでございます。それが県の窓口に行かなくて手続ができるということで、県のほうから権限移譲交付金というものが天栄村のほうに交付されます。その交付金を須賀川市のほうに委託費用ということでお支払いする。県から来たものをそのまま、天栄村に一度入ったものを須賀川市に委託のための費用としてお支払いするというのがまず第一でございます。

あと、この中で、第3条第2項のただし書きのところでございますが、須賀川市が県交付金のみでは経費が不足すると認めるときは、別途協議の上、負担額を定めることができるとするというふうになっております。ですから、実際、これからこの旅券の申請事務、交付の事務を進めていく中で、基本的には県からの交付金で須賀川市にお支払いするわけでございますが、その中でもっと費用がかかるというふうなことが出た場合には、協議の上、その辺、お支払いするというふうな場合もございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 了解しました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。11時10分まで休みます。

(午前11時00分)

(午前11時10分)

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第9、議案第9号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 21ページをお開き願います。

議案第9号 工事請負契約の一部変更について。

平成30年10月12日議会の議決を受けた児渡滝田線道路改良工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「5,140万8,000円 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額380万8,000円」を「5,131万4,040円 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額380万1,040円」に改める。

提案理由のご説明を申し上げます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、工事請負変更仮契約書でございます。

工事番号·名称、第65号児渡滝田線道路改良工事。

工事の場所、天栄村大字牧之内字郷戸地内外。

受注者は株式会社八木沼組でございます。

このうち、第2条、工事請負代金の額9万3,960円を減額するものでございます。こちらにつきましては、平成31年2月18日に仮契約を結んだものでございます。

次のページをお開きください。

変更請負額調書でございます。こちらは変更請負額を算出する調書でございます。

変更請負額としましては、5,131万4,040円でございます。

次のページ、平面図をご覧いただきたいと思います。

図面のピンク色で表示されておりますのが、このたび変更する箇所でございます。

変更の内容でございますが、まず右下の取りつけ水路でございます。変更理由としましては、当初3.5メーターの布設を予定しておりましたが、既設水路との接続におきまして隣接

する石積み等が支障となりまして、これらのことから延長を短くし2.4メーターとするものでございます。

次に、左上、集水桝でございますが、こちらは既設管が支障となることから、高さを 1,300ミリから1,200ミリに変更するものでございます。

そのほか、現場の精査により、そちらの変更についてもあわせて行うものでございます。 説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑

○議長(廣瀬和吉君) 日程第10、議案第10号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第10号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農村交流施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称。天栄村農村交流施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称。特定非営利活動法人湯田組、理事長、星孝美。
- 3、指定期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農村交流施設の指定管理者の指定期間が3月31日をもって満了となるため、4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件指定管理者につきましては、本年1月に候補者を公募し、特定非営利活動法人湯田組から応募がございました。2月18日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、同法人が選定されたことから本案を上程するものでございます。

なお、指定管理料は年額50万円であります。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) この古民家なんでしょうけれども、これはどのような利用され方をして、どのような活動をこの非営利法人はされているんだか、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

この古民家におきましては、活動の目的が、地域の特性を生かした都市農村交流スペースの提供、それから建物の特性を生かしたイベントの実施、地域活性化の拠点としての多様な事業展開を行うということを目的に、当該指定管理者におきまして、平成29年度につきましては36回の交流イベントなどを実施しまして、延べの利用者は1,214名でございました。28年度につきましては、同様の目的、活動を行っておりまして、31回のイベントの実施で、延べの利用者は2,919名でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 大分利用されているようなんですが、これら指定管理者制度、これは 去年は補助事業だけで終わったんじゃなかったんですか。指定管理者制度になっていたんだ っけか。ちょっと私は補助事業でやったんじゃなかったと思うんです。去年は補助事業で30 万じゃなかったですか、出したの。違かったですか。指定管理者になっていた。そうですか。 指定管理者で30万。50万。今までどおりで。

何年かこれやってきたわけですよね。相当な実績は上がっている、検討会は開いていると

思うんですが、ただ、一つ気になるのが、この特定非営利活動法人湯田組になっているんで すが、特定ってついているからいいんだか知らないけれども、営利目的の法人ですよね、N PO。私もこういうところは詳しくわからないんですが、これ管理者制度で契約していいの かどうか、ちょっとそこがわからないんですが、このようなNPOとの指定管理者制度とい うことは、赤字になったら自分で出せよと、もうかったら自分でとっていいよという考えの もとにやっていると思うんです。そういう中で指定管理者制度にしていいんだかどうか、ち よっと疑問に思うんですが、どうでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

今、議員おっしゃったとおり、その管理施設におきまして事業を行うことによって、もう けてもいいよというようなことになっております。そういったことでこのNPO法人が大丈 夫なのかということでございますが、そもそもNPO法人が営利を目的とした活動をしては ならないということではなくて、この法人で禁止されているのが、活動して利潤が出た場合 に、それを出資者、それぞれ出資している法人の構成員ですけれども、その人らに分配をす る、そういうことが禁止されているという法人でございまして、この法人の活動によって利 潤を生むということは何ら禁止されてはおりませんので、今回の指定管理者につきましても、 こういったNPO法人が申請して指定を受けるということは特に支障はないものでございま す。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) そういうことで理解しましたが、今までやってきたとすれば、当然、 村ではこれらの事業を行うことについては、年度ごとに恐らくきちんとした検討会を開いて いると思います。この50万の管理費についても妥当だというふうに見ていると思うんですが、 そこで、当然、村では作業日報なり、収支報告書、事業計画書をつくっていると思うんです よ。それで検討されていると思うんですが、今までの3年間のこの3つ提出していただきた いです。
- ○議長(廣瀬和吉君) 暫時休議します。

(午前11時23分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時31分)

◎延会の宣告

○議長(廣瀬和吉君) お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、午後1時30分より全員協議会を開きます。

(午前11時32分)

3 月 定 例 村 議 会

(第3号)

平成31年3月天栄村議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成31年3月7日(木曜日)午前10時開議

日程第	1	議案第10号	天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について
日程第	2	議案第11号	天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について
日程第	3	議案第12号	平成30年度天栄村一般会計補正予算について
日程第	4	議案第13号	平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第	5	議案第14号	平成30年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第	6	議案第15号	平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につ
			いて
日程第	7	議案第16号	平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第	8	議案第17号	平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第	9	議案第18号	平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第1	0	議案第19号	平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第1	1	議案第20号	平成30年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
日程第1	2	議案第21号	平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第1	3	議案第22号	平成30年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第1	4	議案第23号	平成31年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大 須	賀	渓	仁	君	4番	服	部		晃	君
5番	小	Щ	克	彦	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	後	藤		修	君	10番	廣	瀬	和	吉	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	添	田	勝	幸	君	副村長	森			茂	君
教育	長	久	保	直	紀	君	参 事 兼 総務課長	清	浄	精	司	君
企画或 課) 策 長	北	畠	さっ	き	君	税務課長	黒	澤	伸	_	君
住民福課	ā祉 長	熊	田	典	子	君	参 事 兼 産業課長	揚	妻	浩	之	君
建設調	長	内	山	晴	路	君	会 管 理 者	森		廣	志	君
湯 支 所	本 長	星		裕	治	君	天 栄 保育所長	兼	子	弘	幸	君
学校教 課	女育 長	櫻	井	幸	治	君	生涯学習課 長	小	山	富美	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

 参事兼

 議 会 伊 藤 栄 一 書 記 牧 野 真 吾

 事務局長

書 記 星 千 尋

◎開議の宣告

○議長(廣瀬和吉君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(廣瀬和吉君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第1、議案第10号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定についてを、前日に引き続き議題といたします。

ここで、5番、小山議員は指定管理者の利害関係のある者として、地方自治法第117条の 規定により、除斥といたします。

〔5番 小山克彦君退席〕

○議長(廣瀬和吉君) 協議を再開いたします。

6番、揚妻議員の質問の途中でありますので、執行部の答弁を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) おはようございます。

お答えをいたします。

昨日、全員協議会においてお配りをいたしました資料のとおりでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 昨日、資料と内容等について説明を受けましたので、その内容についてはわかりました。

ただ、そこでですね、この農村交流施設管理と農業促進ハウス運営管理、これ2つの事業なんですが、この同じグループで管理しているわけでございます。しかしながら、経理のほうが一緒になっておるというようなことは、これが少し問題じゃないかということでございます。

特に、農業促進ハウスのほうの余ったといいますか、剰余金が交流施設のほうに行って使

われているということでございます。これは、一緒に同じ団体が、交流施設と農業促進ハウスのこの施設、同じく一緒に2つで入札して委託管理事業に入ったとするならば、これは問題ないかと思うんですが、これ別々の単独事業でやっているわけでございます。そんな中において、片方の剰余金を片方で使うということでございます。

特にその内容、使い道の内容がですね、これが一番私は問題だと思う。確かに不適切といいますか。ハウスのほうのこの収支報告書なんでございますが、当初、150万ということで、管理委託料150万ということで契約されたことは議会で承認されているわけなんですが、これは今までの施設運営管理の中で、その金が運営の中で必要という中で、150万ということで議会のほうでも承認したかと思うんですが、そこで、頑張っていただくことは結構なんですよ。頑張って収益を出していただくことは結構なんです。収益が出たというんならば、やはりハウス施設のほうの事業にといいますか、生産者といいますか、この人らの賃金なりボーナスで支給したり、また、今後発生するだろういろんな備品の、施設備品の充当に使ったり、赤字の補塡のために準備金として積んでおくんなら結構だとは思います。しかしながら、同じこの湯田組の施設、交流施設ですか、これらの人件費に使われているということが一番の問題だと思います。

この経理は、私は不適切であろうかと思います。なぜなら、指定管理者に移行するときに、 当然、村ではそれらの事業計画なり、収支計画なり、そういったものを提出して、適正なる 管理料を支払って委託をしているわけでありますから、ただ、内容を見ますと、人件費に使 われておるということなんです。それも、当初の計画の倍以上使っているということでござ います。

これらについて、大変、私は納得もできないし、不適切だということを申し上げたわけですが、今度の内容を見ますと、これらを改善をされまして、適正なる管理料での再契約ということでございますから、私は今回の契約について、今までのそういった不適切なものを十分村で指導しながら、しっかり管理をしていただきたいということをお願いして、了解をいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) ちょっと局長にお尋ねしたいんですが、全員協議会の記録というのは 今とっているんですか。要するに、昨日の問題があって、数々の意見が出ましたが、記録と して、いわゆる議事録とか記録として残っていないと、また次にいろんなことが発生した場 合、どうなんだということになりますので、ちょっと変則なんですが、局長にお聞きしたい。
- ○議長(廣瀬和吉君) 議会事務局長、伊藤栄一君。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼議会事務局長(伊藤栄一君) お答えします。

昨日の全員協議会の記録をとっているのかというふうなお尋ねでございますが、作成して おります。特に昨日、私、皆さんがお帰りになった後、昨日のうちにその記録は作成してお ります。

- ○議長(廣瀬和吉君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) その記録を確実に保管しておいていただいて、こういう細々とした、 今だけのことじゃない話し合いがあったわけですから、これは議事録か何かの末端のほうに 何かそういうものがあるということをつけ加えておいてもらえばいいかなと思います。よろ しくお願いします。

以上です。

○議長(廣瀬和吉君) ほかにございませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第2、議案第11号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第11号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農業促進ハウスの指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農業促進ハウス。
- 2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人湯田組、理事長、星孝美。
- 3、指定期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定期間が3月31日をもって満了となるため、4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件指定管理者につきましては、本年1月に候補者を公募し、特定非営利活動法人湯田組から応募がございました。2月18日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、同法人が選定されたことから、本案を上程するものでございます。

なお、指定管理料はこれまでより60万円少ない年額90万円でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) これもですね、昨日からの続きで、話はわかったわけですが、やはりこれ大事なことですから、議事録に落としておいていただきたいということで、再度申し上げますが、このハウス、3年間の当然契約になるわけでございます。その中にあって、施設の備品等、これも年数も過ぎてきておりますので、壊れたり、もう修理なり買いかえなり必要な時期がこの3年の間に来るかと思われます。そこで、高額な金額、これは高額、昨日は高額ということになっちゃったんですが、ある程度の常識の範囲内で、そのような修理費なり機械の交換をする場合は、もう一度、今後の運営上、よいかどうかを検討しながら支払いするということを、昨日了解いただいたんですが、そのことを再度議事録に残していただきたいと思います。昨日の話でよろしいでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

昨日の全員協議会での方向性、それから、ただいま議員からお話のあったような方向で、 そういった事態が生じた際には対処してまいりたいというふうに思います。よろしくお願い いたします。 ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、5番、小山議員の入場を認めます。

〔5番 小山克彦君復席〕

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第3、議案第12号 平成30年度天栄村一般会計補正予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 24ページをお願いいたします。

議案第12号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,412万3,000円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,313万8,000円とする。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

31ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

2 款総務費、1項総務管理費、事業名、イントラネット光ケーブル移設事業、金額、257 万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、放射能除染事業、1億5,000万円。

6款農林水産業費、2項林業費、ふくしま森林再生事業、1億5,721万8,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業、553万6,000円。

10款教育費、3項中学校費、ブロック塀等改修事業、812万円。

次のページお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正。

(廃止)

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業(平成30年度貸付分)、平成31年度から平成32年度まで、28万5,000円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業(平成30年度貸付分)、平成31年度から平成40年度まで、45万円、農業経営者育成資金、資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業(平成30年度貸付分)、平成31年度から平成33年度まで、80万円、教育資金、資金として200万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

(変更)

事項、東日本大震災対策利子補給事業(平成30年度貸付分)。

補正前。期間、平成31年度から平成32年度まで。限度額、63万5,000円。災害復旧貸付、 災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金、資金として 9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとす る。ただし、各資金2,000万円を限度とする。 補正後、期間、変更なし。限度額、4万4,000円。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。

(変更)

起債の目的、1、農業施設整備事業。

補正前。限度額、3,570万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。

ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 債に借り換えすることができる。

補正後。限度額、3,300万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

- 2、消防自動車購入事業、660万円、補正後、580万円。
- 3、緊急防災減災事業、200万円、補正後、190万円。
- 4、教育施設整備事業、610万円、補正後、340万円。

合計、5,040万円、補正後、4,410万円。

次に、歳入について、歳入歳出予算別明細書によりご説明をいたします。

- 1款村税、1項村民税、1目個人分、補正額521万2,000円。見込みによる増及び減であります。
 - 2目法人分、補正額577万6,000円の減。見込みによる減でございます。
- 2項固定資産税、1目固定資産税、補正額560万1,000円の減。見込みによる減でございます。
 - 3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正額45万円。見込みによる増でございます。
 - 4項村たばこ税、1目村たばこ税、補正額165万9,000円。見込みによる減でございます。
 - 5項入湯税、1目入湯税、補正額18万7,000円の減。見込みによる減でございます。
- 2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額209万5,000円の 減。見込みによる減でございます。
- 4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、補正額24万7,000円。見込みによる増でございます。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、補正額40万円。見込みによる増でございます。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額168万 3,000円。見込みによる増でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額 200万円。見込みによる増でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、

1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額116万9,000円の減。確定による減でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1,314万1,000円の増。普通交付税については、221万6,000円、確定の増でございます。特別交付税については、3,600万円の増、見込みによる増でございます。震災復興特別交付税につきましては、2,507万5,000円の減。こちらため池の底質除去、森林再生事業の減によるものでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額39万1,000円の増。確定によるものでございます。

4目教育費分担金、補正額4万1,000円の減。確定によるものでございます。

2項負担金、2目民生費負担金、補正額398万9,000円の減。それぞれ見込みによるもので ございます。

2目教育費負担金、補正額52万2,000円の増。確定によるものでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、補正額242万8,000円の増。村営住宅使用料、定住促進住宅使用料確定及び見込みによる増でございます。

- 5目教育使用料、補正額31万3,000円の減。見込みによる減でございます。
- 6目衛生使用料、補正額7万9,000円の増。確定による増でございます。
- 2項手数料、1目総務手数料、補正額2万3,000円の減。見込みによるものでございます。
- 2目民生手数料、補正額3万3,000円の減。見込みによる減でございます。
- 3目衛生手数料、補正額2万6,000円の減。確定による減でございます。
- 6目十木手数料、補正額6,000円の減。確定によるものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額551万8,000円の減。それぞれ見込みによるものでございます。

- 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額112万7,000円の減。確定によるものでございます。
 - 2目民生費国庫補助金、補正額45万7,000円の減。見込みによる減でございます。
 - 3目衛生費国庫補助金、補正額11万6,000円の増。見込みによる増でございます。
- 4 目農林水産業費国庫補助金、補正額5,812万円の減。福島再生加速化交付金、ため池底質除去の確定による減でございます。

- 5 目土木費国庫補助金、補正額1,225万円の減。社会資本整備総合交付金等確定による減でございます。
 - 6目教育費国庫補助金、補正額143万円の減。それぞれ見込みによる減でございます。
 - 8目労働費国庫補助金、補正額150万8,000円の減。確定による減でございます。
 - 3項委託金、1目総務費委託金、補正額76万9,000円の減。確定による減でございます。
 - 2目民生費委託金、補正額58万6,000円の減。確定による減でございます。
- 16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額348万6,000円の減。見込みによる減でございます。
- 2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額1万6,000円の減。確定による減でございます。
 - 2目民生費県補助金、補正額775万2,000円の減。見込みによる減でございます。
- 3目衛生費県補助金、補正額6,576万6,000円の減。大きなものといたしましては、4節の 除染対策事業交付金、こちらは確定による減でございます。
- 4目農林水産業費県補助金、補正額3,666万7,000円の減。農業委員会交付金では、農地利用最適化交付金が420万円ほどの増となっております。農業費補助金では、それぞれ確定による減となっております。林業費補助金では、ふくしま森林再生事業補助金で3,100万円ほどの減となっております。
- 7目教育費県補助金、補正額705万円の減。こちらは、この後ご説明いたします福島放課 後支援事業補助金、学校支援事業補助金、委託金への組み替えとなっております。
 - 10目土木費県補助金、補正額148万4,000円の減。確定による減でございます。
- 3項委託金、1目総務費委託金、補正額288万4,000円の減。それぞれ確定による減でございます。
 - 3目土木費委託金、補正額49万4,000円の増。確定による増及び減でございます。
- 4目教育費委託金、補正額723万3,000円の増。こちらが、ただいま説明いたしました県補助金からの組み替えということで、社会教育費委託金のほうが増となっております。
- 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額20万1,000円の増。確定による増でございます。
 - 2目利子及び配当金、補正額1万3,000円。見込みによる増及び減でございます。
- 2項財産売払収入、2目物品売払収入、補正額18万1,000円の増。確定による増でございます。
- 18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額870万円の減。がんばれ天栄応援寄附金、見込みにより減額するものでございます。
 - 3目総務費寄附金、補正額47万円。関係人口創出モデル事業の寄附金確定によるものでご

ざいます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額200万円の増。確定によるものです。

- 4 目国保(事業勘定)特別会計繰入金、補正額5万7,000円。確定によるものです。
- 6目牧本財産区特別会計繰入金、補正額35万1,000円の減。確定によるものでございます。
- 2項基金繰入金、2目人材育成基金繰入金、補正額10万円の減。確定による減でございます。
 - 5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額1,900万円の減。確定によるものでございます。 7目こども未来基金繰入金、補正額1,050万円の減。確定によるものでございます。
- 21款諸収入、2項村預金利子、1目村預金利子、補正額40万7,000円の増。確定によるものでございます。
- 3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、補正額5万6,000円。確定によるものでございます。
 - 4項雑入、2目雑入、補正額55万1,000円の減。それぞれ確定によるものでございます。
 - 3目過年度収入、補正額193万6,000円の増。それぞれ確定によるものでございます。
 - 22款村債、1項村債、1目総務債、補正額90万円の減。確定による減でございます。
 - 2目農林水産業債、補正額270万円の減。こちらも事業費確定による減でございます。
 - 3目教育債、補正額270万円の減。事業費確定による減でございます。

次に、歳出でございます。

- 1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額60万円。それぞれ額の確定及び見込みによる減でございます。
- 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額718万4,000円。こちらも額の確定 及び見込みによる減でございます。
 - 4目会計管理費、補正額9万円の減。見込みによる減でございます。
- 5目財産管理費、補正額8,277万6,000円。25節積立金におきまして、こども未来基金への積み立て176万円、天栄村公共施設整備基金への積み立て8,104万1,000円を積み立てるものでございます。
- 6目企画費、補正額796万6,000円の増。11節、13節、14節、15節につきましては、額の確定及び見込みによる減でございます。18節では、備品購入ということでパソコンを20台購入するものでございます。19節につきましては、地方バス路線対策事業補助金ということで、850万円ほどの補正を確定により補正するものでございます。そのほかは確定による減でございます。
 - 7目支所及び出張所費、補正額39万8,000円の減。11節におきまして燃料費の補正をして

おりますが、そのほかにつきましては額の確定及び見込みによる減でございます。

8目交通安全対策費、補正額1万8,000円の減。交通教育専門員の報酬、不足分増額して おりますが、そのほかは額の確定、見込みによる減でございます。

9目地方創生費、補正額591万3,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによる減が主で ございますが、13節委託料の中でクラウドファンディング電算委託料を増額としております。 10目ふるさと納税費、補正額1,231万4,000円の減。こちら額の確定及び見込みによる減で ございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額59万1,000円の減。額の確定及び見込みによる減でございます。

2目賦課徴収費、補正額98万5,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによる減でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額55万8,000円の減。額の確定 及び見込みによる減でございます。

4項選挙費、2目福島県知事選挙費、補正額301万6,000円の減。額の確定による減でございます。

5 項統計調査費、1目統計調査総務費、補正額4,000円の減。額の確定によるものでございます。

3目商工統計費、補正額9,000円の減。額の確定によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額374万7,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによるものでございます。あと次のページ、60ページの一番上でございますが、19節におきましては198万円ほど減となっておりますが、この社会福祉協議会への補助金の減で、事務局長を村から派遣しているための減額でございます。

2目老人福祉費、補正額172万5,000円の減。11節でデイサービスセンター施設修繕ということで、真空ボイラーの修繕44万3,000円を見ております。19節では、利用者負担対策補助金ということで、見込みより5万5,000円ほど増加しております。あと28節繰出金、それぞれ事業量の増により繰出金の増となっております。それ以外につきましては、額の確定及び見込みによる減でございます。

3目老人福祉施設費、補正額109万9,000円の減。11節で灯油代の増額補正、修繕費としまして、湯本高齢者コミュニティセンターの誘導灯の修繕を予定しております。15節につきましては、額の確定による減でございます。

4目福祉医療費、補正額47万6,000円の減。額の確定によるものでございます。

5目障害対策費、補正額580万円の減。12節で各種手数料ということで1万円ほど見ておりますが、それ以外は額の確定及び見込みによる減でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,347万1,000円の減。23節で施設型給付費精算返納金、29年度分の返納金でございます。それ以外は額の確定及び見込みによる減でございます。

2目児童措置費、補正額595万円の減。額の確定によるものでございます。

3目保育所施設費、補正額355万6,000円の減。こちらも11節で燃料費、光熱水費、あと施設修繕費ということで増加しておりますが、それ以外は額の確定及び見込みによる減でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額61万4,000円の減。額の確定及び見込みによる減でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額383万9,000円の減。額の確定及び見込みによる減でございます。この中で、66ページの上でございますが、負担金で公立岩瀬病院周産期負担金が320万4,000円の減となっておりますが、これは公立岩瀬病院普通交付税案分金から差し引いているため、一般会計からの支出がなくなったものでございます。

2目予防費、補正額78万9,000円の増。13節委託料で、母子保健事業委託料、対象者の増によるもの、また、新たに風しん予防事業システム改修委託料が、これを行うものでございます。

3目環境衛生費、補正額53万7,000円の増。1節から19節までは額の確定及び見込みによる減でございます。28節繰出金の中で、国保(診療施設勘定)特別会計への繰出金、336万2,000円ほど増額しております。

4目健康増進事業費、補正額164万5,000円の減。7節で賃金4,000円ほど増額しておりますが、それ以外は額の確定及び見込みによる減でございます。

5目保健センター施設費、補正額45万9,000円の増。需用費で施設修繕費が真空ボイラー コントローラーの修繕でございます。また、役務費では水質検査手数料でございます。

7目放射能対策費、補正額6,562万4,000円の減。額の確定及び見込みによるものでございますが、68ページ委託料、こちらで除染事業の進捗管理委託料、仮置場の管理委託料、仮置場設置工事の設計委託料、こちら合わせて769万5,000円の減。また、15節工事請負費につきましては、仮置場設置工事請負費ということで5,686万3,000円ほど、額の確定により減としております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額373万9,000円の増。15節でリサイクルハウスの修繕 工事請負費、下松本のリサイクルハウスの修繕でございます。また、19節におきましては、 須賀川地方保健環境組合負担金ということで、新最終処分場整備事業分ということで増額を 補正しております。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額39万7,000円の減。額の確定によるものでご

ざいます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額216万7,000円の減。額の確定によるものでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、補正額355万円の増。1 節におきまして、能率給の額の確定によりまして補正をしております。19節におきまして、機構集積協力金等交付金ということで、こちらは農地中間管理機構へ農地を貸し付け、農業経営を転換した農業者への交付金ということで3名分見ております。

2目農業総務費、補正額70万円の減。額の確定によるものでございます。

3目農業振興費、補正額928万円の減。額の確定及び見込みによるものでございます。なお、19節におきまして、天栄ブランド購入補助金、こちらは予算化はいたしましたが、事業休止により不用減ということで、全額今回減額いたします。

4目畜産業費、補正額2万円の減。額の確定によるものでございます。

5目農業施設費、補正額2万7,000円の減。14節で重機借上料、また19節で農業基盤整備促進事業費補助金ということで、こちらは水田の暗渠排水の事業量の増ということで増額しております。それ以外は額の確定による減でございます。

6目水利施設管理費、補正額545万円の増。19節で防災ダム事業負担金ということで、龍生ダムの土砂撤去等の費用ということで600万円ほど増額しております。それ以外につきましては、額の確定及び見込みによる減でございます。

7目国土調査費、補正額112万6,000円の減。額の確定及び見込みによる減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額275万2,000円の減。こちら水田利活用推進助成金、 飼料用米の部分でございますが、額の確定による減でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額5万7,000円の減。額の確定によるものでございます。

10目開発センター費、補正額15万円の減。額の確定によるものでございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額22万3,000円の減。額の確定によるものでございます。

12目放射能対策費、補正額7,300万8,000円。額の確定によるものでございます。70ページ 委託料の中で、ため池底質除去処理事業委託料の減ということで、確定ということで7,000 万円の減をしております。

2項林業費、1目林業総務費、補正額4,147万5,000円の減。額の確定によるものでございます。こちらも76ページ委託料で、年度別計画作成業務委託料で2,300万円ほど、同意取得業務委託料で670万円ほど、森林整備業務委託料で1,100万円ほどの減をしております。19節におきましては、イノシシ捕獲管理事業補助金ということで、事業量の増によりこちらは増

額しております。

2目林業振興費、補正額2万3,000円の減。額の確定によるものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額176万7,000円の減。額の確定による ものでございます。

- 3目観光費、補正額152万6,000円の減。額の確定によるものでございます。
- 4目地域開発費、補正額75万1,000円の減。額の確定によるものでございます。
- 5目緊急雇用創出費、補正額537万6,000円の増。委託料につきましては額の確定による減でございます。23節につきましては精算返納金ということで、平成29年度分の返納金をここで見ております。
- 6目放射能対策費、補正額31万6,000円の減。19節一番下でございますが、合宿誘致助成 事業補助金、見込みにより100万円の増となっております。それ以外につきましては、額の 確定による減でございます。
- 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額4万円の減。額の確定によるものでございます。
- 2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額456万1,000円の減。額の確定によるもので ございます。
- 2目道路新設改良費、補正額1,586万5,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによるものでございますが、15節工事請負費におきまして、舗装打換工事請負費ということで64万8,000円ほどの増、また、17節で道路用地購入費ということで86万7,000円の増。こちらは前谷地・西原線の道路つけかえのものでございまして、土地開発基金へ繰り入れるものでございます。
 - 3項河川費、1目河川費、補正額9万円の減。額の確定によるものでございます。
- 4項住宅費、1目住宅管理費、補正額842万4,000円の減。こちら、額の確定によるものでございますが、19節で新生活・住まいづくり応援助成金ということで、見込みによりこちらで160万円ほど見ております。
- 9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額131万7,000円の減。こちら、3節で 団員の出動手当ということで31万9,000円ほど、下半期の出動手当が不足する分をここで見 ております。そのほかにつきましては、額の確定及び見込みにより減となるものでございま す。
- 3目消防施設費、補正額345万4,000円の減。額の確定によるものでございますが、工事請 負費では、火の見やぐらの撤去の請差の部分でございます。

次ページお願いいたします。

5目防災行政無線管理費、補正額93万6,000円の減。額の確定によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額10万2,000円の減。ほとんど額の確定及び見込みによる減でございますが、次のページの18節でございます。備品購入費ということで、410万円ほど、教員用のパソコン及びサーバーということで、こちら増額補正をしております。

3目放射能対策費、補正額4万3,000円の減。額の確定によるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額170万9,000円の減。こちらもほとんどが額の確定及び見込みによる減でございますが、11節では電気料10万1,000円ほど、大里小で今不足する見込みということで、ここで増額しております。次ページの15節、工事請負費でございますが、牧本小学校給水ポンプ改修工事請負費ということで、126万4,000円の増額をしております。

2目教育振興費、補正額147万9,000円の減。こちらも額の確定による減がほとんどでございますが、20節で準要保護児童援助費ということで19万4,000円ほど増額をしております。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額268万9,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによる減でございます。

2目教育振興費、補正額99万8,000円の減。こちらも額の確定による減でございますが、 こちらも20節扶助費で、準要保護生徒援助費ということで3万1,000円ほどの増額しており ます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額389万5,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによるものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額339万7,000円の減。こちらも額の確定及び 見込みによる減でございます。

2目生涯学習費、補正額82万5,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによる減でございます。

- 3目湯本公民館費、補正額23万3,000円の減。額の確定によるものでございます。
- 4目文化財保護費、補正額9万6,000円の減。額の確定によるものでございます。
- 5目伝統文化施設費、補正額16万9,000円の減。額の確定によるものでございます。
- 6目生涯学習センター費、補正額70万6,000円の減。こちらも額の確定及び見込みによる ものでございます。
- 6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額177万円の減。こちらも額の確定によるものでございます。
- 2目湯本保健体育費、補正額19万3,000円の減。こちらも額の確定によるものでございます。
 - 3目学校給食センター費、補正額558万1,000円の減。11節におきまして、燃料費、光熱水

費の増額補正、不足見込みの分の補正を行っております。それ以外につきましては、額の確 定及び見込みによる減となっております。

4目天栄体育施設費、補正額63万7,000円の減。こちらも額の確定によるものでございま す。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額40万円 の減。こちら災害がなく、額の確定が不用減となります。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額165万7,000円の増。こちら額の確定によるも のでございます。

2目利子、補正額105万2,000円の減。こちらも額の確定によるものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額46万9,000円の減でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) ここで暫時休議します。

10分間休みます。

(午前11時02分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時12分)

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-100-

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第4、議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予 算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,107万4,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,732万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ302万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,672万1,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

107ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額716万7,000円の減。1節から3節につきましては現年課税分で、4節から6節につきましては滞納繰越分の減収見込みでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額127万9,000円の減。こちらも1節から3節につきましては現年課税分で、5節、6節につきましては滞納繰越分の減収見込みでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額1,962万4,000円の減。主 に普通交付税の減によるものでございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額49万9,000円の増。 補助額確定によるものでございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額461万7,000円の減。子ども 医療費分の繰り入れの減でございます。

8 款諸収入、3 項雑入、2 目一般被保険者第三者納付金、補正額110万6,000円の増。6 目 雑入、補正額8,000円の増。療養費に係る指定公費負担金の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額31万1,000円の減。13、委

託料ですが、電算委託料ですが、レセプト件数見込み減によるものでございます。

- 2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額4万円の減。事務費の不用額でございます。
- 3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額5万1,000円の減。こちらも事務費の不用額でございます。
 - 2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額1,500万円の増。
 - 2 目退職被保険者等療養給付費、補正額2,000万円の減。
 - 2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額200万円の減。
 - 2目退職被保険者等高額療養費、補正額300万円の減。
 - 3目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額15万6,000円の減。
 - 4目退職被保険者等高額介護合算療養費、補正額1万1,000円の増。
 - 4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額378万円の減。
 - 2目支払手数料、補正額2,000円の減。
 - 5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額15万円の増。
 - 2款につきましては、全て給付費見込みによる増と減でございます。
- 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額3万円の減。
 - 2目退職被保険者医療給付費分、補正額1万3,000円の増。
- 2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額93万3,000 円の減。
 - 2 目退職被保険者後期高齢者支援金等分、補正額1万2,000円の減。
 - 3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額55万1,000円の減。
 - 3款につきましては、県から提示された納付金確定による増と減でございます。
- 4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額193万7,000円の減。事業確定による減でございます。
- 2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額62万9,000円の減。13、委託料ですが、データヘルス計画の見直し業務委託を当初予定しておりましたが、各種健診等で目標値を達成していましたので、今回は軽微な見直しで済み、業務委託をせずに減額となります。
 - 2目疾病予防費、補正額100万円の減。事業確定による減でございます。
- 6 款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額5万7,000円の増。収納率向上 対策事業補助金確定による増でございます。
- 2目診療施設勘定繰出金、補正額81万2,000円の増。特別調整交付金、診療所分の額改定 による増でございます。
 - 7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,268万5,000円の減。

続きまして、診療施設勘定でございます。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額146万円の 減。

- 2目社会保険診療報酬収入、補正額50万円の減。
- 3目後期高齢者診療報酬収入、補正額480万円の減。
- 4目一部負担金収入、補正額53万3,000円の減。
- 1目から4目まで、診療報酬見込み額の減に伴う減額補正でございます。
- 2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額4万7,000円の増。見込み額増に よるものでございます。
- 2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額2万6,000円の減。診断書料等の減でございます。
- 4 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額333万4,000円の増。運営 費繰り入れの増でございます。
- 2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額81万2,000円の増。特別調整交付金額 確定による増でございます。
- 3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、補正額1万2,000円の増。 介護保険認定調査件数増に伴うものでございます。
 - 6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額9万円の増。容器代等の増でございます。
- 歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額48万8,000円の減。事業費 見込みによる減でございます。
 - 2項研究研修費、1目研究研修費、補正額15万円の減。
- 2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額29万6,000円の減。利用者なし で確定による減でございます。
 - 3目医薬品衛生材料費、補正額204万円の減。薬剤費の減でございます。
 - 4目委託料、補正額5万円の減。血液検査件数見込みによる減でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第5、議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 120ページをお願いいたします。

議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成30年度牧本財産区特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万5,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

122ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額35万1,000円の減。 確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額35万1,000円の減。確定によるものでございます。

2目財産管理費、補正額5万1,000円の減。こちら不用減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5万1,000円の増。

以上でございます。議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第6、議案第15号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別 会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第15号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別 会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額3,504万円のうちで歳出を補正する。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

125ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額298万6,000円の減。 9 節から13節までは確定による不用減、28節につきましては一般会計繰出金の増でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額298万6,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○詳安等16日の上和 説明 歴史 計論 極遠

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第7、議案第16号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計 補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第16号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予 算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ2億1,487万円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

128ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、7款諸収入、2項加入金、1目加入金、補正額23万9,000円の増。こちら加入金の 増加によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額166万8,000円の増。こちらにつきましては、確定による減と、11節需用費におきまして電気料の増加によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額142万9,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

- ○6番(揚妻一男君) これ電気料の200万が増えたということなんでしょうけれども、何で すか、こんなふうに一度に200万の補正というのは。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

電気料のほうの200万の増額分でございますが、こちら、電気料の中に燃料費調整制度というものがございまして、燃料費の高騰などによって、その高騰分が電気料金にはね返ってくるというふうなものでございまして、昨年、平成30年4月におきましては、1キロ当たり1.5円ほど安かったんでございますが、その後高騰しておりまして、その分0.5円高くなっているというような状況になっております。このため、マイナス1.5からプラス0.5ということで、1キロ当たり2円程度上昇しているということで、各施設ごとに料金が高くなってしまったというふうな状況でございます。

○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第8、議案第17号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計補正 予算についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第17号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算に ついてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによ る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ241万2,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

132ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額13万円の減でござい ます。こちらは使用料の見込み減でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額13万円の減でございます。 こちらにつきましては、それぞれの施設におきまして確定による減となっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第9、議案第18号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第18号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算に ついてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1,372万5,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

135ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額55万円の減でございます。使用料の見込み、実績によりまして減というふうな見込みになっております。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額112万円の減でございます。 こちらにつきましては、それぞれの節におきまして確定による減でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、57万円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第10、議案第19号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第19号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算に ついてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ6億8,063万9,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、見込み額確定による法定割合分の増と減になっております。 歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額157万4,000円の 減。

- 3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額676万2,000円の増。
- 2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額92万9,000円の増。
- 3 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、補正額7万 1,000円の減。
 - 4目保険者機能強化推進交付金、補正額96万8,000円の増。
- 4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額289万6,000円の減。
 - 2目地域支援事業支援交付金、補正額100万3,000円の増。
 - 5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額109万3,000円の減。

- 2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額46 万4,000円の増。
- 2 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、補正額3万 5,000円の減。
 - 7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額42万8,000円の増。
 - 2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額23万2,000円の増。
 - 4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額17万5,000円の増。
 - 5目その他一般会計繰入金、補正額31万2,000円の増。
- 歳出、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額31万2,000円の増。 認定調査件数見込み額がほぼ確定したことによる増でございます。
- 2款保険給付費につきましては、それぞれ介護サービス見込み額による増と減でございます。
- 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額202万円の減。
 - 3目地域密着型介護サービス給付費、補正額227万円の増。
 - 5目施設介護サービス給付費、補正額70万円の減。
 - 7目居宅介護福祉用具購入費、補正額7万円の増。
 - 8目居宅介護住宅改修費、補正額2万円の増。
 - 9目居宅介護サービス計画給付費、補正額100万円の増。
 - 2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額25万円の減。
 - 4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額123万3,000円の増。
- 7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額180万8,000円の増。
- 5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額232万円の増。事業対象者増に伴う増額補正でございます。
 - 2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額39万円の減。
- 2項包括的支援事業・任意事業費、7目認知症総合支援事業費、補正額7万9,000円の減。 事業確定による減でございます。
- 3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万円の増。事業対象者増に伴う増でございます。
 - 以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第11、議案第20号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第20号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計補正 予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,372万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,914万3,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

150ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額2,372万7,000円の減。売電収入の減でございます。4つある風車のうちの4号機が6月に故障いたしまして、その修理費、概算でございますが、2,000万円以上かかるというようなことでございまして、そのまま費用がかかるということから停止をしているため、売電収入が減っているものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,372万7,000円の減。9節から18節までは不用減、25節積立金は売電収入の減のため、基金積立金を減額するものでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) たしかこの風力発電は、売却するという方向で話が進んでいたかと思 うんですが、その後、その話はどうなっているんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

当初ご説明を申し上げた際には、早ければ30年度内にも村の事業を廃止して民間へというような予定でおりましたが、昨年、台風の影響によりまして風車の倒壊事故があったということで、改めて風力発電施設を、今回リプレースということにはなるんですが、新たなものを建てる際には1年間の風況調査をやりなさいというようなことが急遽決まりまして、ちょっと今その調査を始めているところでございまして、その1年間の結果を受けて、今度は正式に先方のほうにお渡しをするというようなこととしております。

予定としますと、来年32年3月末までには、天栄村の風力発電事業は廃止をしまして、その後、民間のほうにお渡しをするというようなことで、今予定をしております。先月、2月に先方の事業者と基本的な協定を締結いたしましたので、その後、また具体的なことについては詰めてはまいりますが、基本的には来年の3月末で村の事業を廃止をするというような予定でおります。

- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 4号機なんですけれども、6月に故障したということでありますが、 そのときに修理をして売電するというふうな考えはなかったんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

6月に故障した際に修理費の概算の金額をいただきまして、その際に2,000万円以上はかかりますよというようなことでございました。その当時は、30年度での村の風力発電の廃止というようなことで考えておりましたので、2,000万円の費用をかけて1年運転しても売電料は2,000万円程度ですので、これは費用をかけてもどうかなというようなことで、その時

点で、修理はせずにそのまま置くというようなことといたしておりました。

1年運転の延長はするようになったわけでございますが、もう一度おろしてみて精査をすれば、また2,000万円以上の金額が出てくると思われます。もう先はあと1年間ということがほぼ確定しましたので、また2,000万円の費用をかけて2,000万円の売電収入をしても、いかがなものかなというようなこともあります。運転をすれば必ず、今直したとしてもまた予期せぬ故障が発生するというおそれもありますので、先がもう見えたことでございますので、このまま4号機については修理せずにいきたいなというようなことで考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 今、修理費で概算で2,000万円以上という、大ざっぱな金額言われていたんですけれども、修理の見積もり等々はとったんでしょうか。その金額というのはどのぐらい出たんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

保守点検を委託しております業者から見積もりをいただきました。金額につきましては、 ちょっと今手元にないんですが、2,200万程度であったというふうに思います。

これは正確に出すには、大型のクレーンを使って風車自体を解体しておろしまして、中のベアリングがひび割れをしているというようなことですので、ですから、正確な見積もりを出すためにもまたクレーン車を使っておろすという費用も発生しますので、そうなると、おろしてしまったのであれば修理したほうがいいということですので、正確な費用を出すためにも経費がかかるというようなことですので、そういったことも含めまして、運転はせずにこのまま停止しておくほうがいいんではないかというような判断に至ったものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 大体わかりました。年間で大体2,000万から2,300万ぐらいの1基での発電量、それを売電するということで、早目に修理すれば、結果的にあと1年稼働するということであれば、その分もうかったかなとは思うんですけれども、修理費がそれだけかかるということであれば、仕方がないのかなというふうに思いますが。後でその見積もりの概算の書類、見せていただければと思います。わかりました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前11時55分)

○議長(廣瀬和吉君) 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第12、議案第21号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計補 正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 152ページをお願いいたします。

議案第21号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,917万4,000円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

155ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額135万円の減。

2目普通徴収保険料、補正額73万円の増。

1目、2目ともに見込み額確定によるものでございます。

3 款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額51万3,000円の減。 額確定による減でございます。

4目保健事業費繰入金、補正額3万7,000円の増。事業確定による増でございます。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額9万2,000円の減。

5項雑入、1目雑入、補正額46万9,000円の減。事業確定による減でございます。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額113万3,000円の減。額確定による減でございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額52万5,000円の減。事業確定による減でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第13、議案第22号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第22号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算についてご 説明を申し上げます。

(総則)

第1条 平成30年度天栄村水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額125万6,000円の増。

第2項営業外収益、補正予算額198万1,000円の減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額47万5,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額25万円の減。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,107万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,372万5,000円」に、「過年度損益勘定留保資金4,651万2,000円」を「過年度損益勘定留保資金3,916万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第1項企業債、補正予算額950万円の減。

第2項負担金、補正予算額200万8,000円の減。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額1,886万円の減。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

変更前、起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額、4,500万円。

変更後、起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額、3,550万円。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

162ページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明を申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額123万6,000円の増。 こちらにつきましては、1節水道使用料につきましては見込みの減でございます。2節水道 加入金につきましては、新築等の増加によりまして201万6,000円の増となっております。3 目その他営業収益、補正予算額2万円の増。2節手数料でございますが、こちら設計審査手 数料が増加したためでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額216万7,000円の減。一般会計からの補助金でございますが、確定による減でございます。3目雑収益、補正予算額3万円の増。1節その他雑収入、こちらでございますが、平成28年度分の東電賠償金及び給水事業登録手数料となっております。5目長期前受金戻入、補正予算額15万6,000円の増。こちら平成29年度取得分の減価償却分の見合い分になります。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額9万円の増。7 節動力費、こちらの動力費の不足が見込まれるため、こちらのほうの増額ということで計上 しております。2目配水及び給水費、補正予算額50万円の減。こちらにつきましては、1節 から9節まで確定見込みによるものでございます。4目総係費、補正予算額62万6,000円の 減。こちらにつきましては、2節から15節まで確定見込みによる減でございます。19節、20 節につきましては、不足見込みを補うための増でございます。5目減価償却費、補正予算額 56万1,000円の増。1節有形固定資産減価償却費、こちら平成29年度の配管分として計上し ております。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額20万円の減。こちらは確定による利息の計上でございます。2目雑支出、補正予算額5万円の減。2節、確定によるものでございます。

(資本的収入及び支出)

収入。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、補正予算額950万円の減。1節企業債でございますが、石綿セメント管更新分に係ります確定によるものでございます。

2項負担金、1目負担金、補正予算額200万8,000円の減。こちらは事業の確定によります 負担金の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額1,815万円の減。こちらにつきましては、1節工事請負費で大山配水管の布設、給食センターの布設、石綿管の更新事業に係る事業のそれぞれの確定による減でございます。3節委託料につきましては、それに付随する委託料の確定による減でございます。2目固定資産購入費、補正予算額71万円の減。5節車両及び運搬器具購入費でございますが、こちら水道事業の自動車の購入費の残ということになります。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長(廣瀬和吉君) 日程第14、議案第23号 平成31年度天栄村一般会計予算についてを議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) 天栄村一般会計予算書1ページをお開き願います。

議案第23号 平成31年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億4,600万円と定める。

第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2

億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業(平成31年度貸付分)。平成32年度から平成33年度まで。 49万7,000円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組 合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円 を超えない金額を借りた場合、年利2%内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、 各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業(平成31年度貸付分)。平成32年度から平成33年度まで。 75万1,000円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付 した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の 範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業(平成31年度貸付分)。平成32年度から平成41年度まで。 45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1%以内 とする。

天栄村農村交流施設管理業務委託。平成32年度から平成33年度まで。100万円。 天栄村農業促進ハウス管理業務委託。平成32年度から平成33年度まで。180万円。 第3表、地方債。

起債の目的、1、臨時財政対策債、限度額1億円。起債の方法、証書借入又は証券発行。 利率、年4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還も しくは低利債に借り換えすることができる。

2、消防自動車購入事業、限度額660万円。3、教育施設整備事業、限度額3億3,620万円。4、道路整備事業、限度額1,000万円。計、4億5,280万円。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、4ページをお開き願います。 歳入からご説明いたします。

1 款村税、1項村民税、1目個人分、本年度1億9,580万1,000円、比較438万2,000円の減。 現年課税分におきまして所得割額(普通徴収)で276万円ほど増となっております。所得割額(特別徴収)では526万円ほどの減となっております。滞納繰越分では177万円ほどの減となっております。

2目法人分、本年度3,407万7,000円、比較122万9,000円の減。均等割額で63万円ほどの減、 法人割額で59万円ほどの減となっております。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億1,046万8,000円、比較783万4,000円の減。 土地で59万円ほど、家屋で198万円ほどの減、償却資産で264万円ほどの増、滞納繰越分で 790万円ほどの減となっております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,690万6,000円、比較17万6,000円の減。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、本年度1,947万円、比較24万6,000円の増。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度4,519万2,000円、比較390万1,000円の増。

5項入湯税、1目入湯税、本年度731万8,000円、比較67万9,000円の増。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度2,345万9,000円、 比較12万8,000円の減。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度5,626万4,000円、比較313万8,000 円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度68万6,000円、比較 2,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、本年度167万3,000円、比較56万2,000円の増。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度130万7,000円、比較62万9,000円の増。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度9,820万 4,000円、比較480万9,000円の増。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,064万4,000円、比較4万1,000円の増。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度 1,470万8,000円、比較13万6,000円の増。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、

- 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度809万2,000円、比較116万9,000円の減。 10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度206万9,000円、 比較47万円の増。
- 11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度15億6,022万円、比較1億9,092万1,000円の減。内訳といたしましては、震災復興特別交付税がふくしま森林再生事業、保健環境組合のごみ処理施設分の減によりまして、2億円ほどの減となっております。
- 12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度76万5,000円、比較7万2,000円の減。
- 13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度6万8,000円、比較4万8,000円の増。
 - 2目農業費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 3目総務費分担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ。存目計上でございます。
 - 4目教育費分担金、本年度1,000円、比較6万円の減。存目計上でございます。
- 5 目消防費分担金、本年度36万3,000円、比較36万3,000円の増。須賀川地方広域消防組合の交付税案分金でございます。
 - 2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 2目民生費負担金、本年度1,050万7,000円、比較259万3,000円の減。内訳でございますが、 1節児童福祉施設入所者負担金で、天栄保育所入所者負担金、こちら133万円ほどの減となっております。
 - 3目教育費負担金、本年度66万3,000円、比較1万8,000円の減。
 - 4目農業費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、比較3万7,000円の増。
- 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度223万8,000円、1万4,000円の増でございます。
 - 2目民生使用料、本年度4万4,000円、比較ゼロ。
 - 3目農林水産使用料、本年度133万円、比較1,000円の減。
 - 4目土木使用料、本年度1,094万8,000円、比較93万円の減。
 - 5目教育使用料、本年度137万円、比較39万2,000円の減。
 - 6目衛生使用料、本年度26万4,000円、比較ゼロ。
 - 2項手数料、1目総務手数料、本年度339万4,000円、比較16万7,000円の増。
 - 2目民生手数料、本年度2万5,000円、比較1万1,000円の減。
 - 3目衛生手数料、本年度33万3,000円、比較27万6,000円の減。
 - 4目農林水産手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

- 5目商工手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 6目土木手数料、本年度3万5,000円、比較2万4,000円の減。
- 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,455万2,000円、比較307万9,000円の減。こちら主なものは、3節児童手当国庫負担金で、児童手当国庫負担金が283万円ほどの減となっております。
 - 2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、比較1万9,000円の減。
 - 3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度2,937万3,000円、比較96万1,000円の減。
- 2目民生費国庫補助金、本年度1,580万9,000円、比較273万円の減。こちら2節子ども・ 子育て支援交付金で222万円ほどの減となっております。
 - 3目衛生費国庫補助金、本年度27万3,000円、比較7,000円の増。
- 4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較8,099万9,000円の減。こちら、存目 計上でございますが、昨年度、福島再生加速化交付金、ため池底質除去がございましたが、 その減によるものでございます。
- 5目土木費国庫補助金、本年度9,092万1,000円、比較856万円の減。社会資本整備総合交付金856万円ほどの減でございます。
- 6目教育費国庫補助金、本年度4,170万1,000円、比較4,128万9,000円の増。こちら、一番下でございます学校給食センター建築のための学校施設環境改善交付金4,141万7,000円の増でございます。
 - 7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 8目労働費国庫補助金、本年度437万4,000円、比較649万円の減。原子力災害対応雇用支援事業補助金649万円ほどの減でございます。
 - 3項委託金、1目総務費委託金、本年度20万6,000円、比較1万7,000円の増。
 - 2目民生費委託金、本年度137万1,000円、14万3,000円の減。
- 16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度6,509万4,000円、比較640万5,000円の減。主なものは、保険基盤安定負担金で602万円ほどの減でございます。
 - 2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円、比較1万円の減。
 - 3目土木費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 4目消防費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度9万円、比較1万円の減。
- 2目民生費県補助金、本年度5,049万7,000円、比較198万3,000円の増。主なものは、次ページでございますが、6節こども医療費補助金で390万円ほどの増でございます。
 - 3目衛生費県補助金、本年度4億5,893万5,000円、比較6,300万1,000円の増。主なものは、

4節除染対策事業交付金で、こちらが6,334万7,000円の増。また、5節風しん対策助成事業補助金、こちらが新設となっております。

4目農林水産業費県補助金、本年度2億2,563万8,000円、比較9,762万円の減。こちらは2節農業費補助金の中で、19ページ上から2行目、環境保全型農業直接支払交付金で461万円ほどの減、多面的機能支払交付金で883万円ほどの減、農業経営体育成支援事業補助金328万円ほどの減、あと、この説明欄にはございませんが、農業系汚染廃棄物処理事業補助金で1,100万円ほどの減、営農再開支援事業補助金で964万円ほどの減となっております。また、

- 3節林業費補助金で、ふくしま森林再生事業補助金が4,800万円ほどの減となっております。
 - 5目商工費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 6目消防費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 7目教育費県補助金、本年度684万3,000円、比較20万8,000円の減。
 - 8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 9目労働費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 10目土木費県補助金、本年度674万5,000円、比較ゼロ。
- 3項委託金、1目総務費委託金、本年度3,390万1,000円、比較1,187万6,000円の増。こちら1節委託金の中で、参議院議員の通常選挙委託金で昨年度ゼロだったものが1,086万円ほど、福島県議会議員選挙委託金で、同じく昨年度ゼロであったものが1,009万円ほどの増となっております。また、昨年ありました福島県知事選挙委託金、これが1,061万円ほどありましたが、これがゼロになっております。差し引きで1,100万円ほどの増となります。
 - 2目農林水産業費委託金、本年度370万8,000円、比較1,000円の減。
- 3目土木費委託金、本年度595万円、比較124万3,000円の増。 2節河川浄化委託金で51万円ほどの増、3節除雪費委託金で74万円ほどの増となっております。
- 4目教育費委託金、本年度650万6,000円、比較165万1,000円の減。こちら2節社会教育費 委託金で、地域学校共同活動事業委託金165万円ほどの減となっております。
- 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,428万1,000円、比較22万6,000円の増。こちらは2節物品貸付収入、光ファイバー通信設備貸付料でございます。
 - 2目利子及び配当金、本年度52万1,000円、比較1万5,000円の減。
- 2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 2目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 3目生産物売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 4目除雪車売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度2,000万円、比較500万円の減。がんば

れ天栄応援寄附金でございます。

- 2目教育費寄附金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度146万3,000円、比較ゼロ。
 - 2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度2,500万円、比較200万円の増。
 - 3目風力発電事業特別会計繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 4目国保(事業勘定)特別会計繰入金、本年度18万5,000円、比較6万3,000円の増。
 - 5目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円、比較ゼロでございます。
 - 2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1億9,700万円、比較6,100万円の減。
- 2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円、比較129万9,000円の減。存目計上でございます。
 - 3目減債基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度3,940万円、比較1,040万円の増。
 - 6 目東日本大震災復興基金繰入金、本年度566万円、比較54万円の減。
 - 7目こども未来基金繰入金、本年度280万円、比較35万円の増でございます。
- 8目公共施設整備基金繰入金、本年度1億1,200万円、比較1億1,200万円の増、こちら平成28年度から積み立てを開始した公共施設整備基金からの繰り入れでございます。
- 20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度6,000万円、比較ゼロ。前年度からの繰越 金でございます。
 - 21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、比較ゼロ。
 - 2目加算金、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。
 - 3目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 2項村預金利子、1目村預金利子、本年度7,000円、比較増減ゼロ。
- 3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 2目雑入、本年度1,280万9,000円、比較189万1,000円の減。主なものとしては、天栄村デイサービスセンターからの光熱水費等の使用料が、昨年度より123万円ほど増となっております。また、昨年度スポーツ振興くじ助成金というものが250万円ほどありましたが、本年度はゼロになっております。
 - 3目過年度収入、本年度1,000円、比較7万円の減。
 - 22款村債、1項村債、1目総務債、本年度1億660万円、比較200万円の減。

2目教育債、本年度3億3,620万円、比較3億3,620万円の増。給食センター整備事業でございます。

3目土木債、本年度1,000万円、比較1,000万円の増。村道芝草鎌房線整備事業でございます。

米印の農林水産業債というのございますが、本年度がゼロ、3,570万円の減でございますが、平成30年度、羽鳥湖高原交流促進センター整備事業、羽鳥湖畔オートキャンプ場整備事業がございましたが、終了により廃目となるものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

なお、歳出につきましては、それぞれ担当する課長から説明をさせていただきます。説明 に当たりましては、金額の大きいもの、前年度との比較で増減の大きなもの、あるいは平成 31年度の新規事業、拡充する事業といったものを重点的に説明をさせていただきます。

1 款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,194万4,000円、比較25万5,000円の増。 こちらは2節給料で17万円ほどの増、3節職員手当で22万円ほどの増、9節旅費で14万 8,000円ほどの減となっております。そのほかは、ほぼ前年と同様の予算計上でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億7,936万1,000円、比較1,345万2,000円の減。ここでは、主な増減は、職員数が1名減となったことにより、2節、3節、4節の人件費で851万円ほどの減となっております。また、19節、35ページになりますが、19節で集会施設整備事業費補助金の額が827万円ほどの減となっております。新年度の主な事業といたしましては、34ページになりますが、34ページ使用料及び賃借料の中で、防犯カメラ賃借料ということで63万2,000円、こちらは村内主要な交差点に5カ所、5台のカメラを賃借により設置いたします。また、15節工事請負費につきましては、防犯灯の新設を20カ所ほど予定しております。

19節でございますが、35ページの上のほうになります。集会施設整備事業補助金ということで159万5,000円。今年度、湯本集会所の改修の補助を予定しております。また、19節、一番下でございますが、権限移譲事務負担金21万5,000円、これが昨日議案のほうを可決いただきました須賀川市旅券事務委託金で見込んでいるものでございます。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) 続きまして、2目文書広報費、本年度428万2,000円、比較 23万9,000円の減です。こちらは毎月発行しております広報てんえいに係る費用でございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 3目財政管理費、本年度577万7,000円、比較5万4,000円 の増。ほぼ前年と同様の予算計上でございます。 4目会計管理費、本年度50万8,000円、比較増減ゼロ。前年と同様の予算計上でございます。

5目財産管理費、本年度1億1,906万8,000円、比較1,796万3,000円の増。主な増減は、14 節使用料及び賃借料全体の中で、200万円ほどの増となっております。また、38ページにな りますが、15節で羽鳥湖高原建物解体工事請負費896万4,000円、こちら、昨年度購入しまし た芝草地区の土地の店舗解体、附帯設備の撤去、産廃処分を見込んでおります。その下、羽 鳥湖高原駐車場整備工事請負費、こちらは建物、附帯設備等を撤去した後の舗装ということ で、648万円ほどを見込んでおります。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) 続きまして、39ページをお願いいたします。

6目企画費、本年度1億177万5,000円、比較922万円の増です。主な増額の理由といたしましては、こども未来応援事業の8節報償費におきまして、30年度において応募者が増えたことを踏まえまして、50万円ほど増額としております。

次に、情報化関係ですが、12節役務費で、通信運搬費の回線専用料でございますが、行政 ネットワークの更新による安全確保のための回線が増えたことに伴いまして、30万円ほどの 増となっております。

次の13節委託料、こちらのイントラネット保守管理委託料の1,104万4,000円でございますが、こちらは公共施設間の光回線設備の保守の部分と、現在職員が使用しておりますパソコンですが、マイクロソフト社のOSを使用しておりまして、ウインドウズ7からウインドウズ10に来年1月14日でサポート期限が切れてしまうため、更改しなければなりません。こちら、パソコン購入ではなく、ライセンスを購入いたしまして、こちらのアップグレードの委託料も含まれて97万2,000円が増額となっております。その下の天栄村高齢者タクシー利用助成事業委託料48万円につきましては、交付枚数がこれまで12枚としておりましたが、往復の分を踏まえまして24枚へ増額とし、金額が増となっているものでございます。

15節工事請負費、こちらのイントラネット光ケーブル移設工事ですが、こちらは件数の見込みが増えておりますので増額としております。その下の地域イントラネット接続機器更新工事請負費864万円でございますが、こちら職場内で使用しておりますサイボウズというスケジュール管理や設備予約、掲示板等々のソフトウエアがございますが、平成25年度に構築したものであり、6年を経過し、メーカーの保守が切れることになりまして、次年度更改するものでございます。

それから、18節備品購入費につきましては、先ほどのウインドウズの I Dライセンスを購入するものでございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金、2段目の地方バス路線対策事業補助金につきま

しては、昨年の当初予算と同額の計上をしております。中段にあります社会保障・税番号制度システム利用負担金377万4,000円につきましては、マイナンバー制度のシステムの機能につきましては、国の地方公共団体システム機構という組織が運営しておりまして、こちらからの負担金が137万2,000円ほど増額となっておるものでございます。その下の高齢者バス利用補助金66万円ですが、こちらはNORUCAパスという福島交通の定期券のようなものを購入した高齢者の方に補助をしているものでございます。30名分を予定しております。その下のこども未来応援事業補助金100万円は、昨年度と同額としております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長(星 裕治君) 続きまして、7目支所及び出張所費、本年度2,158万円、比較 60万2,000円の減。主な理由としましては、人件費、旅費の減であります。そのほかにつき ましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 8目交通安全対策費、本年度181万8,000円、比較3万3,000円の増。ほぼ前年と同様の予算でございます。この中で、15節工事請負費におきましては、カーブミラーの設置工事、また19節、一番下でございますが、チャイルドシートの購入の補助を実施しております。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) 9目地方創生費、本年度1,419万円、比較941万8,000円の減です。主に移住促進に係る費目でございまして、移住コーディネーターの雇用1名分と、お試し住宅の設置に係る費用で、1節報酬、11節需用費の燃料費や光熱水費、12節役務費、14節使用料の住宅の賃料などにおきまして、昨年度と同程度を計上しております。また、移住コーディネーターにつきましては、特別交付税措置、お試し住宅につきましては国の推進交付金を見込んでおるものでございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料ですが、一番上の移住定住促進事業委託料521万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、ふるさと子ども夢学校推進協議会への委託料としまして、内訳を申し上げますと、お試し住宅の運営管理や移住フェアへの参加、体験ツアー2回分の企画運営に携わっていただく分で310万円ほど、それ以外の211万円ほどは、約1人分の人件費として計上をしております。ただし、平成30年度も減額、先ほどいたしましたが、280万円ほど減額いたしましたが、7款にあります商工費で計上しております緊急雇用創生費での観光産業振興促進事業が通りますれば、こちらでの対応となりますので、最終的にはこの人件費の211万円ほどは減額となる見込みでございます。

それから、その下の情報アプリケーション保守業務委託料ですが、こちらは昨年度、関係

人口のモデル事業で創出しております天栄アプリという、スマートフォンにアプリをとって いただいて情報を得てもらうシステムになりますが、こちらは作成会社への保守料になりま す。

その下の天栄村地方創生総合戦略改訂業務委託料150万円ですが、こちらは平成31年度までの計画であることから、次年度戦略に向けて業務を委託するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金160万円ですが、こちらは空き家の改修1件と片づけ1件分を見込んでおります。

10目ふるさと納税費、本年度3,242万8,000円、比較742万2,000円の減です。主な内訳でございますが、8節報償費で、こちら、返礼品代の2,000万円をいただいたと仮定しての30%分と、送料についての費用でございます。それから、12節役務費では手数料を計上しておりますが、新年度より、さとふるという納税サイトだけではなく、ふるさとチョイスというサイトも利用していくこととしておりますので、この役務費と14節の使用料にも計上しております。

25節積立金では、寄附金をいただいた額を一旦基金に全額積み立てるものになります。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長(黒澤伸一君) 続きまして、2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額7,267 万8,000円、比較868万3,000円の増。増加の主な理由は、2節、3節、4節の人件費で289万 7,000円の増となってございます。

次のページをお開きください。

13節の委託料につきましては、土地鑑定評価業務委託料592万9,000円と、昨年と比較して500万円ほど増加しております。こちらにつきましては、例年行っております宅地66カ所の鑑定評価に加え、平成33年に行われる評価替えのため、芝草地内の雑種地及びゴルフ場をあわせて鑑定するための増加となっております。その他につきましては、ほぼ例年どおりの計上でございます。

続きまして、2目賦課徴収費、本年度予算額855万2,000円、比較94万2,000円の減。減少の主な理由といたしましては、昨年まで、今年度までですね、納税貯蓄組合連合会への補助金として72万ほど計上しておりましたが、今年度末の納税貯蓄組合連合会の解散によりまして、これらを皆減したものでございます。そのほかについては、ほぼ例年どおりの計上でございます。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度 2,496万4,000円、比較53万7,000円の減。こちらは、戸籍住民基本台帳及び窓口業務に係る 経費でございます。昨年度は、住民基本台帳システム改修委託料の計上があったため、13委 託料で41万1,000円の減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額計上でございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度72万1,000円、 比較増減ゼロ。前年度と同様の予算計上でございます。

2目参議院議員通常選挙費、本年度1,086万9,000円、比較1,086万9,000円の増。今年の7 月28日に任期満了を迎えます参議院議員通常選挙に要する費用で、全額国からの支出金というふうになります。

3目福島県議会議員一般選挙費、本年度1,009万5,000円、比較1,009万5,000円の増。こちらも本年11月19日に任期満了を迎えます福島県議会議員一般選挙に要する経費で、全額県の支出金となります。

4目天栄村長選挙費、本年度768万1,000円、比較768万1,000円。先日の選挙管理委員会に おきまして、8月27日告示、9月1日投票と決定しました天栄村長選挙に係る経費でござい ます。

5目天栄村議会議員選挙費、本年度878万円、比較878万円の増。こちら来年3月31日に任 期満了を迎えます村議会議員選挙に要する経費でございます。

58ページ中ほどでございますが、福島県知事選挙費、米印でございますが、今年度に実施 し、当面はありませんので、廃目となるものでございます。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、本年度 2 万7,000 円、比較ゼロ。統計業務全般に係る費用でございます。

2目総務統計費、本年度181万円、比較158万4,000円の増です。次年度は農林業センサス調査ということで、5年に1度行われます調査、経済センサス調査がございますので、報酬の増となっております。

3目商工統計費、本年度4万8,000円、比較マイナス8,000円。工業統計調査に係る経費で ございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度62万1,000円、 比較3万円の増。ほぼ前年同様の予算計上でございますが、11節需用費におきまして、60ペ ージでございますが、会議用食糧費として3万円ほど計上させていただいております。その ほかは前年度と同様でございます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度

6,236万4,000円、比較334万9,000円の増。こちらは社会福祉に要する経費でございます。増額の主な理由は、2節、3節、4節の人件費で、314万2,000円の増額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額計上でございます。

2目老人福祉費、本年度1億3,836万1,000円、比較191万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

13節委託料ですが、高齢者いきがい活動支援事業の中の湯ったりミニデイサービス事業ですが、介護特別会計で2分の1の150万円ほどを負担しておりましたが、介護特会のほうで地域支援事業補助金が基準額限度額を超えてしまい、補助対象外となってしまったため、福島県の地域づくり総合支援事業補助金を活用して、一般会計へ組み替えしたため増額となっております。

それから、同じく委託料で、元号改正及び区分支給限度基準額引き上げに伴う介護保険システム改修委託料が、新規で来年度210万1,000円計上しております。

湯本デイサービス指定管理料は、昨年度から60万円減の380万円の計上となっております。 それから、20節の扶助費につきましては、昨年度より163万5,000円減額となっております。 次のページをお願いします。

老人ホーム入所措置費ですが、こちらは昨年度措置入所していた方が1名いましたが、今年度は今のところ入所者がおりませんので、90万円ほど減額しております。なお、在宅で寝たきりだった方々が施設入所したことにより、寝たきり激励手当該当者の減に伴い、21万円ほど減額しております。

3目老人福祉施設費、本年度426万8,000円、比較695万6,000円の減。昨年度は老人福祉センター事務所改修工事費を計上しておりましたが、その分663万8,000円、工事費のほうで減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額計上でございます。

4目福祉医療費、本年度7,846万7,000円、比較774万5,000円の減。減額の主な理由としましては、昨年度、13節委託料で後期高齢者医療システム改修委託料を計上していた分、45万4,000円の減額となっております。また、19節負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合負担金が312万円ほど減額となっております。こちらは広域連合組合の通知による減額でございます。

次のページをお願いします。

28節繰出金で411万8,300円減額になっております。こちらは県負担金の保険基盤安定負担金減によるものでございます。

5目障害対策費、本年度1億2,368万7,000円、比較20万3,000円の減。こちらは障害者、 それから障害児の方が日常生活を送るため障害福祉サービスなどに支給するものでございま す。13節委託料でございますが、元号が変わるため、障害福祉システム改修委託料39万 7,000円を新規で計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額計上となっております。

6目放射能対策費、本年度635万6,000円、比較45万4,000円の増。12節役務費で、放射能 測定器の点検料が増額となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度7,475万8,000円、比較190万4,000円の減。 7節賃金ですが、保健センターで行われております未就学児対象のわんぱく広場の開設日が 1日減となったことと、あと臨時保育士の数1名減ということで、賃金が昨年よりも391万 円ほど減額となっております。それから、13節委託料につきましては、子ども・子育て支援 事業計画策定業務委託料としまして、新規で326万9,000円ほど計上しております。こちらは 子ども・子育て支援法で義務づけられている計画となります。5年に1度の見直しとなりま して交付税措置となります。それから、児童福祉システム改修委託料も元号が変わることで 新規で39万5,000円計上しております。

次のページをお願いします。

19節負担金、補助及び交付金の施設型給付費ですが、こちらは対象者減により、昨年度よりも222万8,000円ほど減額となっております。

2目児童措置費、本年度8,157万8,000円、比較299万6,000円の減。こちらは児童手当支給に係る経費でございます。20節扶助費で受給者が減ったことによりまして315万円ほど昨年より減額となっております。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長(兼子弘幸君) 3目保育所施設費、本年度6,808万円、比較244万4,000円の増です。主な増額の理由でございますが、2節、3節、4節の人件費、7節賃金で189万7,000円ほど増額となっております。また、11節需用費のうち消耗品で、食器等の補充やAEDのパッド、バッテリー交換などで22万5,000円ほど増となっております。

次ページお願いします。

18節備品購入費で、ベビースケールの購入などによって増額となっております。

4目放射能対策費、これは保育所で安心・安全な給食を提供するため、食材の放射能を測定するものです。本年度40万7,000円、比較3,000円の増でございます。ほぼ前年度同額の計上となっております。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 3項国民年金費、1目国民年金費、本年度599万7,000円、比較292万2,000円の減。2節、3節、4節で人件費の減額となっております。13節委託料ですが、国民年金システム改修委託料を新規で41万1,000円ほど計上しております。こちらは産前産後保険料免除に係るシステム改修でございます。歳入科目の基礎年金等事務費委託金の

対象となり、100%補助でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度1,000円、存目計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度4,112万9,000円、比較329万6,000円の減。

次のページをお願いします。

減額の主な理由は、19節負担金、補助及び交付金で、公立岩瀬病院周産期負担金を、昨年度は当初予算で計上しましたが、31年度は普通交付税の相殺後、もし不足が生じた場合に補正で対応するということで、320万4,000円の減額となっております。そのほかにつきましては、前年とほぼ同額計上でございます。

2目予防費、本年度2,477万円、比較173万4,000円の増。増額の主な理由は、13節の委託料の中の予防接種事業委託料ですが、昨年度より127万5,000円ほど増額となっております。こちらは予防接種に大人の風しんの予防接種を追加したことにより増額でございます。こちらは、法的な予防接種の機会が与えられなかった世代が予防接種法に基づく定期接種となったため、新規事業となります。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額計上でございます。

3目環境衛生費、本年度5,921万円、比較623万1,000円の増。18節備品ですが、貸し出し 用の蜂駆除防護服購入代として14万6,000円新規で計上しております。それから、28節繰出 金で簡易水道事業特別会計繰出金が昨年度よりも675万3,000円増額となっております。その ほかにつきましては、前年とほぼ同額計上となっております。

4 目健康増進事業費、本年度1,363万1,000円、比較79万5,000円の減。 次のページをお願いします。

13節委託料の健康診査委託料ですが、31年度は国保加入者の尿中微量アルブミン検査の経費を国保特会のほうへ組み替えした分、減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年と同額計上でございます。

5目保健センター施設費、本年度1,849万2,000円、比較146万1,000円の減。11節需用費ですが、灯油代ですが、単価が上がった分146万円の増額となっております。それから、昨年度は18節備品購入としまして、トレーニングジムのランニングマシンを購入するため約300万円ほど計上していた分、減額となっております。

6 目墓地公園施設費、本年度76万6,000円、比較3万3,000円の減。こちらはほぼ前年と同額計上でございます。

○議長(廣瀬和吉君) ここで暫時休議いたします。

3時まで休みます。

(午後 2時44分)

(午後 3時00分)

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 82ページをお願いいたします。

7目放射能対策費、本年度 4億5,847万7,000円、比較6,274万6,000円の増でございます。 こちらは放射能対策費に係る、主に仮置場の管理及び原形復旧の経費として計上していると ころでございます。増額の主な理由につきましては、13節委託料におきまして、管理委託料 で200万ほど、及び原形復旧の委託料としまして880万円ほどの増額となっております。また、 15節工事請負費におきましては、原形復旧を見越しまして5,200万ほど増額しております。 そのほかにつきましては、ほぼ前年同様に計上しているところでございます。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度6,952万5,000円、比較 1億4,648万2,000円の減。

次のページをお願いします。

こちらは19節負担金、補助及び交付金で、須賀川地方保健環境組合負担金について、新ごみ処理施設が30年度完成したため、31年度は負担金1億4,681万7,000円、昨年度より減額となっております。

2目し尿処理費、本年度1,602万8,000円、比較213万2,000円の減。19節負担金、補助及び 交付金のし尿処理量の増に伴い、負担金が増額となっております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度62万6,000円、比較 ゼロ。こちらは合併処理浄化槽の推進に係る経費として計上しております。経費につきまし ては、前年同様の計上をしております。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度6,883万7,000円、比較604万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、水道事業への出資金及び繰出金でございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

- ○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、本年度1 万 3,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上であります。
 - 6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、本年度988万5,000円、比較 6 万 2,000円の増。農業委員会関係の経費でございまして、ほぼ前年度と同額計上でございます。 次のページをお願いいたします。
 - 2目農業総務費、本年度5,746万5,000円、比較32万2,000円の増。所属職員9名の人件費

等でございます。ほぼ前年度と同額計上であります。

3目農業振興費、本年度1億7,233万4,000円、比較566万8,000円の減。9節から、次のページをお願いいたします。12節の役務費までは、農林水産物の風評払拭等のため、県内外で実施するイベントの関連の経費でございます。県の補助金を活用して実施をしております。

89ページの13節委託料のうち、農業促進ハウス指定管理委託料は、前年度比60万円減の90万円の計上でございます。15節工事請負費のふるさと公園造成工事請負費5,000万円は、道の駅季の里天栄周辺の整備事業のうち、表土の除去及び調整池の築造工事を実施するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金のうち、中ほどの中山間地域等直接支払交付金6,366万3,000円は、前年度同様、19地区への交付となります。

次のページをお願いいたします。

同じく19節の中ほど、環境保全型農業直接支払交付金770万8,000円は、交付単価の見直し と制度改正がございまして、前年度比616万円の減となっております。

後段の多面的機能支払交付金3,465万1,000円は、前年度まで7地区において実施をしてきました施設の長寿命化の取り組みが終了となったため、前年度から1,100万円ほどの減となっております。

4 目畜産業費、本年度44万9,000円、比較2万円の減。おおむね前年度と同様の計上であります。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 5目農業施設費、本年度1億6,446万5,000円、比較744万3,000円 の減でございます。こちら農業施設等の維持管理に要する経費として計上しております。主な要因としましては、昨年計上しておりました13節委託料におきまして、ため池の耐震性調査ということで計上しておりましたが、こちらが終了したことによりまして減額となっております。また、28節繰出金におきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金及び、失礼しました、次のページの一番上でございます。簡易排水処理施設特別会計繰出金、こちらにおきまして234万円ほどの減額をしているところでございます。そのほかにつきましては、例年どおりの計上となっております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 6 目水利施設管理費、本年度1,479万5,000円、比較73万6,000円の減。龍生ダムの管理経費であります。

次のページの19節負担金、補助及び交付金の防災ダム事業負担金は、ダムの改修事業の4%を村が負担するものでございます。前年度から100万円の減となっております。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長(黒澤伸一君) 続きまして、7目国土調査費、本年度予算額2,793万7,000円、比較109万3,000円の増。増加の主な要因といたしましては、各節の積み上げの結果の増でございます。31年度の国土調査につきましては、牧之内後藤地区の前期分を計画しており、面積1.08平方キロメートル、512筆の調査を予定しております。そのほかにつきましては例年どおりでございます。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 95ページであります。

8目水田農業構造改革対策費、本年度630万円、比較300万円の減。19節負担金、補助及び 交付金のうち、水田利活用推進助成金400万円は、飼料用米への助成であります。本年度は 80~クタール分400万円の計上となり、前年度から300万円の減となっております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度1,266万3,000円、比較477万5,000円の減。19節 負担金、補助及び交付金の中ほどの農業次世代人材投資事業補助金600万円は、1名当たり 150万円、4名分の計上でございます。

次の農業経営体育成支援事業補助金304万5,000円は、認定農業者1名がトラクター1台を 導入する経費の補助で、総事業費が657万8,000円、その内訳ですが、補助金として県の補助 182万7,000円、村が121万8,000円、合計304万5,000円、自己負担は残りの353万3,000円でご ざいます。

次の農業経営規模拡大支援事業補助金300万円は、前年度から始まりました中小規模の農家に対する機械設備の導入経費の補助でございます。今年度も300万円を計上しております。 10目開発センター費、本年度61万1,000円、比較11万1,000円の減。11節需用費において修繕費を減額としたものでございます。

次のページをお願いいたします。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度630万5,000円、比較2,587万8,000円の減。前年度、多目的広場の整備、トイレの改修工事を実施したため、2億2,600万円の減となったものであります。

12目放射能対策費、本年度108万7,000円、比較1億2,733万円の減。これは表示ございませんが、昨年度、ため池底質除去事業で1億600万円、それから、シイタケ原木の一時保管場を原形復旧した農業系汚染廃棄物処理事業で1,100万円、これらが終了したことによる減でございます。また、平成30年度まで放射性物質の吸収抑制対策として実施をしてきました塩化カリウムの散布が県の定める基準を満たし、平成33年度以降休止となることから、900万円が減となっております。なお、塩カリの散布につきましては、今後、全量全袋検査で放射性物質が検出された場合は、その翌年から散布が再開されることとなっております。

2項林業費、1目林業総務費、本年度1億5,759万1,000円、比較6,811万6,000円の減。13

節委託料のうち、次のページをお願いいたします。ふくしま森林再生事業に係る表示、中ほどの年度別計画作成業務委託料、及び同意取得業務委託料は、道の駅季の里天栄及びふるさと文化伝承館の周辺森林の実施を予定しております。その下の森林整備業務委託料は、上松本地区での実施を予定しております。次の森林クラウド初期導入委託料150万円でございますが、新規の事業でございますが、現在森林に関する情報は、森林簿、それから森林計画図など、ほとんど紙ベースでの情報の管理という形態となっております。これをインターネットを通じて効率的に管理、利用ができるようにするため、新たなシステムを福島県が構築することとなりまして、その費用の一部を負担するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、有害鳥獣の被害防止対策等に関する経費を計上しております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 2目林業振興費、本年度1,603万8,000円、比較6万4,000円の増。 林道及び治山事業等に利用する経費を計上しております。増額の理由でございますが、2節、 3節、4節の人件費に係る部分での増額となっております。それ以外につきましては、前年 同様に計上しております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 3項水産業費、1目水産業総務費、本年度15万4,000円、 比較36万円の減。羽鳥湖におけるワカサギの放卵事業の補助を30年度で終了としたため、36 万円の減となっております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上であります。

2目商工業振興費、本年度562万3,000円、比較164万7,000円の減。19節負担金、補助及び 交付金につきましては、近年の実績等を踏まえまして、東日本大震災対策分で約80万円、中 小企業融資分で約27万円、次のページの住宅用太陽光発電補助で40万円をそれぞれ減額計上 しております。

3目観光費、本年度1,510万1,000円、比較326万6,000円の増。11節、修繕費につきましては、観光地の案内看板の一部が経年劣化しておりますため、それを修繕するものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、次のページの一番下の、オートキャンプ世界大会実行委員会補助として新規で500万円を計上しております。その他につきましては、前年度と同額計上でございます。

4目地域開発費、本年度458万4,000円、比較73万5,000円の減。地域おこし協力隊の経費、

それから湯本古民家の経費を計上しております。協力隊の経費につきましては、昨年度は任 期満了となる隊員2名の残任期間分の経費計上がございましたので、その分73万円が減となっております。

次のページをお願いいたします。

5目緊急雇用創出費、本年度437万5,000円、比較649万1,000円の減。前年度の雇用実績を踏まえまして、本年度は1事業のみの計上としております。それによりまして、前年度から649万円が減となっております。雇用は2名の予定でございます。

6目放射性対策費、本年度920万円、比較40万円の減。中ほどの風評被害商工業振興事業補助金270万円は、てんえい商工祭、それから清酒で乾杯イベント等の補助でございます。 合宿誘致助成事業補助金につきましては、前年度と同額300万円の計上としております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,050万8,000円、比較1万7,000円の減でございます。こちらは各種同盟会及び協議会等に係る経費でございます。ほぼ前年同様に計上しております。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度9,347万4,000円、比較1,831万7,000円の減です。村道の道路維持に関する経費でございます。こちらの主な減額等の理由でございますが、11節需用費におきまして、車輌修繕費で200万ほど減額しております。また、13節委託料におきまして、橋梁点検補修設計等業務委託等800万、また、生活関連道路整備工事設計委託料で200万等を減額しているところでございます。

また、次のページ、15節工事請負費におきましては、交通安全施設整備工事としまして、村道の区画線、カラー舗装等々を考慮しまして、200万ほど増額しております。また、維持工事として360万ほど増額しております。そのほか、18節備品購入費でございますが、冬期の道路管理を安全に行うために、このたび新たに簡易型の凍結防止剤散布機、こちら軽トラックに乗せるようなタイプを考えております。こちらの購入費を計上しております。こちら130万ほど計上しているところでございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの計上をしております。

2目道路新設改良費、本年度1億7,418万7,000円、比較1,610万5,000円の減でございます。 道路改良に要する経費でございますが、主な減額の理由としましては、13節委託料におきま して、舗装点検及び、委託料におきまして、設計委託料におきまして、1,580万ほど減額し ております。また、15節工事請負費の中では、芝草鎌房線工事請負費として新たに計上して いるところでございます。そのほか、次のページお願いしたいと思います。こちらのほうで、 舗装補修工事請負費として、例年よりきめ細かな対応をするということで、2,300万ほど増 額計上しているところでございます。そのほかにつきましては、例年同様に計上しておりま す。

3項河川費、1目河川費、本年度329万2,000円、比較ゼロ。河川管理に要する経費でございます。こちら例年どおり計上しているところでございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、本年度702万8,000円、比較1,652万2,000円の減でございます。こちら住宅関連に要する経費として計上しております。減額の主な理由としましては、これまで民間賃貸住宅建設補助としまして計上しておりました委託費及び工事費でございますが、失礼しました、委託費及び、19節の補助でございますが、現在のところ、申し込みの見込みがないということで、今回計上しておりません。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおり計上しているところでございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億 2,996万7,000円、比較777万8,000円の増。こちら須賀川地方広域消防組合の分担金でござい ますが、平成31年度、消防本部の高機能消防指令センターの整備、また石川消防署の庁舎新 築工事等が行われるため、構成市町村それぞれが分担金の増となっております。

2目非常備消防費、本年度2,833万円、比較32万円の増。主な増減でございますが、3節職員手当等の中で、団員の出動手当、こちらが1回当たり1,400円から1,800円に改正したための増額、また、8節におきましては、昨年度消防操法大会がありましたが、今年度はないために49万円の減額、13節でございますが、新規事業といたしまして、ホームページ用防災マップの作成委託ということで、紙ベースの防災マップを現在作成しているものあるわけでございますが、パソコンあるいはスマートフォンなどで見ることができる防災マップの作成を予定しております。これですと拡大しても鮮明さが失われずに見ることができるということで、自分の家のどの辺までが警戒区域となっているのか、その辺がよくわかるようなものとなっております。

次のページでございますが、一番上、火災警報器設置補助金ということで30万円見ております。

3目消防施設費、本年度2,482万円、比較227万1,000円の減。主な増減でございますが、15節工事請負費では270万円ほど増となっております。これは、昨年も実施いたしました火の見やぐらの撤去、これが最終年度となります。この実施にあわせまして、防火水槽の有蓋化工事1カ所予定しております。18節備品購入費につきましては、290万円の減となりますが、消防用ホース各班2本ずつの購入、また、一番下でございますが、消防ポンプ自動車の購入1台を予定しております。また、19節負担金、補助及び交付金でございますが、こちら200万の減となっておりますが、新年度、水道事業会計負担金ということで、消火栓の改修を予定しております。

4目水防費、本年度6,000円、比較3,000円の増。こちらにつきましては、31年度、阿武隈川上流の総合水防演習があるため、旅費の増となっております。

5目防災行政無線管理費、本年度1,192万5,000円、比較85万6,000円の減。主な増減でございますが、13節委託料の中で、新規事業といたしまして、防災行政無線の管理サーバの改修委託で324万円ほど見ております。また、15節工事請負費で465万円ほど減となっておりますが、これは30年度実施いたしましたJ-ALERTの受信機の更新、これが終了したためのものでございます。18節備品購入費では、戸別受信機、各世帯に設置いたします戸別受信機を20台ほど購入する予定でございます。そのほかは昨年と同様の予算でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度 119万円、比較8万4,000円の減でございます。教育委員の諸活動に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、9節研修旅費におきまして、例年開催しております東北 6県委員研修が31年度は本県で開催となるため、減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次のページをご覧ください。

2目事務局費、本年度1億428万円、比較449万3,000円の減でございます。学校教育課関係職員の人件費や、学校教育課が所掌する事務事業に係る経費でございます。こちらは前年度、各小中学校の先生方が校務で使用しているパソコンのOSがサポート終了を迎えるに当たり、18節備品購入費において整備させていただきました経費480万円ほどが計上がないことが、原因の主な要因でございます。また、引き続き、英語の村天栄を推進するため、13節委託料におきまして、外国語指導助手、ALT2名を派遣の形で招致し、小中学校や幼稚園の英語指導に携わり、子どもたちが英語に触れ、なれ親しみ、興味を持たせることで、英会話能力やコミュニケーション能力を養い、将来英語が好きな子どもたちを育成するなど、天栄ならではの教育を提供するものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

120ページをお願いいたします。

3目放射能対策費、本年度50万8,000円、比較1,000円の減でございます。安全で安心な学校給食を提供するため、年間を通して給食用食材の放射能測定に係る経費でございまして、ほぼ前年並みの計上となっております。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度4,562万6,000円、比較172万6,000円の減でございます。小学校の管理運営に係る経費でございます。こちらは前年度、牧本小学校の校舎老朽化危険箇所調査設計業務委託料を計上し、実施させていただいたことや、大里小学校の特別支援学級へのエアコン設置工事が完了したことが原因の主な要因となっております。なお、

子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、今後も校舎等の管理には努めてまいりたいと 考えております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

123ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度1,266万9,000円、比較48万9,000円の減でございます。小学校の教育効果を高めるための経費でございます。こちらは前年度に引き続き、英語の村天栄を推進するため、オンライン個別英会話レッスンを全児童対象に実施いたしますが、31年度は新天皇即位に伴い休日が増えることから、教育課程の授業時数の確保が非常に難しい年であるため、オンライン英会話レッスンの回数をおおむね6回程度に抑えなければならないことが原因の主な要因となっております。また、2020年度からの新学習指導要領において、小学校で英語が教科化となるとともに、コンピュータプログラムを意図どおりに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むことで幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成する狙いで、プログラミング教育が必修化となることから、ICT教育の充実のため、タブレット型パソコン68台を、14節使用料及び賃借料においてリースの形で整備する予算立てとなっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,721万6,000円、比較46万4,000円の減でございます。中学校の管理運営に係る経費でございます。減額の主な要因でございますが、18節備品購入費におきまして大きな備品購入がないことが要因となっております。

127ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度1,138万8,000円、比較166万1,000円の減でございます。中学校の教育効果を高めるための経費でございます。こちらは、14節使用料及び賃借料におきまして、天栄中学校で使用している教育用パソコンのリース期間が9月に満了となりまして、村の所有物となることが減額の主な要因となっております。また、中学校においても、英語の村天栄を推進する経費として、オンライン個別英会話レッスンを全生徒を対象に、各学期末の実践としておおむね6回程度実施する経費、並びに学習した英語を実践する異文化体験授業についての経費も13節委託料に計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億22万2,000円、比較831万5,000円の増でございます。幼稚園の管理運営に係る経費でございます。増額の主な要因でございますが、2節、3節、4節の人件費において、前年度より1名増の計上となったこと、並びに11節需用費におきまして、天栄幼稚園の廊下が現在カーペット敷きになっておりますが、全体的にこすれにより薄くなったり剝がれたりしているため、子どもたちの安全性を考慮しまして、クッション性のフロアのものに張りかえる修繕費の計上が大きな要因となっております。そのほか

につきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長(小山富美夫君) 131ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額4,439万5,000円、比較108万1,000円の減でございます。これは、8節の報償費の中で、132ページをお願いいたします。132ページの旅費の上でございますが、こちらのところに、一昨年から実施しております地域学校協働活動事業での学習指導者の謝礼の単価の変更、またはその学習のお手伝いをいただくサポーターの方々の参加回数の見直しを行ったことが減額の主な要因でございます。

続きまして、133ページをお開き願います。

2目生涯学習費、本年度予算額516万6,000円、比較3,000円の増でございます。こちらは各種講座の開催や文化祭開催に要する経費でございますが、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長(星 裕治君) 134ページをご覧ください。

3目湯本公民館費、本年度225万7,000円、19万8,000円の増。こちらの経費でありますが、 湯本公民館で開催しております各種講座、文化祭に係る経費でございます。増の主な理由と しましては、修繕費、自賠責ということで、車検代の経費が増であります。そのほかにつき ましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長(小山富美夫君) 136ページをお開き願います。

4目文化財保護費、本年度予算額85万3,000円、比較47万円の増でございます。こちらでございますが、まず15節の工事請負費におきまして、文化財看板設置工事費38万1,000円を計上させていただいております。村内の指定文化財には案内看板を村が設置しておりますが、経年劣化のために破損が著しい箇所がございます。今回、湯本地区の大日如来坐像と、龍生地区の青龍寺観世音堂の大ヒノキを紹介する看板を新設したいと考えておりまして、その工事に要する経費を計上させていただいています。また、指定文化財の保存を目的に配備しております消火剤の使用期限が間近でございまして、その交換を行うために、18節備品購入費に9万8,000円を計上しています。この2つが増加の主な原因となっています。その他に関しましては昨年度とほぼ、前年並みの予算計上となっております。

続きまして、5目伝統文化施設費、本年度予算額625万7,000円、比較164万円の増でございます。こちらは伝承館に要する経費でございますが、15節の工事請負費、こちらは137ページの下段のほうでございますが、15節の工事請負費におきまして、貯水槽の水位調整弁及び浄化槽の漏水箇所の修繕工事を行うために要する経費164万5,000円を計上させていただい

ておりまして、それが増の主な要因でございます。

続きまして、6目生涯学習センター費、本年度予算額858万3,000円、比較141万7,000円の減でございます。こちらは生涯学習センターに要する経費でございますが、このうち、15節の工事請負費につきまして、前年度は生涯学習センターの受電設備の一部でございます高圧気中開閉器の交換工事を行いましたが、本年度はその工事を予定しないこと、また、及び生涯学習センターの備品であります太鼓の修繕でございますが、そちらは年次計画で実施をしているところでございますが、本年度予定の太鼓修理が前年度より27万5,000円ほど少額になったことが、減額の主な要因でございます。

139ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額1,106万2,000円、比較39万7,000円の減でございます。こちらは14節使用料及び賃借料におきまして、こちら140ページのほうになりますが、使用料及び賃借料におきまして、羽鳥湖畔マラソン大会において使用するバス等の自動車の大きさや台数を再度精査いたしまして、台数を調整して計画していることが、減額の主な要因でございます。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長(星 裕治君) 2目湯本保健体育費、本年度117万5,000円、7万4,000円の増。 こちらの経費につきましては、湯本体育館の管理運営費、運動会、バレーボール大会の経費 となっております。増の主な理由としましては、体育館の修繕費5万円を計上いたしました。 そのほかの費用につきましては、ほぼ昨年並みの計上となっております。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) 142ページをお願いいたします。

3目学校給食センター費、本年度5億686万9,000円、比較4億4,168万2,000円の増でございます。学校給食センター管理運営に係る経費でございます。本年度においては、給食センター改築に伴う本工事を予定しており、15節工事請負費におきまして、改築工事請負費として回転釜や流しなどの厨房機器、電気、給排水設備などの付帯設備を含み、4億5,389万3,000円ほど計上していることが大きな要因となっております。

なお、給食センターの概要におきましては、鉄骨造平屋建てで、延床面積468.5平方メートル、提供する食数は560食で、広戸、大里、牧本小学校、天栄中学校の児童生徒、天栄幼稚園児とそれぞれの先生方を配慮した食数となっております。また、財源におきましては、国の学校施設環境改善交付金と学校教育施設等整備事業債、公共施設整備基金を活用し実施し、国の交付金の補助率は3分の1以内ですが、児童生徒数により基準面積と基準額が定められており、当センターにおいては、提供する児童生徒数が約370名であるため、交付金算定は500名以下の要件となり、試算すると4,141万円ほどとなっております。このほか、起債

のある学校教育施設等整備事業債で3億3,620万円ほど、公共施設整備基金より8,200万円ほどを予定しております。

また、給食センター改築に関連する経費といたしまして、同じく15節にインターネット回線のイントラ移設工事、施設の機械警備装置設置工事費、13節委託料におきまして、改築工事管理業務委託料を、また18節備品購入費では、給食運搬車の更新も計上しております。給食運搬車におきましては、現在の運搬車が17年経過となること、また、現在、天栄中学校への給食の搬入は、隣接のために配送コンテナで直接手押しによって行っておりますけれども、新センターになりますと天栄中学校への搬入も給食運搬車で行う必要があるとともに、リフトつきの運搬車でなければ搬入ができないことから、整備する予算立てとなっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長(小山富美夫君) 145ページをお願いいたします。

4目天栄体育施設費、本年度予算額727万9,000円、比較40万1,000円の減でございます。 こちらは村内の体育施設の管理に要する経費を計上しておりますが、11節需用費におきまして、各施設の消耗品の減、及び13節委託料におきまして、運動広場の除草作業の減が主な要因でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災 害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。前年同額の計上でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存 目計上でございます。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長(櫻井幸治君) 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較増減ゼロ。前年度と同様に存目の計上でございます。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長(小山富美夫君) 2目社会教育施設災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロで、こちらも昨年度と同様、存目の計上でございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億3,042万8,000円、比較295万9,000円の増でございます。

2目利子、本年度2,654万1,000円、比較401万5,000円の減。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円、比較増減ゼロ。 存目計上でございます。 2目建物取得費、本年度1,000円、比較増減ゼロ。存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度571万5,000円、比較13万2,000円の減でございます。

以上をもちまして、平成31年度一般会計予算の説明を終了いたします。ご審議の上、議決 を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長(廣瀬和吉君) お諮りいたします。

議案説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。どうもご苦労さまでした。

(午後 3時50分)

3 月 定 例 村 議 会

(第4号)

平成 3 1 年 3 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第4号)

平成31年3月8日(金曜日)午前10時開議

日程第	1	議案第23号	平成31年度天栄村一般会計予算について
日程第	2	議案第24号	平成31年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第	3	議案第25号	平成31年度牧本財産区特別会計予算について
日程第	4	議案第26号	平成31年度大里財産区特別会計予算について
日程第	5	議案第27号	平成31年度湯本財産区特別会計予算について
日程第	6	議案第28号	平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第	7	議案第29号	平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につ
			いて
日程第	8	議案第30号	平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
日程第	9	議案第31号	平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第1	0	議案第32号	平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
日程第1	1	議案第33号	平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
日程第1	2	議案第34号	平成31年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第1	3	議案第35号	平成31年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
日程第1	4	議案第36号	平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第1	5	議案第37号	平成31年度天栄村水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大 須	賀	渓	仁	君	4番	服	部		晃	君
5番	小	山	克	彦	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	後	藤		修	君	10番	廣	瀬	和	吉	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	添	田	勝	幸	君	副村長	森			茂	君
教育	長	久	保	直	紀	君	参 事 兼 総務課長	清	浄	精	司	君
企画 課	女策 長	北	畠	さっ	き	君	税務課長	黒	澤	伸	→	君
住民福課	a 祉 長	熊	田	典	子	君	参 事 兼 産業課長	揚	妻	浩	之	君
建設調	果長	内	山	晴	路	君	会 管 理 者	森		廣	志	君
湯 支 所	本 長	星		裕	治	君	天 栄保育所長	兼	子	弘	幸	君
学校教 課	效育 長	櫻	井	幸	治	君	生涯学習課 長	小	Щ	富美	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 伊 藤 栄 一 事務局長

書 記 星

千 尋

書 記 大須賀 久 美

◎開議の宣告

○議長(廣瀬和吉君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(廣瀬和吉君) 本日の議事はお手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第1、議案第23号 平成31年度天栄村一般会計予算についてを前日に引き続き議題といたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番、大須賀渓仁君。

○3番(大須賀渓仁君) まず、火災報知器の設置補助金について伺います。

大変いい制度であるとは思いますが、例えば村内でひとり暮らしの高齢者とか、2人暮ら しの高齢者に対しては100%補助したほうがいいような気もするんですけれども、そういう 考えはありますでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

火災警報器、住宅用火災警報器の設置につきましては、村のほうで補助を考えているということで、先日説明をさせていただいたところでございますが、議員おっしゃる100%補助というふうなものにつきましては、どのぐらいの方がそういう方いらっしゃるのか。その辺をこれから確認してまいりたいと考えております。その上で、その辺も検討させていただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) それでは、村内にひとり暮らしの高齢者というか、年代は65以上が 高齢者に該当するかとは思うんですけれども、その方々のひとり暮らしの世帯と、また2人 暮らしの世帯、わかれば説明お願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

人数につきましては、ちょっと手元に資料がなくてはっきりはあれなんですが、先ほどの 火災警報器なんですけれども、うちのほうでやっている緊急通報システムの設置の事業なん ですが、こちらは65歳以上のひとり暮らし、それから高齢者世帯、1人が70歳以上であれば つけられるというシステムなんですが、そちらに緊急通報システムと火災報知器とセットで 設置できる、無料でできる事業がございますので、前に調べたときに、80歳以上の方にはこ れをつけてもらいたいなと思って調べたときには50人いたか、いないかだったと思うんです が、そう記憶しております。無料でこれは実施できますので。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 了解しました。

もう一つ、栽培実証のことでお伺いします。

新規農産物栽培実証事業補助金とありますが、内容は具体的に決まったのでしょうか、伺います。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

対象となる作物につきましては、これまで実施しておりましたミニトマト、それからワラビにつきましては、5年が経過したということで30年度をもって終了といたします。31年度につきましては、マカという作物がございまして、アンデスが原産の作物で、非常に健康食として、野菜としても今注目をされている作物でございます。国産のマカが今大変少なくて、需要も見込めるというような情報もございますので、31年度についてはこのマカの栽培実証に取り組みたいというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) これから、それでは周知始めると思うんですが、いつぐらいから告知しまして、マカ自体の栽培時期ですとか、そういうのを伺います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

マカの栽培のスケジュールなんですが、9月に播種、種まきをしまして、芽出しをして10月に定植をして、翌年の3月から4月に収穫と出荷というようなサイクル、スケジュールになります。

冬期間の栽培になりますので、ビニールハウスでの栽培ということが必要となりますので、それでビニールハウスも今、農家の皆さん使っていらっしゃる育苗ハウスでできればいいなと思っていたんですが、3月、4月の収穫ですので、そこはかぶってしまうというようなことで、新たな設備が必要となるような感じでございますので、31年度につきましては、今坂地区なんですけれども、ニラの栽培で使っていたハウスが今、ニラ栽培は使っていませんので、そこが空いておりますので、そこで数名程度で実証的な栽培に取り組んでいただこうということで、31年度につきましては、皆さんにお知らせをして栽培を募るということではなくて、数名で本当の実証栽培ということで取り組んでまいりたいと思っております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 了解しました。

それでは、イノシシの電柵設置補助についてお聞きします。

農家の方から、やっぱり2分の1補助じゃなくて全額村のほうで出せないかという声が聞こえてくるわけですが、須賀川市では全額市のほうで持っていただいているということなんですが、村のほうではそういった考えがあるのかどうか、伺います。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

須賀川市の全額補助というもの、須賀川から伺ったところによりますと、農林水産省の中山間地の所得向上対策関係の補助を使ってやっているというようなことでございました。本村につきましてはその取り組み、今までなかったわけでございますが、31年度につきましては電気柵、それからワイヤーメッシュ柵の設置も含めまして、この前、生産組合長会議でも説明はしたんですが、生産組合単位ですとか集落単位、それから中山間多面的といった、そういう団体の単位で取り組んでいただければ、資材費については100%補助が出ますのでというようなお知らせもしておりますので、個人の方、補助事業に合わない方につきましては、これまでどおりの補助制度を残しつつ、集団的団体の取り組みについては、そちらの国の補助を使った取り組みで進めてまいろうというふうな考えを持っております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 31年度からの実施ということでよろしいでしょうか。あと、中山間とか、そういう団体には入っていますけれども、地区をまたいで畑とか田んぼを持っている方も対象にはなるんでしょうか、伺います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

まず、取り組みの年度につきましては、31年度から取り組んでまいりたいというように考えております。

それから、地区をまたいでというようなことでございますが、いわゆる属地主義といいますか、その場所で計画を立てるというようなことでございます。属人主義ではなくて、人が誰かということではなくて、その場所によって計画をつくるということですので、そういう地区をまたいで、そこに入っているという方についても対象には含められるというふうなことでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 了解しました。

続きまして、教育委員会ですか。今度IT、ICTが必須科目になるとかって、ちょっと 説明伺ったんですが、いつから必須科目になるのか、伺います。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

- ○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。 新学習指導要領によりまして、2022年から必修化となります。
- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 2022年が導入ということなんですけれども、その前にやっぱり村ではタブレットなどを購入して、事前にそういった勉強にちょっと取りかかるという考えなんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

必修化になるまでの期間なんですが、移行期間ということもありまして、その期間でプログラミングの準備と、あとそういった形で必修化になったときにスムーズに入れるような形で持っていきたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 全国的にそういうふうに動くということなんでしょうか、村単独で 先行してやっていくということなんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

全国的に必修化になることを考えますと、移行期の段階で各市町村とも動きはあるのかなと思っております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 了解しました。

あと、何か手元に学校給食センターの図面あるんで、説明いただければと思います。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

先日、当初予算の中でもご説明しましたが、図面のほう提示したほうがよりわかりやすいのかなと思いまして、提示させていただきました。今回、設計で上がってきました改築工事の概要でございます。構造は鉄骨造の平家建てになります。延床面積468.5平方メートル、提供の食数につきましては560食でございます。学校給食衛生基準に基づいた床を常時乾燥した状態で維持できるドライシステムによる施設でございまして、下処理などをする汚染作業区域と、ちょうど色ちょっとあれですけれども、真ん中ほど黄色い部分が汚染作業区域となります。それと調理室、右側の青いところです。そちらのほうが非汚染作業区域といいまして、それを区切る構造となっております。エアシャワーも導入しまして、衛生管理を向上させた施設でございまして、保健所などの関係機関との協議において適応した設計となっておる施設でございます。また、地下とのほう、立面図見ていただくとわかると思うんですが、そちらのほうを設けまして、ガス、給排水などの管理がしやすい構造にもなっているところが特長でございます。

外観につきましては、屋根はカラーガルバリウム鋼板で片流れの形になります。外壁のほうはWOOD. ALCといいまして、木材を利用したものでございまして、木材のほうはかなり厚みのあるものでございまして、軒をちょっと1メーターくらい出すことで、外壁のほうにも雨風がそんなに当たらなく、維持のほうは長く続くだろうということで設計されたものでございます。

概要につきましては以上でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 3番、大須賀渓仁君。
- ○3番(大須賀渓仁君) 了解しました。 私の質問は以上で終わります。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかにございませんか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 34ページ、防犯カメラ賃借料63万2,000円と計上しているんですけれ ども、これどこだか、5カ所といいますけれども、どこら辺ですか。場所は決まったんです か。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

5カ所ということで説明させていただいております。今、担当課のほうではこの辺という ことで話まではしているところでございますが、正式決定はこれからになります。例えばで ございますが、役場前の交差点とか、そういう交差点を中心に今後設置してまいりたいと考 えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) そうすると、これリースだから5台というと1台につき12万6,400円ですよね。これ12カ月だから月1万ということですよね。これ1万のリース料で機械自体大丈夫なんですか。これもうちょっと、安いのはあんまり細かく出ないとか何かと言っていますけれども、どうなんですか。総務課長、これで、このあれでいいと思ったんですか、この防犯カメラで大丈夫だと思ったんですか。あんまり安いと何かあんまり鮮明に映らないようなことを聞いていますけれども、どうなんですか。まだ契約はしていないんですか、契約していない。では、何かあんまり安いと鮮明に映らないというか、そのことを聞いたから、鏡石町だと思ったんですけれども、それはだから結構高いものでないと、月2万か3万でないとだめなようなことを聞いているんですけれども、それ、その点はこの予算計上したというのは12万6,400円で1台見積もったということは、それで大丈夫だという、自分で確かめたんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

まず、設置の賃借料でございますが、新年度になってから機種を選定してからの設置となりますので、期間としては9カ月を初年度見ております、設置まで。それで、単価が月当たり1万3,000円で計算をさせていただいております。あと、鏡石町さんのほうで防犯カメラを設置されているということで、その金額なんかを聞いた、参考にさせた上での積算でございます。あと実際、場所によりまして明るさなどもございますので、その辺は実際どんな感じか、これからいろいろな機種があるということでございますので、その辺を確認しながら、どの機種にするかは決めてまいりたいと考えています。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 鏡石も設置しているようですから、鏡石のを1回見て、自分で見て確かめて、これでいいんだか何かしてから契約したほうがいいと思うんですけれども、鮮明に映らなくては意味ないでしょうから。それで鏡石のを見て大丈夫なら、その設定金額で大丈夫だと思うんですけれども、そういうふうに見ながら、どうせ設置するんですから、ちょっ

と高くなってもしようがないなという部分もあると思うので、その辺を要検討しながら設置 してください。

次に移ります。

145ページ、事業費の11節需用費の電気料の463万1,000円、これ本庁舎で700万ちょっとなんですから、これ稼働日数はどのぐらいなんですか。これ随分高いような気がするんですけれども。

○議長(廣瀬和吉君) 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長(小山富美夫君) お答えをいたします。

議員ご質問の145ページ、4目天栄体育施設費の11需用費の電気料でございますが、この 天栄体育施設におきましては、運動広場、体育館、あと白子のテニスコート、あと季楽里、 上のゲートボール場、こういったものが全ての施設の電気料となっております。その中で、 各施設ごとに電気料をこの節からお支払いしておりますので、毎年の需要を見ながら今回要 求もしておりますので、毎年このぐらいは必要だということで承知しておりますので、よろ しくお願いします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 今の説明はわかったんですけれども、季楽里も何も一緒だということで、すごく高くなったなという気はしたんですけれども、この電気料、あの体育館のLEDにはなっていないんでしょうか。LEDにすればもっと安くなると思うんですけれども、何か体育館も暗いような気がするんですけれども、LEDにしたほうがいいと思うんですけれども、費用も最初はかかると思うんでけれども、これからずっと、長い間ずっと安くなると思うんですけれども、その辺は考えはないんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 生涯学習課長、小山富美夫君。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長(小山富美夫君) お答えいたします。

議員ご質問の各施設のLED化の件でございますが、私どももこういった施設をお預かりしている中で、やはりそういったことも検討の中にはさせていただいています。ただ、今現在におきまして、LEDといいますと蛍光灯が主流でございまして、大きなものにしますともともとの施設から変えなくちゃならないと、何というんですか、根っこといったらおかしいんですけれども、そこからの変更というようになりますので、もう少し金額等とバランスを見ながら、検討しなければならないかなというふうに承知しているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これちょっと村長に聞きたいんですけれども、各小学校、天栄中はL

EDになっているんだか、全部の学校がLED化にするんだか、あと本庁舎は今どのぐらい 進捗しているんだか、もうLED全部にはなっていないですよね。その辺ちょっとお答えで きますか、やる気あるかないか。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

当然LEDにすれば、これまでの電気代も防犯灯も各地区の駐在員さん、区長さんを中心に更新もしてきて、そこも半額になったと。庁舎においても順次予算をとりながら、LEDにしたり、小学校も県の補助なんかもいただきながら、改修はしてきました。今後もそういったところで、電気料が安くなるというのがわかっていますので、順次予算をとりながら進めてはまいりたいと。ただ、しかしながら、その器具全体をやっぱり交換するというのは、例えばグラウンドの照明を交換するとなると、前にもちょっと積算はしてもらったんですけれども、大体2億ぐらいかかると。これが補助がなかなかないんです。器具自体、蛍光灯のようにここだけ変えてできる、あとは普通の白熱電球のようにそこだけ交換してできるというものは、率先して進めてはいますが、器具本体を変えていくというのには、余りにも費用も負担かかるところでございますので、そういったところも予算の確保をしながら進めていきたいというようなことで考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これは総務課長に聞いたほうがいいんでしょうけれども、村本庁舎の中、そのLED化はどのぐらいまで進んでいるんですか。全部まだ終わっていないんでしょう、これ。これも蛍光灯だから、これ、すぐそんなに費用もかからないでできると思うんですけれども、あと小学校、中学校はどういうふうに今考えているんだか、ちょっとお答えできますか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

まず、庁舎内でございますが、1階、2階の事務室につきましては、年次計画によりほぼ LED化になってきております。あと議場はまだなんですけれども、あと会議室もまだこれ からの部分がございます。この辺も年次計画という形で進めてまいりたいと今考えていると ころでございます。あと学校につきましては、給食室と県のほうの補助で昨年度LED化し たところはございますが、そのほかの一般教室等につきましては、まだ通常の蛍光灯のまま でございます。天栄中学校はLED化になっております。

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

- ○4番(服部 晃君) ぜひ電気料も減りますし、徐々に何年後、何年で全部LED化にする 予定なんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

庁舎につきましては、今年度で全てというわけにはいかないので……失礼しました。31年度で全てというわけにちょっといかない部分もありますので、32年度ぐらいの中では対応してまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 蛍光灯も交換することないし、なるだけLEDにして、電気料を安く、 ちょっとでも安くなるように頑張ってもらいたいと思います。

次に、71ページ。

保育所施設費の7節、これ臨時職員賃金1,169万4,000円で計上してあるんですけれども、 これ正職員は6人なんですけれども、臨時職員で何人採用する予定なんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長(兼子弘幸君) お答えいたします。

臨時職員につきましては、現在9名で、うち常勤職員としまして6名勤務しております。 残り3名の方につきましては、保育士が不足するときなど、緊急時にお手伝いいただいてい るところです。来年度につきましても同じく常勤者につきましては、6名ということで予算 計上させていただいております。

以上です。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ臨時職員のボーナスとか何かはあるんですか、ないんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長(兼子弘幸君) お答えいたします。

ボーナスという具体的にありましたので、ボーナスについては現在ありません。臨時職員 の雇用につきましては、天栄村賃金支弁職員雇用等管理規程に基づいて採用しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ1年間の契約なんですか、1年契約。
- ○議長(廣瀬和吉君) 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

- ○天栄保育所長(兼子弘幸君) お答えいたします。雇用につきましては、半年更新という形になっております。
- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ正職員と臨時職員で仕事の内容はそんなに変わりないですよね。 これ9人いるんですけれども、3人が結局臨時といいましたが、さっき言いましたよね、3 人は緊急の場合、頼むって。それ、雇用の上でどうなんですか、これ。3人は行く予定して いたのにだめだとかって、その前の日に言うんですか、これ。緊急に頼む場合は。
- ○議長(廣瀬和吉君) 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長(兼子弘幸君) お答えいたします。

緊急時という、前月に翌月の勤務表関係をつくっております。そのときにお休みをとりたいとか、そういった場合にわかるものについては前月で対処しております。なお、病気等緊急になった場合もありますので、それで3人という形で緊急時対応できる方をお願いしているところです。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 保育所で自分勝手に、例えば働く人もこれは困ると思うんです。ただ、 1年間雇用できればいいんですけれども、それなら正職員を増やして、その臨時を、緊急の あれをなくすような方法はないんですか。働く人が困っちゃうでしょう。いつ仕事来るんだ かわからないのに、そうやって待っているんですか、あとほかには勤められないべし。これ どういう、保育所の都合で頼んだり休んでもらったりするのは、ちょっとおかしいような気 するんです。これそのままで大丈夫なんですか。この先見ると、私はそういうのがうんと不 安なんです。だから、正職員をもうちょっと増やして、そのモチベーションを上げてやった らどうかなと思うんですけれども、どうですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長(兼子弘幸君) お答えいたします。

3名の方につきましては、ほかに仕事を持っているとかありまして、必ずしも反対に毎日来てくださいと言われても来られない方もおります。あと、ちょうどそんなに日数的には働かなくても大丈夫だということで、ご理解いただいてお願いをしているところでございます。なお、常勤の職員については、現在保育所につきまして大体二十七、八名ぐらいから始まって、35名程度ぐらいまで毎年増えているような状態にはあるんですが、現在常勤の方が大体6名から7名ぐらいで対応できる部分ではありますので、現在の賃金の計上の額とさせていただいております。なお、所児が増えた場合にはまた増える、保育士についても増やしてい

かなければならないと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 保育所長はそういうふうに簡単に思うかもしれないですけれども、使われるほうは不安でしようがないと思うんです、これ。6カ月で契約更新だって、まだそうしたら今度一遍にいなくなったら、これ先どうするのかって、それを考えるんです、私。だから正職員を安定した、何人増やすかはまだ予算の関係であるでしょうけれども、そのほうが勤める人も物すごく自分で不安が、今何歳の人が保育士で臨時採用されているんだか知らないですけれども、半年後にまた契約してくれるんだか何だかって、これ物すごく心配になると思うんです。お金が半年後なくなっちゃったら、もう契約しませんと言われたら、終わりなんでしょう、これ。だから、その意味でも6カ月契約というのはどうなんですか、1年契約というのはできないんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

- ○天栄保育所長(兼子弘幸君) 先ほども説明いたしましたが、臨時職員の雇用については、 村の賃金支弁職員雇用等管理規程に基づいて採用しているということで、役場の中にいる臨 時職員の方、全て同じような形で雇用となっております。
- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 私は、うまく機能しているんだから、別に私はいろいろ言いませんけれども、採用されている部分で言っているだけであって、それならば別に6カ月契約期間でやっているというなら、しようがないと思いますけれども、また、兼子保育所長には3月で定年ということで、42年間天栄村のために勤務をいただいて大変ご苦労さまでした。また、3年間は保育所長として何も問題なく、事故もなく、本当にご苦労さまでございました。以上で質問終わります。ありがとうございました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) 103ページの商工費の中の地域開発費ですかね。地域おこし協力隊報酬とありますが、地域おこし協力隊は現在、天栄村に何名の方が働いていらっしゃるんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

- ○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。 地域おこし協力隊は、現在1名でございます。
- ○議長(廣瀬和吉君) 7番、渡部勉君。

- ○7番(渡部 勉君) 1名ということで、かつて2名、3名いた時代もあるんですが、かなり減って、1名に減ったなとは思うんですが、この地域おこし協力隊員が、見ていますと本当に必要なのかどうかと、ちょっと首をかしげたくなるようなものがほとんどだと思うんです。実際にはもう役場が丸抱え、家賃も払って、携帯電話も払って、車も全部与えてというふうな状態で、果たしてそれだけの働きをしてもらっているのかどうかという疑問を持つわけですが、どうなんでしょうか。村長、どう思いますか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

この地域おこし協力隊にかかる費用については、これは特交で国から出ているお金でございます。これまでも2人、3人というようなことで、農家の方々のいろいろ支援をしたり、観光面とか商工業の発展等々やったり、今は6次化についての商品開発の部分でいろいろ検討していただいたり、あとはまだまだ根強い風評がある中で、今回来ている地域おこし協力隊は江戸川区出身でございますので、江戸川区において天栄村の農産物、特産品等々の物販PR等々もやっていただいております。

あとまた村でも、このほかにも募集はかけているんですけれども、各市町村どこでもこの 地域おこし協力隊が必要だというようなことでやっておりますので、なかなか集まっては来 ないんですけれども、特化した部分で募集してみてはというようなことで、例えば観光のP R、こういったものも今はSNSで情報発信をして、国内はもとより海外の方々まで呼び込 めるようなこともありますので、そういう方々を呼ぶ、これもいいですよというような話も いただいたので、それもやっておりますがなかなかうまくいかないと。あとは鳥害獣の被害、 特にイノシシの被害等々がありますので、そういった狩猟の資格を持った方も地域おこし協 力隊として活躍しているところもありますので、そういった方々をまた募集しながら、せっ かくある国のそういう制度でございますので、利用しながら村の活性化につなげてまいりた いなと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) 報酬の費用の話が出ましたが、国の補助というのはどのぐらいの割合 であるのでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

- ○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。
 - 1人当たり400万円を上限として交付されることとなっております。
- ○議長(廣瀬和吉君) 7番、渡部勉君。

- ○7番(渡部 勉君) そうしますと、ほとんど国が丸抱えというふうに考えていいですか、 年間400万ということは。それはいわゆる報酬というか、賃金だけの部分なんでしょうか。 それともその他の、先ほど言いましたように家賃とか、車とか、携帯電話料とか、そういっ たものも含んでの補助なんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

その400万円のうちの200万円がその人の報酬、そこが限度額という縛りがございます。残り200万円につきましては、携帯電話ですとか、家賃ですとか、そういったものの経費に充ててもよろしいということになっておりまして、現在の積算上、協力隊の報酬が192万円ですので限度額以内、その他が合わせまして合計で380万円ですので、400万円以内の積算で現在の協力隊の事業を実施しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) ということは、三百八十何万で済んでいるから、400万出ているから 国の費用で全て賄えるというふうに考えていいわけですね。わかりました。何か見ていると、 私らから見ていると、ちょっと働きか何かがどうなのかなというような、たまにその辺であ ったりするんです、話もするんです。さっぱりわからないというのが我々の認識なんです。 何やっているんだかさっぱりわからないというのが。農家の手伝いに行ったり、季の里で手 伝ったりというような姿を何度も見ていますし、あるいはもう一人の方は何か、何とかアド バイザーみたいなことをやっているんですか、何か。そんなことは聞いているんですが、そ もそも初めはこれがいいなと思ったのは、女の人が来て天栄村にお嫁になったからいいなぐ らいのことで、どんどんやってきたというのが、認識がどうもそういうふうな認識しか私も ないものですから、改めて聞いてみました。

以上です。

○議長(廣瀬和吉君) ここで暫時休議します。 10分ほど休みます。

(午前10時52分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時03分)

○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

- ○6番(揚妻一男君) それでは、97ページをちょっと見ていただきたいと思います。
 - 97ページの天栄村鳥獣被害対策実施隊報酬と鳥獣被害等パトロール報酬ございます。これは何人で構成されているんだか、それを教えていただきたいと思います。また、それと同時に今猟友会、この人たちは何人登録されているんだか、あわせてお願いします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

まず、鳥獣被害対策実施隊でございますが、現在12名でございます。それから、猟友会に つきましては、14名の方が登録されております。

パトロールにつきましては、この鳥獣被害対策実施隊の隊員の方が1回出動する当たり

〔「何名が対象なの、12名」の声あり〕

- ○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 12名が対象になっています。
- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) これ猟友会に14名で、こっちのほうは12名になっているんですが、2 名はどういう形で残っているんだかと、鳥獣被害とパトロール、これはどんな仕事をしてい るんだか、それをお尋ねします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

猟友会の方のうち、2名が実施隊には入っていないわけなんですが、一昨年度までは加入されておったんですが、いろいろな事情があったようでございまして、脱退をされたというか、現在は実施隊のほうには任命をされていないということでございます。事情につきましては、ちょっと詳細は不明でございます。

それから、パトロールの内容ですが、熊の目撃情報ですとか、被害が発生しそうだというような情報が来た場合に、実施隊の方にまず見回りに行っていただいて、その後、実際捕獲のための活動に入るわけなんですが、そうすると見回りの経費なんかも出てきますので、捕獲するまでの出動した場合の日当的な部分ですとか、そういった活動に充てている経費でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) ということは、常にパトロールしているということじゃなくて、被害が出そうな、例えば熊なりイノシシが出たというようなときに出動するということですね。 それの報酬ということですが、ただ飯豊の方、大分真面目な方で、常日ごろも山と畑の大分

牧本の奥のほうまで行って、軽トラックで、何しているんですかと聞いたら、パトロールしているんだというようなことをやっていたんですが、1人なんですが、そういうあれかなと思ったんですが、そうではない。あくまでそういった被害が出そうなときにパトロールするということですね、わかりました。

それでは、もう一つ下の98ページのところに、天栄村鳥獣被害対策実施活動支援事業補助 金40万円出ています。それから、天栄村鳥獣被害防止対策協議会補助金30万出ていますが、 これらの使い道について説明していただきたいと思います。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

まず、鳥獣被害対策実施隊活動支援事業補助金でございます。40万円ですが、そのうちの30万円につきましては、いわゆる弾丸の費用、装弾の購入費、それから隊としての活動に係る事務的な経費に充てることとして交付をしているものでございます。また、残りの10万円につきましては、これは新規にライフル銃の所持に係る免許取得する方がいれば、その際は10万円を上限に補助をしますというようなことでおります。ですので、この10万円につきましては、該当者がいない場合は交付せずに30万円のみとなりますが、こういったライフル銃の免許の取得をする方がいれば、10万円を別途補助するということになります。

それから、次の鳥獣被害防止対策協議会補助金というのは、これは村も入って、あと農協ですとか、そういった協議会を構成しているんですが、そこの事務的な経費に充てるものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 昔に比べると大分待遇もよくなったかと思うんですが、最近、不平不満が聞こえてこなかったということは、充実してきたのかなということで思います。とにかく、この猟友会がだんだん小さくなってきていますので、その辺がこれからの活動の大事なところかなというふうに思っております。とにかく鳥獣被害が出てきておりますので、猟友会の会員の確保というのもこれからの課題、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、119ページ、ちょっとお願いします。

119ページの外国語指導助手派遣業務委託料683万3,000円、これは外国人2人の報酬だと 思いますが、それで123ページですか、123ページの委託料の中で英会話レッスン委託料237 万8,000円計上されております。これは、この指導員と別な指導のためのレッスン料、この 人たちがやるわけではないんでしょうか、別々のものなのでしょうか。その辺お願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

まず初めに、119ページの外国語指導助手派遣業務委託料なんですが、こちらはフィリピンのほうから2名、村内のほうに派遣という形で来ていただいて、各小中学校、あと幼稚園ですか、そちらのほうに出向いて子どもたちの英会話のほう、英語教育のほうに携わっていただいている経費でございます。

それから、123ページの英会話レッスン委託料でございますが、こちらのほうはパソコンを使用して1対1で英会話を学ぶということで、小学校もそうなんですけれども、中学校のほうにも経費が載っかっていますが、そちらのほうを年間、来年度につきましては6回程度となってしまいますが、発音とかコミュニケーション能力を養うということで、パソコンを通じた教育になっております。パソコンを通じて、オンラインによってテレビ電話みたいな形で、1対1で先生と子どもたちがやりとりをして、英語を学ぶというような仕組みの委託料でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) これ指導助手、今度2人にしたほかにこういったレッスンもやるということなんですが、別に悪くはないことなんですが、ただ、これうまく両立できるんでしょうか。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えします。

両立というお話でございますが、オンライン英会話の時間も各授業の中で取り組んでおりますし、それに伴ってオンラインは25分なんですけれども、それ以外の時間はALTも入っていただくものですから、それをカバーして連携した形で英会話を学ぶという形では、両立できていると認識はしております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) わかりました。

大変天栄村、英語の村にするという考えのもとに、このようなカリキュラムを組んだと思いますので、1つ、今後はやはりレッスンなり、こういうふうに補助を使いながら、英語の勉強をしているわけですから、やはり目標を持ってひとつ頑張っていただきたいということをお願いしたいと思うんです。特に英会話のそれ、何というんですか、検定試験ですか。何級とかってあると思うんですが、やはりそういった目標、毎年何人ぐらいをとらせるような、やはり目標がないとどれだけの効果が上がっているのか、私たちどうもわかりませんので、やっぱりその辺の目標をきちんと定めて、ひとつ頑張っていただきたいと思います。

それと、これはちょっと議案の内容から外れるわけではないんですが、今年のじゃなくて、

これは来年度の31年の予算に特別職、あと各種団体の委員の報酬はそのままになっております。30年度、今年度のうち報酬審議会を開いていただくような話をしたわけですが、その話はどうなりましたか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

まず、特別職等報酬審議会でございます。こちらは村三役特別職の報酬、そして議会議員の皆様の報酬を審議する会となっております。こちらにつきましては、村のほうで村長等に意見を伺った際に、現状のままでいきたいというようなことでございましたので、こちらについては開催はしておりません。あと、その他の非常勤の特別職の皆様の報酬につきましては、先月ですか、担当する課長が集まりまして、周辺の状況との比較ということで話をする機会をつくっております。その中で、比較した中、当面は現状のままでというふうなことで決定し、今回引き上げという形のものはございません。

- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 確かに特別職について、議会のほうでは議員の報酬については今回見送るという話をしましたから問題はないんですが、その他の職については村長を中心に特別職と話し合ったということで、了解をいただいて開かないということでしょうが、特に副村長、教育長の問題なんですが、安くて頑張っていただきたいという話をすると、いや給料の問題じゃないですよと、私は村長を支えて天栄村の発展のために頑張るだけですと、大変力強い言葉をいただいております。

その辺、村長はそのようなことで給料アップについては、私や私以外の者については上げないでこのままいくというような考えになったでしょうが、やはり世の中に遠慮ということもあります。村長もその辺を十分わかっていて配慮はされるんじゃないかとは思うんですが、やはり今諸般の事情があって無理だと思えば、9月過ぎてから、やはりもう一回この審議会を開いていただきたいというふうに考えております。

それと今、総務課長がそのほかの非常勤の特別の職についても据え置きというんですが、 総務課長は近隣町村のいろいろ実態を調べてというようなことをおっしゃったわけですが、 その調べは済んだんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

- ○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。
 - 近隣町村の状況を調べた上で、関係各課の課長、集まって協議を行いました。
- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。

○6番(揚妻一男君) 確かに近隣町村のことも調べることも結構なんですが、今から10年前になりますか、特別職も含めて引き下げをしました。そのときに、その前にも議員報酬なり特別職、村長も含めてですが、1回引き下げをして、その後また引き下げをしたわけでございます。そういった経過もあります。そのときに、最後のときに各非常勤、特別職の報酬も全て10%カットしたと思います。そのことはここにいる課長の皆様は、前の話ですからわからないかと思うんですが、そういった事実があるわけですから、そのときに各町村、近隣の町村も引き上げをしたのかどうか。そこまでやはりきちんと調べていないと、調べたとは私は言い切れないんじゃないかなと思います。ですから、やはり調べるということであれば、そこまで掘り下げて調べた上で、検討をしていただきたいと思います。

とにかく、ここであのころ残っていたのが副村長と議会事務局長は財政にいたから、その話は聞いているかどうかはわかりませんが、皆さんが初めてのことだと思いますから、課長同士で話し合うといっても、昔のことをわからなくては、今の周りの話だけではわからないと思いますので、今後検討されるときはその辺も十分に考慮していただきたいと思います。

それともう一つ、最後にお尋ねしますが、民生委員と選挙管理委員の改選のときに、その 委員の方たちを議員が探してこいというようなことになっておりますが、これは規程上そう いうふうになっているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

まず、選挙管理委員について申し上げます。

選挙管理委員につきましては、議会の中で選任していただくというふうなこと、あと補充につきましてもそのような形になっております。実際、これまでの経過の中では、議員の皆様から出していただいて、決めていただいたのかなとは思っております。ただ、事務局というか、選挙管理委員会の事務局を預かっております総務課のほうからは、確かにどなたとかいう形では出しておりませんので、ずっと議会の中でその辺は選任されてきたのかなというように思っております。ですから、議員の皆様に探していただいて、議員おっしゃるような形でこれまで来ているのは事実でございます。

〔「規程があるかどうかだけ」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 暫時休議します。

(午前11時27分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時28分)

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

民生委員につきましては、民生委員の推薦委員という非常勤の特別職がございますが、この中で、これまで慣例で議員の皆様にも入っていただいたというふうなことでございます。 必ずしも議員の皆様に入っていただくというふうなものではないということでございます。

[「規程があるかどうかだけ聞いているんです」の声あり]

- ○参事兼総務課長(清浄精司君) 規程はございません。
- ○議長(廣瀬和吉君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 私、慣例でやっているから、それはいいんです。ただ、あるかないか をどうかを聞いただけですから。わかりました、ないということですね。わかりました。 以上で終わります。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかにございませんか。1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 142ページの学校給食センター費について説明は受けたんですが、文 科省の補助金が4,100万だというふうなことで、非常に少ないということで、もっといろい ろ防衛とかあったんじゃないかと思ったんですが、それと財源の内訳を再度お願いしたいん ですが、地方債3億3,000万、見込んでいます。その他が8,200万円。この地方債については、翌年度地方交付税や何かでバックするような特別な案でもあるのかなっていう気もするんで すが、そこらはどうなんでしょうか。お願いします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

まず、財源の内訳です。財源につきましては、国の学校施設環境改善交付金のほうで 4,141万7,000円ほど、それから起債である学校教育施設等整備事業債というもので、3億 3,620万円ほど、それから積立金のほうから公共施設整備基金ということで8,200万円ほどを 予定しております。起債のほうの交付税措置ということでございますが、トータルで考えさ せていただきますと、計算しますと約2,380万円ほど交付税措置ということで、試算はして おるところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、非常に議員の中でも話になったんですけれども、基金 崩していくのはいいんですが、そんなに村の財政だって豊かなわけでないですから、やっぱ

りこういうふうな事業をやるときは補助金を見つけて、もっとやっていったらどうかという、 もう少し努力していただきたいということをお願いしたいと思います。私はそれで終わりま す。

- ○議長(廣瀬和吉君) ほかにございませんか。 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 12月の定例会でちょっと時間がなかったものですから、細かく聞けなかったものについてちょっとお伺いしますけれども、今回の予算書の中でインフルエンザの子どもの費用、予算、計上してあると思うんですけれども、どの枠に入っているのか、ちょっと教えてもらえますか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

歳出科目で77ページの13委託料の中の予防接種事業委託料1,500万の中に計上しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) この予防接種事業委託料1,510万9,000円の中に入っているということなんですけれども、その内訳ちょっと教えていただけますか。子どもに対して2回と1回と、100%実施した場合に幾らかかるかという、そういう試算はしていましたか。してあれば、どのぐらいの金額が予算してあるのか、この1,500万の中に。それちょっと教えていただけますか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 大変申し訳ございません、ちょっと訂正させていただきたい と思います。

先ほどの予防接種につきましては、大人のほうのとか違う予防接種で、インフルエンザに つきましては19節の補助金、次のページの78ページの19節予防接種交付金の中です。これが 子どものインフルエンザの補助金になります。こちらは310名分ということで計上しております。

以上でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) インフルエンザに対しての金額ということでよろしいですね、42万 8,000円というのは。これは村で補助金として1回につき1,000円というもので見積もってい るわけですよね。それで、私この前、12月に言いましたのは、全額補助してどのくらいかか

るか、試算してほしいとは申し上げませんでしたけれども、こういう単純に計算すれば何名いて、児童が何歳までは2回と、何歳までは1回と、そういう回数ありますよね、年齢によって接種の回数。それに対しての年間、村で補助した場合の費用の試算はしてありましたか。……ない。ないということでありますので、それは後で試算表をつくっていただいて、書類でちょっと提出していただきたいと思います。わかりました。

では、次に羽鳥湖高原の交流促進センター費の委託料の中で、この施設管理業務委託料90 万という金額はあるんですけれども、これは道の駅で管理している業務ですか。業務委託は 道の駅、お願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

議員おっしゃるように、道の駅羽鳥湖高原のほうに開館の申請の受け付けですとか、それから実際の利用する際の開館、閉館といったそういった業務を委託しているものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 道の駅にお願いして業務委託をしているということなんですけれども、その90万円に対しての管理業務内容、あそこの施設というのは年何回くらい使用されているんですか。その使用の頻度によって、その金額とかと別に関係なく年間通して90万、どういう管理状況だか、ちょっと私もわからないものですから、この中身をちょっと教えてもらえたらと思っているんです。年間どういうふうな計画をしてやっているのか。そういう業務提携の書類というのはないんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

業務の委託につきましては、契約を締結しております。毎年実績もいただいております。この委託料の中には、交流センターのそういった手続のほかに、道の駅の裏にある公衆トイレ、大きなトイレがあるんですけれども、そこの管理費も含まれておりまして、そこで使うトイレットペーパーですとか、そういった消耗品、洗剤などのそういった経費も含めて、トータルで90万円というようなことでお願いをしております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 実際の中身というのは、完全には把握していないということですよね。 この90万円の料金の使い方に対しては、もうお任せというような形で、こういう流れの仕事 は一切これでお願いしますというような形でしか契約していないということですか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

例えば、1許可申請当たり幾らですとか、そういった細かい単価的なものの契約内容とはなっておりません。今言ったその件数につきましては変動しますので、そこはそういった単価契約ではなくて、総合的に1年間でこの90万円でということでの契約内容でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) これは指定管理者契約ではなくて、もう業務委託でやっているものでありますので、なかなか毎年毎年の随意契約で契約書を結んでいるんですか。毎年毎年。管理はその近くでやる、道の駅でやるのが一番理想的であろうと思うんですけれども、ただ、あそこでいろいろ手続とか、いろいろ裏のトイレの掃除とか、いろんな備品とかというのはありますけれども、90万ほどかかるような業務の内容かということを検討したことはないんですか。余りにも委託料、委託料といろんな科目にはございますけれども、完全に必要な委託料もあります。ただ、こういうふうに何回活動して、何回で活動内容も毎年違ってくると思うんです。であれば、これだって変動があってもいいんじゃないかと思う。委託料については随意契約であれば、毎年毎年の随意契約であれば。指定管理であれば3年なら3年で決まっちゃいますけれども、金額決めて。

そういう中身が余りにもずさんに見えて、その仕様の明細がちょっとわからなかったものですから、それに関連することなんですけれども、その下に今度は、新たに今度はこういう多目的広場管理委託料というのが発生してくるわけです、この芝を張ったおかげで。これはどこに委託して、その内容等、どういうふうな内容で契約したのか、ちょっと教えてください。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

委託先につきましては、これからでございます。4月からのスタートですので、これからになります。ですから、まだ契約はしておりません。今、委託先として考えておりますのは、芝生の適切な管理をしていただくということから、造園事業者なり、またあとは近くにはゴルフ場といって芝、手入れの専門家もありますので、そういったところでの契約ということを想定しております。年3回ないし4回程度の刈り込みと、それから肥やしというんですか、施肥というような、あとは水の管理、そういったことを想定しているところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) いや、委託先も何も決まらないでこの委託料80万を計上するというの

は、試算は何をもって試算しているんだか、そういう。ちょっと説明願えますか、この80万 円の試算の中身。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

詳細な積算につきましては、まだどこからも見積もりもとっておりませんので、なっておりませんが、1回当たり10万円程度ということで40万円……すみません、ちょっとお待ちください……失礼しました。1回当たり20万円の4回程度ということで、これを上限として積算をした上で契約を締結してまいりたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) その20万の単価はどこから出たのか、私もわかりませんけれども、余りにも単純的な試算の仕方で、作業委託をお願いするに当たっては、機械等は委託先持ちでやるのか。それは今度また村でそろえなきゃならないのか。そういう機械類についてはどういう扱いをしているんだか。みんな委託先にお願いするという形で、この80万なら80万の中でやるという形で考えているんだか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えいたします。

使用する機械も含めて、それから肥やし代も含めて、この80万円の中で委託をしていきたいというふうに考えております。村で芝を管理する機械を購入するということは考えておりません。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) その委託先でみんな機械も込みでの委託料の80万ということで、ただ、まだ見積もりも何もとっていないということでありますから、これはあくまでも暫定的な予算ということで捉えて構わないですか。見積もりが上がってこないんだから、暫定的な予算ということで。それでよろしいですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

暫定的な予算ではなくて、この額を上限に、この額を超えることなく委託業務の契約を締結していきたいということでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 大変申し訳ありませんでした。

予算はそれ80万だけれども、見積もりが上がった段階で、それが変動する場合も出てくるという可能性があるということですね。とにかく施設の管理委託料というのは、いろんな分野でもあると思うんですけれども、まず、やっぱり村としても管理を徹底して、やっぱり監視みたいな形をとっても、これでお願いしますとみんな丸投げみたいな扱い方みたいな感じもする箇所もあるんです。だからそういうのじゃなくて、やっぱり委託をしたらば管理も村としても、管理もその金額に応じた管理をしなきゃならないというような考えを持っていただかないと、なかなか金額を下げるというのは、なかなか容易でないです、1回お願いしてからは。上げることは簡単なんですけれども、だからそういう中身で、やっぱりきちっと管理をして、誰でもがわかるような管理状況である、みんなが納得するような管理状況であるということであれば、それにこしたことはないんですけれども、そういうふうになるように行政としても、これからはやっぱり管理も徹底してお願いしたいということでお願いして、私の質問を終わります。

○議長(廣瀬和吉君) 質疑の途中でございますが、昼食のため1時半まで休みます。

(午前11時49分)

○議長(廣瀬和吉君) 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長(廣瀬和吉君) 質疑ございませんか。5番、小山克彦君。

- ○5番(小山克彦君) まず最初に128ページ、中学校費、負担金、補助金なんですけれども、 ヘルメット購入補助金4万円とありますが、これは新入生全員が対象ということなんでしょ うか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。 〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕
- ○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。 ヘルメット購入補助金でございますが、新1年生全員対象となっております。1人1,000 円なために40人分を計上しているところでございます。
- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 最近は保護者の方々に学校まで送迎してもらっている生徒さんもいらっしゃるかと思うんですけれども、自転車通学の全校生徒のおおよその割合というのは大体どのぐらいになっていますか。

全く自転車で通っていない子もいるんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

はっきりとした数字ではないんですが、大体ということで申し上げたいと思います。

現在は自転車通学も年々減っている状態でございますけれども、自転車通学をしたいというところは9割くらいはいるとは思うんです。

ただ、実際に自転車で通っているかというところは、それはそうではなく、半分くらいな のかなというところで認識はしております。

○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。

実は湯本中学校なんですが、次年度2年生3年生の女子4名で学校の部活動とかをやると、自転車で通学しているんですけれども、かなり暗いところを118号の国道を自転車で移動するということになるとかなり危険性が伴うということで、保護者のほうから小学校と幼稚園で利用している通学バスの利用をぜひ検討していただきたいという要望が出ておりますが、その点について、教育長さんでも村長でもあれですけれども、検討していただけないかどうでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

ただいまの状況というかそういったこと、まだ学校教育課のほうちょっと声は聞いてはいなかったんですけれども、そういう声があるということであれば検討していきたいとは思っています。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) ひとつよろしくお願いいたします。

あと、天栄中学校のほうなんですけれども、自転車通学かなり少なくなっているとはいえ 通学路の安全確保ということで、次年度、防犯カメラ等も設置されるということなんであり ますが、実は昨年度夏に大阪の地震で小学校の子がブロック塀の下敷きになって亡くなった という痛ましい事故がありまして、そのすぐ後に村のほうも天栄中の脇のブロック塀、これ は危険だから大至急修繕しなくちゃいけないということで予算を取ったと思うんですが、現 在やっと着工の運びになったのかな。

何でこんなに遅れたのかなということなんでありますが、それについてのご説明をお願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

ブロック塀に関しましては、9月の議会において予算化いただきました。その後、国のほうの臨時特例交付金というものが創設されまして、交付決定を受けたのが12月上旬でございました。それに該当させるために、工事の着工のほうが遅れてしまったというところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) そういう事情であるということで、その交付金を待つという考え方だったということなんでありますが、私、記憶違いかどうかわからないですけれども、あの後国会等々でいろいろと審議されてすぐにやらなくちゃいけない、危険箇所はやらなくちゃいけないみたいな話になって、多分その時点で着工しているところでも後から追加というかそういう流れだったかなと思うんですけれども、それは違いますか。

やっぱり12月まで待たないと着工できないというふうなことだったんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。我々の認識では、交付決定を受けてからの着工ということで認識をしていました。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 課長の認識はいいんです、どうでも。

要は、あれだけ緊急性を持ってブロック塀きちんとしなくちゃいけないということでやったんであれば、すぐにでも問い合わせしたりして、先に工事着工して後から補助金とかそれはもらえるのは大丈夫ですか等々の話は簡単にできたのではないのかなというふうに思うんですけれども、それはやらなかったんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

県のほうには問い合わせ等は行ってはまいりましたけれども、指令前着工でやって補助金がつかなかったということも想定されましたので、交付決定を待っての確実なところでの事業をしようということで進んでまいりました。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 今、課長が話したことというのは、県の指導で前着工をやってもらえるかもらえないかわからないから待っていたほうがいいぞという県の指導だったんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

県の指導まではいかなかった認識はしていますが、確実なところで事業をしようということで取り組んできた結果が遅くなってしまったということであります。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) それは課長の段階のレベルだと思うんですけれども、課長の上には教育長もいるし村長もいるんですけれども、その中の話ではやっぱり待っていようという話だったんですか。それともそういう話もしなかったんですか。その辺はどうだったんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長(森 茂君) お答え申し上げます。

今、櫻井課長のほうから申し上げた部分が大半でありますけれども、とにかく早期発注しようというような準備はしておったわけでありますけれども、途中からそういった交付金が併設されるというようなことを聞いたものですから、その辺は指令前着工、どうなのかというような部分で県を確認してくれという話はしたような記憶があります。

その中で、県のほうに確認したところ、今申請中なので採択になってから発注したほうが よかろうというような話があったということだったものですから、発注がそこまで延びてし まったというようなところでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) かなり苦しい答弁のように私は聞こえましたが、その決定があって結果的に着工が遅れたと。完成は恐らく来年ですよね。

結果的に全工費のどのぐらいの補助金だったんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

補助事業に係る分なんですが、ブロック塀の撤去とそれにかわるフェンスの設置が該当になります。その分で、工事費としては約565万円。それのうちの3分の1が上限でありますが、規定額というものがございまして、そちらのほうが実際の工事額より低いためにそちらが適用となり、それの3分の1で約175万円くらいが交付金として入ってきます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 最初に予算取ったの幾らでしたっけ。 そんなに低かったですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) 失礼いたしました。

予算化した金額につきましては1,300万。そのうち工事費が全体で1,220万ほどかかります。 そのうちのブロック塀分が565万円、駐輪場の再設置ということで655万円がかかるというこ とになっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) わかりました。

あれだけ9月の議会に上程してすぐやらなくちゃいけないということでやったわけですが、 この事業に関しては、やっぱりきちっと早く子どもたちの通学の安全を確保するべきだった と、そのためにはある程度決断を早くしてやるべきだったかなというふうに思います。

続いて40ページ。

総務管理費の18備品購入費、事務用品の備品購入費としてパソコン等々のOA機器の買いかえと言ったと思うんですけれども、これ学校教育課も補正で上げておりましたが、総務課長にお尋ねしますけれども、今、庁内で村管理のパソコンはどのぐらいあって、それが年次でどのぐらいずつ更新していかなくちゃならないんだ、学校のことは多分学校のほうで聞きますけれども、どういう状況なんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えをいたします。

こちら、教育委員会の先生方を除きまして、職員でのカウントでございますが現在150台ほどは、1人1台とは限りませんので、2台、3台持っている方もおります。その中で、今回この18節の備品購入費で上げさせていただきましたのは、ウィンドウズ7というOSが来年の1月でサポートが終了ということになりまして、全部のパソコンを購入するとなりますと多大な金額がかかりますので、こちらで上げさせていただいたのはパソコン本体ではなくて中のライセンス分を購入するものになりまして、そちらが2万2,000円で80台分を計上しております。

こちらのライセンスを購入いたしまして、13節で委託料に入っているんですが、そちらを 入れかえ作業をしていただくという委託料も入っておりまして、パソコンを全部買いかえる のではなく対応に当たるということなんですが、やはりウィンドウズの関係で10年ぐらいに 1度はこういった作業が出てきてしまいますので、それは事前に教育委員会さんのほうでは 先に行って対応していっているところもあったんですが、本庁分につきましては、来年度で 重点的に行うということになります。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 今、13節の委託料云々というのはどの部分ですか。

○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えをいたします。

40ページの一番上の段にイントラネット保守管理委託料ではなくて、こちらの委託料には 公共施設間の光回線整備の保守の部分が1,000万ほど、これは通年かかる費用なんですが、 そこにプラスして97万2,000円、こちらの分がOSのアップグレード分ということでの委託 料を含めて計上しております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 同じ質問を学校教育課のほうの先生方各学校、答弁お願いします。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

村内の先生方のパソコンの台数ですが、全部で75台です。

整備にあっては、30年度で整備全部完了する運びでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 学校のほうは、役場の方式というかライセンスの入れかえではなくて 本体全て入れかえなんですか。学校のほうはどうなんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

- ○学校教育課長(櫻井幸治君) 先生方のパソコンにつきましては、OSが7といえどもその前のOSでバージョンアップをした7でございました。そういったこともありまして、スペック的にも低いものでございましたので、本体全体を入れかえるという形をとらせていただきました。
- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) これ、役場のほうも学校のほうもなんですけれども、よく家に持ち帰って仕事をするとかして、データをなくしたとか紛失したとかそういう事故がありますけれども、その辺はきちんと管理はしているんでしょうけれども、これライセンスのほうは旧のデータとかというのは廃棄はしないでそのままなんでしょうか、どうなんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えをいたします。

データにつきましては、そのままの状態で移し替えを行うことができますので、大丈夫で ございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 学校のほうは新しくかえるということなんですけれども、古いパソコン、これはどういうふうな処分ということになるんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長(櫻井幸治君) お答えいたします。

入れかえたパソコンの前のパソコンの処分でございますが、きちんとデータとかも新しいパソコンに移して、その後に専門業者のほうで廃棄処分ということで委託というか措置をとらせていただいております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) そうしますと、新しいのにデータ移すということなんですけれども、 古いのにも多分残るんですよね。

その辺も業者任せで委託するというふうな処分をするとのことでありますが、やはり子どもたちのいろいろな情報詰め込んでありますので、その辺の管理はやはりきちっと漏れないようにしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上でそれはいいです。

150ページなんですけれども、職員の数なんですけれども、これ前年度88人で来年85人、3名減るということなんでありますが、今定例会の2号議案、働き方改革で残業時間がかなり制限される等々ありましたが、心配なのは、職員人数が減って、それから残業のほうも余りできなくなって、その中で、役場の仕事は、仕事のやり方なんでしょうが大変な部分もあるかと思うんですけれども、その辺で今後職員の数と仕事のバランスと残業とか休日出勤とかのバランスというのをどのようにして計画立てしていくのかなというふうに思うわけです。その辺どういうふうに考えているのか、5年後10年後のことまでも考えて職員というのはやはり採用していかないと、育てていかないとという部分もありますし、過度に残業をやって役場終わってから彼氏とデートする暇もないぐらい忙しいんだとかというふうな話もありますから、その辺のバランス、やはり仕事ばかりしていては余裕がないし、ストレスチェックにも多分出てくるんだろうと思いますが、その辺、今後どういうふうな考えで職員の採用計画考えているのか、お聞かせ願います。

○議長(廣瀬和吉君) 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長(森 茂君) 職員の数の件でありますけれども、前年度と比べますと3名ほど減というようなことであります。これについては、その辺もいろいろあったんでありますけれども、とにかく採用しようというようなことで募集はかけて、実は2次試験まで合格させた

候補者もいたわけでありますけれども、ところが、実際、2次試験合格の通知を出した以降、 辞退するというような件が2件ほど発生したというようなことから、今回3名ほど減になっ てしまったというようなことでございます。

これからの職員の考え方はどうなんだというふうなお尋ねでございますが、これについては当然議員がおっしゃるとおり働き方改革もございますし、時間外もそんなに多くやるなというふうなことでございますから、ただ、だからって正職員をぽんと増やすわけにもいかない、しからばどうするんだということでありますけれども、工夫をしながら仕事をしてもらうというようなことと、足りない分は臨時職員等である程度補っていくしかないのかなということであります。

いずれにしましても、村では定員管理計画というようなものもございます。これに沿って 今後進めてまいりたいとこういうふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 要は副村長が定員管理計画という、適正定員というのが多分あるかと 思うんですけれども、ちなみに天栄村は今何人でしたっけ、適正定員数というのは。
- ○議長(廣瀬和吉君) 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

- ○副村長(森 茂君) 条例上の定数は97名というふうなことになっております。
- ○議長(廣瀬和吉君) 5番、小山克彦君。
- ○5番(小山克彦君) 今、適正定数からいいますと、次年度は12名減ということであります。 職員数を減らしていろいろ経費削減等々、そういう考え方もあるんですけれども、その2名 の方が辞退されたというのは、やはり何かあるんですよね。職場に魅力がないとか、天栄村 はブラック企業とか。それはわからないですけれども。

やはり確かに経費削減とかそういうのはありますけれども、やっぱり職員の人も快適に仕事できる環境というのは、そういうつくり方、ある程度金がかかっても仕方がない部分もあるのかなというふうには思いますので、その辺、今後考えていくべきだなと。

あと、足りない分は臨時職員で補いますというふうなことを言われたんですけれども、やはり臨時職員はあくまでも臨時職員であって、もしかすると課長さんよりもものを知っている臨時職員いてもしようがないんですよね。やっぱりその辺もきちっと育てて成長してもらいたいという意味も込めまして、職員のそういう働き方、本当に改革して天栄村はいい職場だなというようなことが言ってもらえ入ってもらえる役場にしていかないといけないのかなと。

それが、結局5年後、10年後に村民に返ってきて効率的な仕事、中身の仕事ができないというふうなことになるんじゃないのかなと思います。

以上、私の質問を終わります。

- ○議長(廣瀬和吉君) ほかにございませんか。 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 1点だけ、私は。

46ページのふるさと納税、8節の報償費なんですけれども、これ前年度に比べますと742万2,000円。ということは、これは30%しか返礼品がないからこういったような金額が下がったということでよろしいですか、それとも、あとは30%に下がって今までの50%よりもふるさと納税の人数はどのぐらい削減したのかもお願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。

まず、返礼率が30%になったことという理由だけではなく、返礼品の中身のほうも一番、前々年度で多かったのがやっぱり牛肉の返礼が多かったんですが、30%の返礼率にしたことによりまして、牛肉の数が、3,000円ぐらいの牛肉をそろえることがちょっと難しくなってしまったということも原因にあるかと思います。

あともう1点の昨年度の件数との比較でございますが、29年度の件数、最終3月までです と2,640件、本年度30年度におきまして2月末まででございますが、こちらは670件ほどでご ざいます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 2,640人から670人に減ったということでよろしいんですか。

これ、村長、私のふるさと納税というのは、福島県でも5番以内に入るほどの福島天栄村のふるさと納税多かったんですけれども、返礼品を30%変えると総務省で騒いでいるのは、あれは天栄村みたく真面目にやっているところじゃないんです。あれは金券を配ったり、あと電化製品なんかを配っていて、そういうところが多いから30%に変えろということなんです。天栄村みたく地場産品をふるさと納税でやるというところを対応にして言っていることじゃないんです。

それに合わせて天栄村も30%に下げたということは、結局2,640人が690人まで減ったということは、約何ぼですか、5割以上減っているわけでしょう、6割ぐらい減っているということですか。ということは、やっぱり天栄村の地場産品をPR、例えば今まで50%だったらば湯本の二岐の温泉の宿泊券とかゴルフ場のプレー券とか入ったんだけれども、今度は30%にすると入らないんじゃないですか。その辺答弁お願いします、入るか入らないか。

○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。

ゴルフ場や宿泊施設の利用についてはそのまま継続して発行はしておりますが、お得の度合いからいいますと、やはり5割だったものが3割になりましたので、件数は減っている状況でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) では、村長にお伺いしますけれども、そうなるとやっぱり30%に下げたために宿泊券とかゴルフのプレー券までの返礼品はなくなったということなんです。あと、先ほど牛肉が多かったけれども、牛肉も今度は30%となると牛肉も返礼品に入るほどの金額ではないということです。

ということで、村長に、天栄村は地場産品とか、あと天栄村の活性化対策にゴルフ場とか 宿泊券も入っているし、そういうもろもろがあるので、私も何カ所か桃とかそういうのに自 分の親戚とか友達に桃を送るときに結構ふるさと納税で送っている人がありますよと、そう いう話は聞きますけれども、私の言いたいのは、また50%に上げる気はないか、それは今ま で50%の30%下げろというのは、先ほど言いましたけれども、それは金券でやっているとこ ろがあるんです。あと先ほど言いましたけれども電気製品。天栄村はちゃんと真面目にふる さと納税の対象に対してはふるさとの地場産品をやっているんですから、真面目にやってい る天栄村なんです。だから別に50%に変えても法律違反でも何でもないんですから、50%に 変えて、また増やすようにする考えはあるのかないか、村長にお伺いします。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

議員がおっしゃるように、私もなるべくふるさと納税は多く入ったほうが村の財政にも大変助かるところなんですが、もうこれは総務省からもう30%と、それにしなさいと何度も村でも言われました。真面目にやってはきたんですけれども、ここについてはもう30%というようなことで、多分、来年度整備されて、それ以上はできなくなります。

ここに反発をしてきた泉佐野市と、大阪にあるんですが、そこももう地場産品にしてそのように落とすようになってきました。また、あとちなみに県内であれば湯川村、米についてもこれまで3億近いふるさと納税が入っていたんですが、新年度の予算を見ますと3,000万というような中で、もうこれは3割だからやむを得ないんですが、ただ村でもゴルフのプレー券、あとはその宿泊というようなことは今までどおりやっています。これまでですと、3万払った方は、村内の宿泊施設でもいい温泉旅館に泊まれたんですが、今度それが3割となりましたので、それなりのところになってしまうというようなことなものですから、なかなかふるさと納税をする方、先ほど企画政策課長も言ったように、お得感でこれまでやってき

たものですから、それを見て皆さんがやっぱり動いていると。

あとは本当に天栄村のことを思ってやってくれる方は、金額が返礼品が少なくなってもやってきている方がその人数であるというようなことで、今後はもう少しより多くの方々にも知っていただく、あとふるさと納税をしていただけるように、このインターネットでやれるもう一カ所のふるさとチョイス、そこに新年度そこにも増やして、より多くの方々にも見ていただけるように、そしてふるさと納税していただけるような取り組みをするというようなことで当初予算にのせておりますので、この50%はもう総務省からこれはだめだということで言われていますので、私もあれです、議員と同じように50%でやりたいんですが、それはもうできないというようなことなものですからご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 天栄村にもやっぱり50%でやっているから総務省のほうから30%でやってくれとそういう実際にあったんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。

直接国のほうから連絡があったということではございませんが、全国一斉に調査はしておりまして、全部の自治体の分を総務省のほうではつかんでおります。

こちらに違反しますと、今後ふるさと納税制度を使えなくなってしまうということがありまして、今後法律化に向けて国のほうでも動いておりますので、そちらのほうにつきましては、従わなければならないというふうに思っております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうすると、過激なふるさと納税、先ほど言ったように金券やったのが300億も超えるようなふるさと納税を集めた市がありますよね。あと、電化製品をあげたりして。そういうところのために注意したんではなくて、全国一斉に総務省のほうからそういうふうに指導があったということで理解してよろしいんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

- ○企画政策課長(北畠さつき君) お答えいたします。 そのようにご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(廣瀬和吉君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) わかりました。納得いたしました。 では、終わります。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番(後藤 修君) 90ページをお願いいたします。

午前中の質疑の中で3番議員も質問した項目なんですが、新規農産物栽培実証事業補助金。 そもそもこの事業はどういう趣旨のもとに行っておるんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

天栄村の農産物につきましては、米、ヤーコン、長ネギと3大ブランドといわれるものが もう定着をしております。

それに続く新たなブランド農作物を育てていこうということで、実証事業ということで取り組んでいるものでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 今までトマト、それからワラビの実証実験ということで、5年間保証をくれて農家の方に栽培していただきました。その期間が切れまして、今度新たに今後5年間の実証実験を行うということで、午前中の答弁があったわけでございますが、その品目、作物についてどのような見込みをもとに選定したのですか。

それから、需要が見込めるというような話なんですが、その作物は、現在どこで栽培していて、それを見ることができる、あるいは食べていて大変うまくて消費者の方に好まれるというようないろいろな条件があってそれを選んだということですか。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

来年度の取り組む作物をどのようにして選定したのかということでございますが、まずブランドとして確立するためには、一般的につくられていないもの、全国的にもそんなにつくられていなくてかつ知られていなくては売れませんので、余りつくられていないけれども売れるもの、需要のあるものというようなことでいろいろと、いろんなところから情報収集をしながら進めたところでございます。

今回マカということで行っていく予定でございますが、県内では会津若松市で栽培をされております。先般、産業課と数名の農家の方で視察に行ってまいりまして、そこでどのような栽培方法をしているのかとか、販売先はどうなのかといったような情報も教えていただいております。31年度につきましては、それらを踏まえまして、会津若松と天栄村では気候も違いますので、天栄村に合った栽培方法の実証などをしていきながら、それが確立できれば村の特産品として広く進めていきたいなというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) これから実証実験をして、農家の方に栽培してもらうというような方法はそれは必要だと思います。

今まで5年間の実証実験で栽培しておったトマトが、栽培者も結構おりまして、それから 季の里で売っているような状況を見ても消費者の方に大変うまいということで喜ばれており ました。

それで、これを今回5年間で終わりましたから、それでその後はどのようにつくりようがつくりまいがブランドからは選定しない、あるいは栽培はどのようになって季の里に今度生産者が持ってくることがなくなっても、仕方がないということしか考えられないんです。

ですから、せっかく5年間の実証実験をして農家の方が一生懸命つくって、消費者の方もうまいというような評判をいただいたものを、今までどおりではなくても、何か村の名目を変えて、推奨品目というような名目でもよろしいですから、補助金でも今までどおり与えてそして売ってもらう。そうしないと、せっかくこれから道の駅を拡張して地元の農産物をいっぱい出してもらおうというような方向であっても、農家の方が栽培が何でもかんでも実証実験がしたけれどもそれで終わりですと言われたらば、栽培者がいなくなると思いますよ、私は。

ですから、その辺も踏まえて考えてほしいと思いますし、今度の実証実験やる作物も果たしてどれだけ消費者に好まれて需要があるのかわからないのに、今まであったものをやってまたこれから5年間実証実験して合計先の5年、今後の5年というと10年新たなブランドは出ないということになりますから、そこら辺はどのようにブランドに対して考えているんだかお聞かせください。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

トマトの栽培者に対する補助は、この事業でなくても何とかすべきだろうということでございますが、ここで挙げておりますのは、実証事業ということで5年間を上限とするというものでございますので、トマトについては30年度で終わるわけでございますが、現時点ではまだ何とも申し上げられませんが、例えば村のブランド化推進協議会というのがございます。そちらでも村のブランド化ということで米以外についてもやっていこうというような組織でございますので、そちらのほうでも何か取り組みを考えていくというようなことで、トマトについて5年ですぱっと終わるということではなくて、さらなるブランドの確立に向けた支援は、村直接ではなくて、こちらの協議会などのほうを通じて支援をしていければというようなことで、今後検討させていただければと思います。

この後の品目についても同じようなことで進めていければというように思っております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 少しこの件について村長の考えも聞きたいんですが、常日ごろから村 長はいろいろ村づくりの中で農村振興、農家の方が一生懸命やって元気にならなくちゃ村の 発展はないと常に言っております。

それから、先ほども申しましたとおり道の駅も拡充されます。そのもろもろのことを考えて、今、新たなブランド品としてようやく何とか少しメンバー的にはもう少し足りないのかなというような気はいたしますけれども、農家の方が一生懸命やって、トマトを季の里に出していたというようなことでございまして、そういうようなことを加味して村長としては農産品のこれからの推進のあり方、どのように考えているかお聞かせください。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

農業振興につきましては、基幹産業の一つでございますので、ここは推進をしていくというようなことでさまざまな部分で進めているところでございます。議員おっしゃるミニトマトにつきましても、生産者の方々、ヤーコンもそうですし長ネギ、ウド等も皆さん少しずつ任意の組織をつくりながら研究しながらやっていく、その中で村も協力できれば協力していくところでございますので、先ほど産業課長から話がありましたように村のブランド化推進協議会、そういったところでそういう助成をいろいろ協力できれば協力しながら進めていくというようなことでございますので、そういったもので1つの組織ができてくれば村も販売促進にはいろいろPRなり何なりしながら進めていく考えでいますので、そこだけ特化するわけではないので、全体を見ながら全体のものが上がっていくような方向で村も支援してまいりたいと考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 以前、私もブランド協議会の役員をやった時期がございましたけれど も、村としては、今、天栄米と長ネギとヤーコンを3大ブランドということで売り出してお ります。

それで、いつまで過ぎても3大ブランド、3大ブランドと3つしか天栄村にはないのかというようなことばかりではしようがないから、次の第4、第5をやはり見つけるべきじゃないかということも、私、役員の時代も言っておったわけでございますが、なかなか次の作物が見つからない。そして今度は天栄米の中で新たにゆうだい21を天栄米としてブランド品にしようというような動きがあるようでございますけれども、天栄米の定義そのものはここでも何回も議論したことがありますけれども、あれは特裁米でコシヒカリということが天栄米

の定義であるというような説明はいただきました。

今度途中からゆうだい21をつくって、それをどのようにして天栄米のブランドというように加えていくんだかわかりませんけれども、新たな第4のやはりブランド品ということで考えるならば栽培が定着してきたトマトでもよろしいですし、ワラビがあればなお結構だったと思いますが、そういうような生産者の方が意欲を持って栽培できるようなものを村も推奨品目として、助成を与えてそして栽培してどんどんと季の里に出してくださいよというような方向性で進めていってほしいなと思います。ぜひその点はお願いしておきたいと思いますが、課長もう一回答弁お願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) お答えをいたします。

トマトの生産者の方々につきましては、今後も意欲を持って栽培、出荷ができるような支援を、組織化されることの支援も含めまして、ブランド化推進協議会等で支援をしていくことで検討を進めてまいりたいと考えます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) よろしくお願いをしたいと思います。

ヤーコンは大分減ってきまして、3大ブランドの一つが欠けるんではないかというような ことも心配されますので、ぜひ次の品目を加えるべく、やはり生産者の方に意欲が落ちない ような政策で支援をしていってほしいと思います。これをお願いしておきます。

それから、110ページをお願いいたします。

1目河川費の15節工事請負費で、除草工事請負費が計上されておりますが、これはどの地域を行うんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

こちらのほうの除草工事でございますが、こちらは釈迦堂川と竜田川、こちらの2河川と いうことで、河川の除草を行うというふうな形です。

今、釈迦堂川ですと、児渡の下まで来ておりますから、そこからまた続きというふうな形になります。

あと、竜田川につきましては西小屋のあたりにまで来ておりますので、そこから先という ふうなことで、一応今のところ考えております。

○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。

- ○9番(後藤 修君) これは場所は大体、今説明でわかりましたけれども、メーター数はどのぐらいやって、上流から順次行うというような方針なんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

河川の下流側から上流側に年々計画的に上がっていっています。

メーター数といいますか、河川によってのり面が広かったり、そういったケースもございますので、ある程度の面積、金額の見合いといいますか、大体1万平米ぐらいだったかと思いますが、そのぐらいの面積で河川の両側、こちらのほうの除草というふうなことでございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) わかりました。

次のページをお願いいたします。

111ページ、19節の負担金、補助及び交付金の中で新生活・住まいづくり応援助成金というのは、どのようなことをいってこのような文言なんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

まず、天栄村のほうに転入されて住宅を取得される夫婦に対してその住宅の取得を支援するというふうな制度でございます。

こちらにつきましては、まず基本的に住所を持ってきていただく、新築もしくは中古住宅 の取得、増改築、こういったものが対象になってきております。

これに加えまして加算というふうなことで、子育て世帯ということで中学生以下の方1人に対して上限30万の10万ずつ加算していくというふうなことと、あと、村内の事業者さんのほうで建築した場合にはさらに加算というふうなことで、基本額、転入、子育て、村内住宅、こちらを総額で170万ほど、こちら上限で交付するというふうな制度でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) そうすると、これは人口減少対策には大変有効な事業だと思いますが、 全て村外の方が対象、村内は対象外ということですね。

それで、400万円ですから何家族ぐらいが可能になる、転入になるといいますか村外から 来る予定でこの400万円の予算を計上おるのでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

今のところ、新築住宅1件、そして中古住宅1件、そのほかに県の制度も活用した取得ということで加算分、こちらのほうも考えております。

[「わかりました、質問を終わります」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。

2時50分まで休みます。

(午後 2時38分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時50分)

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第2、議案第24号 平成31年度天栄村国民健康保険特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第24号 平成31年度天栄村国民健康保険特別会計予算に ついてご説明申し上げます。 平成31年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,533万円、診療施設 勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,730万8,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度1億5,359万8,000円、比較2,646万6,000円の増。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度238万1,000円、昨年と同額計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度5万円。昨年と同額計上で ございます。

3 款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度1,000円、存目計上 でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、本年度 4 億6, 242万2, 000円、比較1,600万1,000円の減。こちらは療養給付費等が県から交付されるものでございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度26万9,000円、比較 5万5,000円の増。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、本年度1,000円、存目計上でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度1万1,000円、基金利子で昨年と同額計上であります。

6 款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度5,248万7,000円、比較374 万2,000円の増。一般会計からの保険基盤安定負担金と法定分の繰り入れでございます。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、本年度1,000円、存目計上でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、本年度399万7,000円、比較987万4,000円の 減。前年度繰越金でございます。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度10万円、昨年 と同額計上でございます。

- 2 目退職被保険者等延滞金、3 目一般被保険者加算金、4 目退職被保険者等加算金、5 目 過料いずれも存目1,000円の計上でございます。
 - 2項村預金利子、1目村預金利子、こちらも存目1,000円の計上でございます。
- 3項雑入、1目滞納処分費、2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、6目雑入、いずれも存目1,000円の計上でございます。
- 9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、本年度1,000円、 存目計上でございます。
- 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度552万円、比較31万5,000円の減。13節委託料ですが、昨年はオンラインシステム開始委託料が計上されていましたが、 今年度はシステム開始がありませんので減額となっております。
- 2目連合会負担金、本年度61万9,000円、比較9,000円の増。ほぼ昨年と同額計上でございます。
- 2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度276万円、比較15万6,000円の減。減額の理由としま しては、13節委託料の事務共同電算処理委託料の減によるものでございます。
- 3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度16万5,000円、比較2,000円の増。ほぼ昨年 と同額計上でございます。
- 4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度 9 万7,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。
 - 2款保険給付費につきましては、過去の実績でそれぞれ予算のほうは計上しております。
- 2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度3億8,286万1,000円、比較203万7,000円の増、2目退職被保険者等療養給付費、本年度1,381万円、比較1,129万3,000円の減。
 - 3目一般被保険者療養費、本年度255万2,000円、比較11万7,000円の減。
 - 4目退職被保険者等療養費、本年度14万5,000円、比較1万9,000円の増。
 - 5目審査支払手数料、本年度155万1,000円、比較12万5,000円の増。
- 2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度5,039万5,000円、比較132万1,000円の減、2目退職被保険者等高額療養費、本年度185万5,000円、比較206万2,000円の減。
 - 3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度20万円、比較ゼロ。
 - 4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度1万円、比較ゼロ。
 - 3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度1万円、比較ゼロ。
 - 2 目退職被保険者等移送費、本年度1万円、比較ゼロ。
 - 4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度420万円。昨年と同額計上でこちらは10

人分の予算計上でございます。

- 2目支払手数料、本年度3,000円、比較ゼロ。
- 5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度60万円。昨年と同額計上で、12人分でございます。
- 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度1億874万2,000円、比較2,784万4,000円の増。
 - 2 目退職被保険者医療給付費分、本年度120万7,000円、比較ゼロ。
- 2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度4,096万 4,000円、比較130万5,000円の増。
 - 2 目退職被保険者後期高齢者支援金等分、本年度60万3,000円、比較ゼロ。
 - 3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度1,294万8,000円、比較121万7,000円の減。
- 3款につきましては、県から提示された納付金となります。こちらの納付金につきましては、仮算定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- 4款保険事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度966万円、比較75万9,000円の増。次のページをご覧ください。13節委託料について、特定健康診査の眼底検査の単価が上がったことによる増でございます。
- 2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度133万3,000円、比較2万円の増。昨年とほぼ同額の計上でございます。
- 2目疾病予防費、本年度552万4,000円、こちらは人間ドック委託料130人分で昨年と同額 計上でございます。
- 5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、本年度 1 万6,000円、比較4,000円の増。基金利子積み立てでございます。
- 6 款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度100 万円。昨年と同額計上でございます。
 - 2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度1万円。昨年と同額計上でございます。
 - 3目償還金、4目小切手支払未済償還金、いずれも存目1,000円の計上でございます。
 - 5目一般被保険者還付加算金、本年度3万円、昨年と同額計上でございます。
- 6 目退職被保険者等還付加算金、7 目保険給付費等交付金償還金、いずれも存目1,000円の計上でございます。
 - 2項延滞金、1目延滞金、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。
- 3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度18万5,000円、比較6万3,000円の増。こちらは、 収納率向上対策事業分を一般会計へ繰り出すものでございます。
- 2目診療施設勘定繰出金、本年度1,213万8,000円、こちらは特別調整交付金のうち診療所 分を繰り出すもので、昨年と同額計上でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1,360万2,000円、比較1,131万8,000円の減。 続きまして、28ページをお願いします。

診療施設勘定になります。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度400万円、 比較44万円の減。

- 2目社会保険診療報酬収入、本年度230万円、比較8万4,000円の減。
- 3目後期高齢者診療報酬収入、本年度1,670万7,000円、比較74万1,000円の減。
- 4目一部負担金収入、本年度330万円、比較19万2,000円の減。
- 1目から4目は、実績によります見込み額の減で計上しております。
- 5目その他の診療報酬収入、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度46万円、比較10万円の増。自費診療分でございます。
- 2 款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度15万1,000円。診断書及び介護 保険主治医意見書作成料になります。昨年と同額計上でございます。
 - 3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 4 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度699万9,000円、比較136万9,000円の増。こちらは運営費及び各種健診、予防接種委託料の繰入金でございます。
- 2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度1,213万8,000円。事業勘定からの特別 調整交付金診療所分の繰り入れでございます。昨年と同額計上となります。
- 3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度5万1,000円、比較2万1,000円の増。こちらは、介護保険認定調査員の委託料となります。
 - 5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度60万円。昨年と同額計上でございます。
- 6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度60万円。こちらも昨年と同額計上でございます。 歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度3,393万1,000円、比較13万 1,000円の増。増額の理由につきましては、2 節、3 節、4 節の看護師の人件費の増でございます。
 - 2項研究研修費、1目研究研修費、本年度27万6,000円、比較10万円の減。
- 2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度59万8,000円、比較2,000円の増。 昨年とほぼ同額計上でございます。
 - 2 目医療用消耗器材費、本年度28万3,000円。昨年と同額計上でございます。
- 3目医薬品衛生材料費、本年度1,152万円。薬品代でございます。昨年と同額計上でございます。
 - 4目委託料、本年度30万円。血液検査委託料で、こちらも昨年と同額計上でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度40万円。昨年と同額計上でございます。 以上でございます。ご審議の上、議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 1つだけお尋ねします。28ページ。

診療収入の件なんですが、前年度と比べて145万7,000円減っております。

この減る原因は人口減によるものなのか、その他何か特別な事情があって診療収入が減る 原因についてお尋ねいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

人口減によるものか特別な理由なのかという件でございますが、診療所につきましては、 昨年度の同時期に比べまして、検査の数も全ての検査で上回っている状況です。そして患者 数も増えています。延べ患者数だけがちょっと32名ほど減っている状況ではございますが、 ほぼ上がってきているんですが、報酬が下がっている理由としては、1つ目に考えられるの が、恐らく診療報酬の単価が下がったことが一番の原因ではないかと担当課では今考えてお ります。人数につきましては上がってきておりますので、その点ご理解いただきたいと思い ます。

[「了解いたしました」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第3、議案第25号 平成31年度牧本財産区特別会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) 41ページをお願いいたします。

議案第25号 平成31年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66万7,000円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

46ページをお願いいたします。

事項別説明書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。前年と同額の存 目計上でございます。

- 2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円。前年と同額、存目計上でございます。
- 2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円。同額の存目計上 でございます。
 - 2目利子及び配当金、本年度3,000円。同額計上でございます。
- 3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円。同額の存目計上でご ざいます。
 - 4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度35万7,000円、13万円の増でございます。
- 5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度30万2,000円、5 万1,000 円の増でございます。
 - 6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。同額の存目計上でございます。
- 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度23万5,000円、1万9,000円 の減でございます。
- 2目財産管理費、本年度33万2,000円、20万円の増でございます。これにつきましては、 13節支障木除去の委託でございます。
 - 2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円。同額計上でございます。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第4、議案第26号 平成31年度大里財産区特別会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長(清浄精司君) 51ページをお願いいたします。

議案第26号 平成31年度大里財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万5,000円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

56ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。前年と同額の存 目計上でございます。

2 款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円。同額の計上でご ざいます。

- 2目利子及び配当金、本年度1,000円。同額の計上でございます。
- 3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度4万3,000円。1,000円の減でございます。
- 4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度23万8,000円。5 万2,000 円の減でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。同額の存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度21万3,000円、5万3,000円 の減でございます。

2目財産管理費、本年度6万2,000円。同額計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円。同額計上でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第5、議案第27号 平成31年度湯本財産区特別会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長(星 裕治君) 61ページをご覧ください。

議案第27号 平成31年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179万4,000円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

66ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度3,000円。同額計上でございます。こちらは、土地貸付収入で、東北電力からの電力柱の土地貸し付けによるものであります。

- 2目利子及び配当金、本年度1,000円。こちらは基金利子となっております。
- 2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 2目生産物売払収入、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。
- 3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度1,000円。こちらも存目 計上でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度167万4,000円。前年度も167万4,000円 になっております。一般会計の繰入金です。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、11万2,000円。前年度繰越金となっております。 次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度20万円。昨年と同額計上で ございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度3万9,000円。こちらも同額計上でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、146万4,000円。同額計上でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度9万1,000円。こちらも同額計上でございます。

以上、ご審議の上、議決を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(廣瀬和吉君) お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時20分)

3 月 定 例 村 議 会

(第5号)

平成31年3月天栄村議会定例会

議事日程(第5号)

平成31年3月11日(月曜日)午後1時30分開議

日程第二	1	議案第28号	平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	
------	---	--------	-------------------------------	--

日程第 2 議案第29号 平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について

日程第 3 議案第30号 平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 4 議案第31号 平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について

日程第 5 議案第32号 平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について

日程第 6 議案第33号 平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について

日程第 7 議案第34号 平成31年度天栄村介護保険特別会計予算について

日程第 8 議案第35号 平成31年度天栄村風力発電事業特別会計予算について

日程第 9 議案第36号 平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第10 議案第37号 平成31年度天栄村水道事業会計予算について

日程第11 陳情審查報告

日程第12 閉会中継続審査申出

日程第13 表彰状伝達

日程第14 議案第38号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第15 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出につい

7

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大多	頁賀	渓	仁	君	4番	服	部		晃	君
5番	小	山	克	彦	君	6番	揚	妻		男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	後	藤		修	君	10番	廣	瀬	和	吉	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定によ	り説明のため出席した者の職氏名
-----------------	-----------------

村	長	添	田	勝	幸	君	副村長	森			茂	君
教育	長	久	保	直	紀	君	参 事 兼 総務課長	清	浄	精	司	君
企画政 課	策 長	北	畠	さっ	き	君	税務課長	黒	澤	伸	_	君
住民福課	i祉 長	熊	田	典	子	君	参 事 兼 産業課長	揚	妻	浩	之	君
建設課	長	内	山	晴	路	君	会 管 理 者	森		廣	志	君
湯 支 所	本 長	星		裕	治	君	天 栄 保育所長	兼	子	弘	幸	君
学校教 課	(育 長	櫻	井	幸	治	君	生涯学習課 長	小	Щ	富美	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 伊 藤 栄 一

書 記 牧 野 真 吾

事務局長

書 記 大須賀 久 美

◎開議の宣告

○議長(廣瀬和吉君) ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長(廣瀬和吉君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第1、議案第28号 平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別 会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第28号 平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別 会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,437万8,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費県補助金、本年度1,000円。2 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目土地売払収入、本年度1,000円。いずれも存目計上であります。2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、本年度2,937万4,000円、比較44万5,000円の増。土地の貸付収入であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円。存目計上であ

ります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上であります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,218万5,000円、比較50万1,000円の増。13節の委託料、地質調査委託料397万6,000円は、新規企業分を計上しているものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度219万3,000円、比較5万6,000円の減。 以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第2、議案第29号 平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業 特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第29号 平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会 計予算についてご説明を申し上げます。 平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,221万5,000円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

84ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。 同額、存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度969万2,000円、比較11万6,000円の減でございます。こちらにつきましては、現年度及び過年度の使用料によるものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度2万円、比較6,000円の 増。こちらは基金利子でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度250万円、比較50万円の増。こちらは前年 度繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。 次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,171万5,000円、比較39万円の増でございます。主な理由としましては、13節委託料におきまして、電算委託料を計上しております。こちらは消費税率の見直し等に伴いまして、料金システム等の改修を図るための費用として20万円ほど増額計上しております。そのほか、12節役務費の手数料及び13節委託料、14節使用料及び賃借料におきまして、上乗せされる消費税分等々を計上しているところでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様に計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第3、議案第30号 平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第30号 平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億959万2,000円と定める。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

94ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,093万9,000円、 比較11万4,000円の減でございます。こちらは現年度及び過年度の使用料となります。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較 ゼロ。存目計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。 存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1億3,856万1,000円、比較214万5,000円の減でございます。こちらは一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度158万6,000円、比較2万5,000円 の減。こちらは排水処理事務に係る人件費分の按分金となります。

5 款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度850万円、比較550万円の増でございます。 こちらは前年度繰越金になります。

6 款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目 計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項加入金、1目加入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度9,851万1,000円、比較269万3,000円の増でございます。主な要因としましては、2節、3節、4節の人件費におきまして15万円ほどの増額となっております。また、11節需用費におきましては、施設修繕としまして約250万円ほど増額計上しております。また、13節委託料では、電算委託料としまして、消費税見直しに係るシステム改修で60万円ほど増額計上しているところでございます。また、15節工事請負費では、マンホール段差解消のため50万円ほど増額しております。そのほか、23節償還金利子及び割引料の利子償還金では、合わせまして約250万円程度減額となっております。27節公課費では、納付する消費税分が増額となることが予想されることから60万円ほど増額計上しております。そのほかにつきましては、各節において消費税見合い分としてそれぞれ計上しているところでございます。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、本年度1億1,058万 1,000円、比較52万3,000円の増。こちらは元金償還金でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第4、議案第31号 平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第31号 平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272万2,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

112ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。 存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度90万5,000円、比較2,000円 の減でございます。こちら、現年度水道使用料、過年度水道使用料となります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度60万円、比較10万円の増で ございます。こちら一般会計からの繰入金となります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度121万5,000円、比較 7 万7,000円の減でございます。こちら前年度繰越金でございます。

5 款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。 次のページをお願いいたします。 歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度260万3,000円、比較10万2,000円の増でございます。主な要因としましては、11節需用費の施設修繕で10万円ほどの減額となっております。また、15節工事請負費で20万円ほどの増額としておりますが、こちらは二岐配水池の清掃を行うために計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様の計上をしております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度11万9,000円、比較8万1,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第5、議案第32号 平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第32号 平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,345万5,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

122ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。 存目計上でございます。

2款使用料及び手終料、1項使用料、1目施設使用料、本年度668万6,000円、比較ゼロ。 同額計上でございます。

2項手数料、1目施設使用料、本年度1,000円、比較ゼロ。設計審査手数料として計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。 存目計上でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度713万1,000円、比較675万3,000円の増。こちらは一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度663万4,000円、比較54万5,000円の減。こ ちら前年度繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,300万円、比較1,299万9,000円の増でございます。こちらは物件移転補償費としまして、国道118号の県発注工事でございますが、野仲橋のかけかえ工事に伴う仮設管の補償ということで見越しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

7款村債、1項村債、1目事業債、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度1,131万5,000円、比較104万8,000円の増でございます。こちら主な増額の要因としましては、13節委託料の中で、消費税に伴うシステム改修で20万円ほどの増額となっております。

次のページをお願いいたします。

使用期限の満了したメーター交換に伴いまして、15節工事請負費で51万円ほどの増額及び漏水修理工事などで約40万円ほどの減額となっております。また、18節備品購入費ではメーター購入のため61万円ほど増額計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度程度の計上をしております。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、本年度2,160万5,000円、比較

2,160万4,000円の増でございます。主な要因でございますが、こちら国道118号の野仲橋かけかえ工事に伴いまして、橋を撤去する前に仮設橋への仮設管等を設置する工事として新たに計上したものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度53万5,000円、比較344万5,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第6、議案第33号 平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 議案第33号 平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算に ついてご説明を申し上げます。

平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183万8,000円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

134ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度61万3,000円、比較 1万2,000円の減でございます。こちら使用料分を計上しております。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度15万円、比較ゼロ。前年度繰越金でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度107万4,000円、比較20万2,000円の増でございます。こちら一般会計からの繰入金となります。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、今年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。 次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度178万8,000円、比較19万円の増でございます。主な要因としましては、11節需用費の施設修繕費で15万円ほど増額をしております。そのほか12節、13節におきまして、それぞれ増額計上をしているところでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、5万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第7、議案第34号 平成31年度天栄村介護保険特別会計予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第34号 平成31年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,446万4,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

144ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億3,558万8,000円、比較1,000円の増。

- 2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円。存目計上でございます。
 - 2目督促手数料、本年度2万円、比較2,000円の増。
- 3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億551万5,000円、比較127万8,000円の増。
 - 2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度4,418万8,000円、比較256万4,000円の増。
- 2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度318万2,000円、比較49万4,000円の減。
- 3 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度314万 1,000円、比較71万8,000円の減。
- 4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度1億6,830万5,000円、比較205万3,000円の増。
 - 2目地域支援事業支援交付金、本年度429万6,000円、比較32万6,000円の増。
- 5 款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,707万3,000円、比較119万3,000円の増。
 - 2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度

198万9,000円、比較15万1,000円の増。

- 2 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度157万円、比較35万9,000円の減。
- 6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、本年度1,000円。存目計上でございます。
 - 2目利子及び配当金、本年度1万円、比較ゼロ。基金利子でございます。
- 2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。2目物品売払収入、本年度1,000円。1目、2目ともに存目計上でございます。
- 7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度7,791万9,000円、比較95万1,000円の増。
- 2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度198万9,000円、比較15万1,000円の増。
- 3 目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度157万円、比較35万9,000円の減。
 - 4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度81万7,000円、比較13万3,000円の増。
- 5目その他一般会計繰入金、本年度627万9,000円、比較20万2,000円の増。事務費の繰り入れでございます。
- 2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。
 - 8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度100万円。昨年度と同額計上でございます。
 - 9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、本年度1,000円。
- 2目第1号被保険者加算金、本年度1,000円。3目過料、本年度1,000円。1目、2目、3目 ともに昨年と同じ存目計上でございます。
 - 2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 3項雑入、1目滞納処分費、本年度1,000円。2目第三者納付金、本年度1,000円。3目返納金、本年度1,000円。4目雑入、本年度1,000円。1目から4目まで昨年と同じ存目計上でございます。
- 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度146万4,000円、比較1万4,000円の増。ほぼ前年と同額計上でございます。
- 2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度16万7,000円、比較3,000円の減。こちらもほぼ前年 と同額計上でございます。
- 3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度248万7,000円、比較3万5,000円 の増。こちらもほぼ前年と同額計上でございます。

- 2目認定調査等費、本年度209万9,000円、比較15万5,000円の増。認定調査に係る経費で ございます。
- 4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度 6 万2,000円、比較1,000円の増。こちらもほぼ前年と同額計上でございます。
- 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度1億4,736万3,000円、比較2,261万6,000円の減。こちらは重度な方の在宅での介護サービスが減ったことにより減額となっております。
 - 2目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 3 目地域密着型介護サービス給付費、本年度4,509万3,000円、比較1,803万2,000円の増。 利用者増により増えております。
 - 4目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 5 目施設介護サービス給付費、本年度 3 億4,326万円、比較701万6,000円の増。こちらは 在宅介護から施設サービスへ移行したことにより増額となっております。
 - 6目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 7目居宅介護福祉用具購入費、本年度30万円、比較1,000円の減。ほぼ昨年と同額計上で ございます。
 - 8目居宅介護住宅改修費、本年度80万円、比較40万1,000円の減。
- 9目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,400万円、比較13万5,000円の減。ケアプラン 作成費用でございます。
 - 10目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 2款の1項につきましては、介護1から介護5までの認定を受けた方が利用される介護サービス給付費でございます。
- 2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、本年度280万円、比較228万 1,000円の増。
 - 2目特例介護予防サービス給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
 - 3目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。
 - 5目介護予防福祉用具購入費、本年度10万2,000円。昨年と同額計上です。
 - 6目介護予防住宅改修費、本年度36万円。こちらも昨年と同額計上でございます。
 - 7目介護予防サービス計画給付費、本年度65万5,000円、比較39万1,000円の増。
 - 8目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。
 - 2款の2項につきましては、要支援1と2の認定を受けた方が利用される介護予防サービ

ス給付費となっております。

- 3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度38万円、比較3,000円の減。国保連からの 審査支払手数料です。
- 4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度1,500万円、比較300万円の 増。
 - 2目高額介護予防サービス費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度340万円、比較220万円の増。
 - 2目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度43万2,000円。こちらは紙おむつ給付券の支給でございます。昨年と同額計上でございます。
- 7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度3,984万円、 比較216万円の減。こちらは施設入所者の食事・居住費の限度額超過分の保険者負担分でご ざいます。
- 2目特例特定入所者介護サービス費、3目特定入所者支援サービス費、4目特例特定入所者支援サービス費、いずれも存目1,000円の計上でございます。
- 3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。
- 4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、本年度1万円。基金 利子分でございます。
- 5 款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問・通所・生活支援分)、本年度1,584万円、比較190万9,000円の増。総合事業対象者の通所介護、訪問介護サービス費となっております。
- 2目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号介護予防支援分)、本年度1,000円、比較71万5,000円の減。こちらは短期集中型事業の休止による減でございます。
- 2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、本年度590万円、比較10万円の減。
 - 2目権利擁護事業費、本年度60万円。昨年と同額計上でございます。
 - 3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度80万円、比較5万円の減。
 - 4目任意事業費、本年度3,000円。昨年と同額計上でございます。
 - 5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度1,000円。
 - 1目から5目までは、地域包括支援センターの相談業務等の委託事業となっております。
 - 6目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、比較150万円の減。こちらは一般介護予防

事業が特別会計の補助基準額を超えたため、一般会計での補助対象事業として組み替えたため め減額となっております。

7目認知症総合支援事業費、本年度35万7,000円、比較8万8,000円の減。こちらは認知症 初期集中支援チームの検討委員会に係る経費でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度6万円、比較1万3,000円の増。

4項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、本年度1万2,000円。昨年 と同額計上でございます。

6 款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、本年度1,000円。2目第1号被保険者保険料還付金、本年度1,000円。1目、2目ともに存目計上でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度30万円、比較20万円の減。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 154ページ、介護サービス等諸費、これが189万5,000円しか増えていないんですけれども、これ介護施設30床増えたんじゃないですか。これの割には計上するのが少ないような気がするんですけれども、特養はいっぱいになったんですか、30床。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

天栄ホームの30床の件につきましては、満床になっております。あとそれから、介護サービス等諸費のほうが少ないのではということでございますが、施設入所で増える経費につきましては、153ページの施設介護サービス給付費、こちらが施設入所されると給付費として支払われるもの、153ページの一番下の5目施設介護サービス給付費、こちらが施設に入所した方のサービス給付費となっております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) これ、居宅介護サービス給付費が減って、施設介護サービス給付費が増えたということですよね。これトータルで私見たものですから、すみません。そうすると、701万6,000円で、その天栄の30床に天栄村出身の人は何人入っているんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

入所者の人数はちょっと今把握していなかったんですが、前に調べたときには6割ぐらいは入っていた状況ですけれども、現在の住民の異動届とかを見ますと、亡くなる方が増えて

いるので、ちょっと人数は減ってきているのではないかなと感じております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 153ページの居宅介護サービス給付費、減ったんですよね、これ。 2,261万円、これはどういう理由で減ったんですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

居宅介護サービス費につきましては、在宅で介護を受けている方のサービス給付費になる ものですから、そちらの重度の方で、マックスまで使ってサービスを使っていた方が施設に 入られたことで、居宅サービスのほうが少なくなっていったという状況でございます。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) じゃ、特養ができて増床した部分、その分減ったということですよね。 わかりました。

次に、152ページの介護認定審査会費、248万4,000円計上していますよね、19節の248万4,000円。これどんな人が審査に入っているんですか、人数わかれば。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

審査会なんですが、鏡石町と広域で合同でやっているものでございまして、月に3回ほど 行われて、委員の人数につきましてはちょっと今把握していないものですから、先生が1名 いて、そのほかに四、五人だったと思いますけれども、事業所の代表の方とか医師とか看護 師とか、そういう方々が入って審査会は行われています。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) すると、医者をまぜて10人ぐらいということですか。これは、要介護 3、4、5って決める審査でしょう、特養に入るではなくて。どういう審査ですか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

先ほどの審査会につきましては、介護申請をされた方の介護度を決める審査会になります。 全ての方が介護認定を受けるわけではなく、もちろん非該当になる方もいらっしゃいますの で、どのぐらい介護が必要かということをそこで検討していただいて、介護度が決まるとい う状況になっています。

入所の入る審査会というのは、各ホームとかで入所判定会というのが行われますので、そ

れとは全く別になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) すると、施設に入るということは、要介護、施設で決めると言いましたよね。そうすると、要介護3から入るんですよね。あと、要支援1、2というのは、それも審査会で決めて、要支援1、2はやらないんですよね。要介護1、2、3、4、5ですよね。
- ○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長(熊田典子君) お答えいたします。

介護を受けたいと思う方がまず介護申請をしまして、その審査会で介護度が支援1から介護5までの間で判定されまして、それをもとに介護3以上の方は、今度、施設のほう、特養のほうは申し込み可能になってきます。支援2以上の方だと、グループホームが入所可能な段階になるということで、そういうふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) 了解しました。

あと、介護1号保険ありますよね、村で65歳から村に入ってくるという1号保険。あれは 一般財源に入れるんですか。これは何か基金か何かにするんじゃなくて、一般財源に入っち ゃうんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

- ○住民福祉課長(熊田典子君) 一般財源の中に介護保険料というのは含まれております。負担の割合でいいますと、ここの。
- ○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。
- ○4番(服部 晃君) わかりました。了解しました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第8、議案第35号 平成31年度天栄村風力発電事業特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第35号 平成31年度天栄村風力発電事業特別会計予算 についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,324万3,000円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

168ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度1,000円。存目 計上であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度9万4,000円、比較3万 1,000円。基金利子であります。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円。前年度繰越金であります。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度6,814万8,000円、比較2,271万6,000円の減。売電収入でありますが、4号機を運転停止しているため減となっております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度6,998万3,000円、比較2,394万5,000円の減。13節委託料の一番上でございますが、昨年度はブレードの詳細点検を 実施したため、昨年度と比べますと約1,500万円ほど減となっております。

次のページをお願いいたします。

25節の基金積立金につきましては150万円ほど増額としております。また、表記ございま

せんが、15節工事請負費で昨年度まで落雷等の修繕工事費を1,000万円ほど計上しておりましたが、本年度はゼロとしております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度326万円、比較126万円の増。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第9、議案第36号 平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計予 算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 議案第36号 平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算 についてご説明申し上げます。

平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,988万円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

176ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度2,839万円、比較 314万5,000円の増。高齢者増による保険料の増の見込みでございます。

2項普通徴収保険料、本年度504万円、比較58万円の増。普通徴収保険料につきましても 増額になる見込みでございます。

- 2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 2目督促手数料、本年度3,000円。昨年と同額計上でございます。
- 3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰越金、本年度53万4,000円、1万3,000円の増。
 - 2目保険基盤安定繰入金、本年度1,375万7,000円、比較447万円の減。
 - 3目広域連合分賦金、本年度28万6,000円、比較8,000円の減。
- 4目保険事業費繰入金、本年度64万1,000円、比較28万2,000円の増。特定健診一般会計負担分でございます。
 - 4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1万円。昨年と同額計上でございます。
- 5 款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円。存目計上でございます。
 - 2 目過料、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度86万5,000円。こちらは広域連合受託 事業の収入で、昨年と同額計上でございます。
- 3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度10万円。昨年と同額計上でございます。
 - 2目還付加算金、本年度1万円。こちらも昨年と同額計上でございます。
 - 4項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 5項雑入、1目雑入、本年度24万円、比較42万円の減。人間ドック助成の広域連合の負担 分でございます。
- 歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度19万1,000円、比較2,000円の増。昨年とほぼ同額計上でございます。
- 2目徴収費、本年度34万3,000円、比較1万1,000円の増。こちらも昨年とほぼ同額計上で ございます。
- 2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度4,718万8,000円、比較74万5,000円の減。こちらは保険料の納付金でござい

ます。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、本年度199万7,000円、比較14万8,000円の減。健診及び人間ドック事業の委託料でございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度10万円、比較ゼロ。

2目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。1目、2目ともに昨年と同額計上でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度3,000円。昨年と同額計上でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度4万8,000円、比較2,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第10、議案第37号 平成31年度天栄村水道事業会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 別冊をお願いいたします。

議案第37号 平成31年度天栄村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

(総則)

第1条 平成31年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1)給水戸数1,508戸。
- (2) 年間総配水量63万6,137立方メートル。
- (3) 一日平均配水量1,743立方メートル。
- (4) 主要な建設改良工事、石綿管更新事業4,800万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益9,842万8,000円。

第2項営業外収益5,041万円。

次のページをお願いします。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用1億3,006万円。

第2項営業外費用1,777万6,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,854万1,000円は、過年度損益勘定留保資金4,472万6,000円、消費税資本的収支調整額381万5,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入、第1項企業債4,500万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費1,000円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金4,000万円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費5,162万1,000円。

第2項企業債償還金8,192万3,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額4,500万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内措置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,340万6,000円。

次のページをお願いします。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,883万7,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142万円とする。

平成31年3月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

平成31年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書によりご説明を申し上げます。 収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度9,571万3,000円、比較80万円の減。こちらは1節使用料の見込み減によるものでございます。

2目受託工事収益、本年度263万2,000円、比較101万円の増でございます。 3節消火栓受 託工事等の増によるものでございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、比較ゼロ。前年同額計上でございます。

4目負担金、本年度2,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度3万円、比較ゼロ。前年同額計上でございます。

2目他会計補助金、本年度2,883万7,000円、比較395万1,000円の増。一般会計からの補助 金でございます。

次のページをお願いいたします。

- 3 目雑収益、本年度2万円、比較ゼロ。
- 4目消費税還付金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 5目長期前受金戻入、本年度2,152万2,000円、比較15万6,000円の増。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度891万2,000円、比較50万円の減でございます。主な理由としましては、5節修繕費で50万円ほど減額計上しております。なお、そのほかにつきましては、ほぼ前年同様に計上しております。

2目配水及び給水費、本年度1,692万6,000円、比較26万円の増でございます。主な理由としましては、2節備消耗品費としまして、本年度検満メーター更新のための数が少ないため、約50万円ほど減額となっております。また、6節修繕費のメーター交換及び修繕等におきまして230万円ほど減額しております。また、そのほか同じ6節内では、漏水修理などの各修繕工事の積み上げで約145万円ほど増額となっております。

このたび新たに計上した費用としましては、4節委託料におきまして、上水道施設データ電子化業務を計上しておりますが、平成25年以降に実施しました石綿管更新事業など、水道施設の情報につきましてデータ化しまして、それをあわせまして地図データとして管理するため、新たに更新費用としまして165万円を計上するものでございます。

そのほかにつきましては、前年同様に計上しております。

3目受託工事費、本年度263万4,000円、比較101万円の増でございます。主な理由としましては、次のページの4節の修繕費におきまして、消火栓の新設及び修繕費として計上しているため増額となっております。

4目総係費、本年度1,863万4,000円、比較554万9,000円の増でございます。こちら主な理由でございますが、1節、2節、4節、19節、20節におきまして、人件費分、これまで1名としていたものを2名として計上させていただきました。これによりまして651万円ほど増額というふうな形になっております。また、11節委託料としましては、消費税改定に対応するため、料金システムの改修として新たに60万円ほど計上しております。そのほかにつきましては、それぞれの節において積み上げ増減等が生じている状況でございます。

5 目減価償却費、本年度8,261万円、比較93万9,000円の増。

次のページをお願いいたします。

6目資産減耗費、本年度13万8,000円、比較82万5,000円。

○議長(廣瀬和吉君) 課長、ストップ。一回休んで。

ここで、審議の途中でありますが、東日本大震災におきまして犠牲となられました方々に 対しまして、1分間の黙禱をささげたいと思います。

皆さん、ご起立願います。

黙禱。

[黙禱]

○議長(廣瀬和吉君) 黙禱やめ。

ご着席願います。

ここで暫時休議いたします。3時5分まで休みます。

(午後 2時47分)

(午後 3時05分)

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) 6目資産減耗費、本年度13万8,000円、比較82万5,000円の減でございます。こちらは配水管の布設替工事に伴う除却によりまして減少しております。

7目その他営業費用、本年度20万6,000円、比較5万1,000円の増でございます。こちらは 口座振替手数料等の増額によるものでございます。

- 2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度1,667万5,000円、比較266万7,000円の減。こちらは企業債償還金利息の減によるものでございます。
 - 2目雑支出、本年度10万1,000円、比較ゼロ。
- 3目消費税、本年度100万円、比較50万円の増。こちらは消費税の納付額が増加するもの と見越しての増額となっております。
 - 3項特別損失、1目固定資産売却損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 2目過年度損益修正損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
 - 4項予備費、1目予備費、本年度100万円、比較ゼロ。

資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度4,500万円、比較ゼロ。

2項負担金、1目負担金、本年度1,000円、比較1,739万7,000円の減でございます。こちらは前年度に実施しました給食センター建設に伴う管布設替工事等が減となったものでございます。

3項補償費、1目補償費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度1,000円、比較199万9,000円の減でございます。 こちらは昨年、防衛施設調整交付金によりまして水道車を購入した際の補助金でございます。 こちらが減となったということでございます。

5項出資金、1目出資金、本年度4,000万円、比較1,000万円の減でございます。一般会計からの出資金の減によるものでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度5,152万8,000円、比較2,753万2,000円の減でございます。主な理由としましては、1節、3節におきまして、石綿管更新の工事等の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項固定資産購入費、本年度9万3,000円、比較345万6,000円。主な理由としましては、

昨年、5節車両及び運搬器具購入費として計上しておりました水道事業の自動車購入費でございますが、こちらがなくなったことによるものでございます。そのほかにつきましては、 存目計上及び給水メーターの費用となっております。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度8,192万3,000円、比較94万4,000円の減で ございます。こちらは企業債償還金でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 9ページなんですが、1目給水収益の中で、節、基本料金、それから 超過料金、メーター使用料がありますが、この基本料金について、今度、消費税が上がると いうような想定のもとにこれ計上しておるかと思いますが、どのようにこの基本料金は変わ るんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

消費税によりまして料金が上がるというふうなことでございますが、こちらにつきましては、ただいま、水道運営協議会、こういった会議の中で今後議論していきたいというふうに は考えておりますが、今のところ消費税増額分のみというふうな考え方で進めていきたいというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) そういたしますと、今度、国のほうで10月から2%消費税が上がるというようなことが言われておりますが、そのときにはやはりこの基本料金は、各家庭ごとの基本料金が2%、もしも国のほうで2%決定して実行するというふうになれば、2%上がることなんでしょうか。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

基本料金等につきましても、基本的には国で示された2%というふうな形で増額したいというふうなことでは考えておりますが、それにつきましても協議会のほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) そういたしますと、この消費税に関しては、必ずしも2%上がる、国で上げたからといって上がるということではないんですか。水道審議委員会の審議に基づい

て2%にするとか、あるいは1.8%にするとかというような、そういう柔軟性を持った考えであるというように理解してよろしいんでしょうか。

○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。

基本的に料金につきましては、総額表示というふうなことで表示しておりますので、料金を上げる際に関しましては、あくまでも水道運営協議会、こちらとの協議の上で引き上げたいというふうに考えております。

- ○議長(廣瀬和吉君) 9番、後藤修君。
- ○9番(後藤 修君) 水道運営審議会で協議をして、上げるかそのままかどうかというのは、 審議の上で実行するというようなことなんですが、2%国で上がりましたらば、やはり2% 上げざるを得ないというような方向であるかどうかを聞きたいんですが。
- ○議長(廣瀬和吉君) 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- ○建設課長(内山晴路君) お答えをいたします。基本的には2%引き上げたいというふうに考えております。
- ○9番(後藤 修君) わかりました。
- ○議長(廣瀬和吉君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審杳報告

○議長(廣瀬和吉君) 日程第11、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、さきに総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となっておりま した事件2件について、総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員長からの審査の結果 の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

[総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇]

〇総務常任委員会委員長(熊田喜八君) 平成31年3月11日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。 天栄村議会総務常任委員長、熊田喜八。

陳情審查報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則 第95条の規定により報告します。

受理番号1。付託年月日、平成31年3月5日。件名、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について。審査結果、継続審査。委員会の意見、全国知事会が「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、国に対し提言を発表したことは理解できるものの、本陳情が村民にとって有益か、引き続き審査する必要があるため。

以上です。

○議長(廣瀬和吉君) 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対す る質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、産業建設常任委員長から審査の結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、大須賀渓仁君。

[產業建設常任委員会委員長 大須賀渓仁君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(大須賀渓仁君) 平成31年3月11日、天栄村議会議長、廣瀬和 吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、大須賀渓仁。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則 第95条の規定により報告します。

記。

受理番号2。付託年月日、平成31年3月5日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見、政府は、2013年の「経済財政の運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引き上げの意向を示し、全国加重平均1,000円を目指すとしている。福島県最低賃金は、時間額で772円となっているが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国で31位と低位にある。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティネット強化や内需拡大に効果があることは明らかであり、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準に引き上げていくことは、県及び村の復興促進のためにも重要であると考える。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。〇議長(廣瀬和吉君) 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成31年受理番号1、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長の報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、平成31年受理番号2、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の 陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長の報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長(廣瀬和吉君) 日程第12、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。 初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長(小山克彦君) 平成31年3月11日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。 天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

- 1、事件(1)本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。
 - 2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。 以上です。
- ○議長(廣瀬和吉君) お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに 決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

〇総務常任委員会委員長(熊田喜八君) 平成31年3月11日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。 天栄村議会総務常任委員会委員長、熊田喜八。 閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。 以上です。
- ○議長(廣瀬和吉君) お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに 決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、大須賀渓仁君。

〔産業建設常任委員会委員長 大須賀渓仁君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(大須賀渓仁君) 平成31年3月11日、天栄村議会議長、廣瀬和 吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、大須賀渓仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(廣瀬和吉君) お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい と思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、服部晃君。

〔議会広報常任委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長(服部 晃君) 平成31年3月11日、天栄村議会議長、廣瀬和吉 殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件(1)議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(廣瀬和吉君) お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい と思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎表彰状伝達

○議長(廣瀬和吉君) 日程第13、表彰状伝達を議題といたします。

去る2月6日、全国町村議会議長会総会において、自治功労者として15年以上議会議員に 在職し、村自治の振興、発展に尽くされたとし、9番、後藤修君、6番、揚妻一男君、5番、 小山克彦君、そして私、10番、廣瀬和吉、以上4名に対して表彰状が贈られておりますので、 ここで伝達をいたします。

9番、後藤修君、6番、揚妻一男君、5番、小山克彦君の順に前にお進みください。 〔表彰状伝達〕

○議長(廣瀬和吉君) 受賞された皆さん、誠におめでとうございます。

これで表彰状の伝達を終わります。

◎日程の追加

○議長(廣瀬和吉君) お諮りいたします。

-232-

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時35分)

○議長(廣瀬和吉君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時36分)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第14、議案第38号 財産の取得に関し議決を求めることについて を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長(揚妻浩之君) 議案第38号 財産の取得に関し議決を求めることについて。 次により財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号 及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年天栄村条例 第7号)第3条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、土地の所在、天栄村大字大里字天房31番1ほか29筆(別表1のとおり)。
- 2、登記地目及び地積、田、山林及び原野5万4,680平方メートル。
- 3、取得の目的、(仮称) てんえいふるさと公園整備用地。
- 4、取得予定価格、5,788万656円。
- 5、契約の相手方、住所、天栄村大字大里字宮下21番地。氏名、大谷一忠ほか16名(別表 2のとおり)。

おめくり願います。

別表1。所在、字、地番、地目、地積(平方メートル)。

天栄村大字大里字天房31番1、田161。32番1、田599。33番1、田225。35番1、田1,638。

40番1、田1,672。41番1、田159。41番2、田2,207。42番、田2,186。43番、田1,168。44番、田1,212。45番1、田2,466。46番1、田2,144。47番、田1,007。48番、田278。63番、原野2,151。101番、山林151。字八石1番1、山林9,723。3番、山林181。5番、山林992。7番、山林214。93番4、山林285。96番1、山林5,428。96番3、山林127。97番、山林2,358。98番、山林3,298。100番、山林965。101番、山林1,506。103番1、山林6,460。104番、山林1,866。108番1、山林1,853。合計5万4,680平方メートル。

次をお願いいたします。

別表2。住所、氏名。

天栄村大字大里字宮下21番地、大谷一忠。天栄村大字大里字宮下66番地、大谷雅堂。天栄村大字大里字出田廻28番地、小沼邦夫。天栄村大字大里字西小屋125番地、春日富夫。天栄村大字大里字出田廻30番地、小板橋正。天栄村大字大里字西小屋163番地、小針壽勝。天栄村大字大里字南沢38番地、須藤政孝。天栄村大字大里字出田廻28番地、添田アキエ。天栄村大字大里字坂口32番地、添田衛二。天栄村大字大里字出田廻31番地1、添田陽一。天栄村大字大里字丹下1番地5、中野明。東京都中野区弥生町4丁目22番地4号、丸山誠治。鏡石町前山42番地1、宗方行雄。天栄村大字大里字西小屋182番地1、和田和子。天栄村大字大里字西小屋164番地、和田吉正。天栄村大字大里字西小屋158番地、和田宏喜。天栄村大字大里字西小屋180番地、和田正博。

提案理由をご説明申し上げます。

道の駅季の里天栄の周辺を一体的に整備する(仮称)てんえいふるさと公園整備に必要な 土地を取得したく、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関 する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する土地につきましては別表1に記載の30筆5万4,680平方メートルで、所得予定価格は5,788万656円であります。契約の相手方は別表2に記載の17名であります。

説明資料をご覧願います。

今回取得する用地の位置図でございます。赤線で囲んだ範囲が取得する用地となります。 図面上側の囲み、これが山林及び原野で16筆3万7,558平方メートル、下側の囲みが田で14 筆1万7,122平方メートル、合計30筆5万4,680平方メートルとなります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第15、発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、大須賀渓仁君。

[3番 大須賀渓仁君登壇]

○3番(大須賀渓仁君) 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見 書提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日。

提出者 天栄村議会議員 大須賀渓仁

賛成者 天栄村議会議員 小山 克彦

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

政府は、2013年の「経済財政の運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引き上げの意向を示し、全国加重平均1,000円を目指すとしている。

福島県最低賃金は、時間額で772円となっているが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国で31位と低位にある。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティネット強化や内需拡大に効果があることは明らかであり、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準に引き上げていくことは、県及び村の復興促進のためにも重要であるため意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

なお、意見書については別紙のとおりでございます。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(廣瀬和吉君) 申し上げます。

以上で今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。 これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成31年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 5月27日

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日	結 果
議案1号	天栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に ついて	3月6日	原案可決
2号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	3月6日	原案可決
3 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	3月6日	原案可決
4号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月6日	原案可決
5号	天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	3月6日	原案可決
6号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	3月6日	原案可決
7号	天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	3月6日	原案可決
8号	須賀川市と天栄村との一般旅券の申請受理及び交付等に 関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議につ いて	3月6日	原案可決
9号	工事請負契約の一部変更について	3月6日	原案可決
10号	天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について	3月7日	原案可決
11号	天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について	3月7日	原案可決
12号	平成30年度天栄村一般会計補正予算について	3月7日	原案可決
13号	平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
14号	平成30年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
15号	平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正 予算について	3月7日	原案可決
16号	平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算 について	3月7日	原案可決

議案番号	件 名	議決月日	結 果
17号	平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
18号	平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
19号	平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
20号	平成30年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
21号	平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月7日	原案可決
22号	平成30年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月7日	原案可決
2 3 号	平成31年度天栄村一般会計予算について	3月8日	原案可決
2 4 号	平成31年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月8日	原案可決
2 5 号	平成31年度牧本財産区特別会計予算について	3月8日	原案可決
26号	平成31年度大里財産区特別会計予算について		原案可決
2 7 号	平成31年度湯本財産区特別会計予算について	3月8日	原案可決
28号	平成31年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算 について	3月11日	原案可決
29号	平成31年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
30号	平成31年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
3 1 号	平成31年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月11日	原案可決
3 2 号	平成31年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
33号	平成31年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月11日	原案可決
3 4 号	平成31年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月11日	原案可決
3 5 号	平成31年度天栄村風力発電事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
36号	平成31年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月11日	原案可決
3 7 号	平成31年度天栄村水道事業会計予算について	3月11日	原案可決
38号	財産の取得に関し議決を求めることについて	3月11日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件	名	議決月日	結 果	
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提		3月11日	原案可決	
	出について		ЭЛПН		

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
1		全国知事会の「米軍基地負	大阪府豊能郡能勢町稲	
		担に関する提言」の主旨に	地128-3	
	平成31年	基づいて、地方自治の根幹	日米地位協定を見直す	総務
	1月21日	を脅かす日米地位協定の	会	常任委員会
		見直しを国に求める意見	共同代表	
		書提出の陳情について	難波 希美子	
2			須賀川市塩田字池渋沢	
	 福島県最低賃金の引き上		1 2 1	
	平成31年	個の宗取は真立の別で上 げと早期発効を求める意	日本労働組合総連合会	産業建設
	2月14日	2月14日 日書提出の陳情について	福島県連合会	常任委員会
	元音近山の州州について	須賀川地区連合		
			議長 鈴木 重一	

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結	果	
平成31年		全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に 基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見		継続審査	
	оло п	直しを国に求める意見書提出の陳情について			
2	平成31年	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見	採	択	
	3 月 5 日	書提出の陳情について	1木	扒	